

第1日目（2月28日）

第1回福生市議会定例会会議録（第1号）

平成17年2月28日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聡君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局 局長	小林 作二君	議会事務局 局次長	島田 幸治君	臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	助役	高橋 保雄君	収入役	並木 茂君
教育長	宮城 眞一君	企画財政 部長	野崎 隆晴君	総務部長	吉沢 英治君
総務部 参事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部長	田辺 恒久君
福祉部長	木住 野佑治君	都市建設 部長	清水 喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参事	嶋崎 政男君	選挙管理 委員会 事務局長	山崎 典雄君	監査委員 事務局長	荒井 公雄君

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第1回福生市議会定例会議事日程

開議日時 2月28日（火）午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長の施政方針演説及び教育委員会の基本的な考え方について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度福生市一般会計補正予算（第6号）〕
- 日程第6 議案第1号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第2号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）
- 日程第8 議案第3号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第4条期末手当関係）
- 日程第9 議案第4号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）
- 日程第10 議案第5号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第3条期末手当関係）
- 日程第11 議案第6号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第7号 福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第8号 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第9号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第10号 福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第11号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第12号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第13号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第14号 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第20 議案第15号 福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第16号 福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める
条例
- 日程第22 議案第17号 福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 日程第23 議案第18号 福生市国民保護協議会条例
- 日程第24 議案第19号 福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例
- 日程第25 議案第20号 平成17年度福生市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第26 議案第21号 平成17年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第
3号）
- 日程第27 議案第22号 平成17年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第28 議案第23号 平成17年度福生市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第24号 平成17年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第25号 平成17年度福生市受託水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第26号 平成18年度福生市一般会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成18年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 平成18年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第30号 平成18年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第36 議案第31号 平成18年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第37 議案第32号 不動産の譲与について
- 日程第38 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第39 陳情第18－1号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してか
かれる医療」を求める陳情書
- 日程第40 陳情第18－2号 障害者自立支援法に関する陳情書
- 日程第41 陳情第18－3号 サービス利用や負担など介護保険の改善を求める陳
情書
- 日程第42 陳情第18－4号 患者負担増の計画の中止を求める陳情書

午前10時 開会・開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第1回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において

21番 遠藤 洋 一 君

22番 小野 沢 久 君

1番 加藤 育 男 君

以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（小林議会事務局長報告）

- 1 平成18年第1回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第1号外33件）（別添参照）
- 3 陳情書の受理について（陳情第18-1号、陳情第18-2号、陳情第18-3号、陳情第18-4号）（別添参照）
- 4 議案説明員の委任について（別添参照）
- 5 議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 6 専決処分の報告について（別添参照）
- 7 平成17年11月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 8 平成17年12月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 9 平成17年度第2回定期監査の結果について（別添参照）
- 10 平成17年度第3回定期監査の結果について（別添参照）
- 11 本会議資料の提出について（議案第1号、議案第17号関係）（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る2月21日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、今定例会に提出されております案件は、市長から報告1件、議案33件と、陳情者から陳情4件が提出されております。

一般質問につきましては、１９名の議員から通告されており、通告時間は１８時間２５分となっております。

それから、日程第２の会期の決定後に、先例に倣いまして議員の表彰状の伝達を行うことといたしました。伝達の方法につきましては、議長から演壇で表彰を受ける議員の皆さんに表彰状をお渡ししようとする方法で行いたいと思います。

それから、日程第３につきましては、市長の施政方針演説と、教育委員会委員長により教育委員会の基本的な考え方について発言をすることになっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いましてお手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしております。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第８、議案第３号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第１０、議案第５号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、期末手当の関係でございますので、慎重審議の上即決でお願いすることになっております。

それから、その他の案件につきましては、既に御配付しております付託表のとおり各所管委員会に、また日程第３１、議案第２６号、平成１８年度福生市一般会計予算につきましては特別委員会を設置して付託し、審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数を勘案いたしまして２月２８日、３月１日、３月２日、３月３日の４日間を本会議とし、これは初めてのことでございますけれども、３月４日から２７日まで休会として各委員会を開いていただき、最終日を２８日とする２９日間の会期といたしました。

次に、全員協議会でございますが、議会側から協議事項がございますので、開催することにいたしました。なお、協議事項の関係で２回に分けて行うこととし、１回目は一般質問をすべて終了した後に行い、２回目は３月３日の本会議終了後に開催することにいたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願いを申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり２月２８日から３月２８日までの２９日間と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は２９日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより、東京都市議会議長会より表彰された方々に対しまして表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（小林作二君） それでは、私の方から対象者の方のお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、御登壇をいただきたいというふうに思います。

まず、11番森田昌巳議員。

(11番 森田昌巳君登壇)

○議長(石川和夫君) 「表彰状、森田昌巳殿。あなたは福生市議会議員として9年の長きにわたって地方自治の進展と議会の運営に尽くされたその功績はまことに顕著であります。よってここに表彰いたします。平成18年2月14日、東京都市議会議長会会長山田勝義」代読でございます。おめでとうございます。(拍手)

○議会事務局長(小林作二君) 続きまして、20番清水信作議員。

(20番 清水信作君登壇)

○議長(石川和夫君) 「表彰状、清水信作殿。」以下同文でございます。おめでとうございます。(拍手)

○議会事務局長(小林作二君) それでは、恐れ入りますが、ここで正副議長の交代をお願いいたします。

それでは、続きまして、12番石川和夫議員。

(12番 石川和夫君登壇)

○副議長(森田昌巳君) 「表彰状、石川和夫殿。あなたは福生市議会議員として10年の長きにわたって地方自治の進展と議会の運営に尽くされ、その功績はまことに顕著であります。よってここに表彰いたします。平成18年2月14日、東京都市議会議長会会長山田勝義」(代読)おめでとうございます。(拍手)

○議会事務局長(小林作二君) ありがとうございます。以上でございます。

○議長(石川和夫君) 以上で表彰状の伝達を終了いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第3、この際、市長及び教育委員会委員長から、市長の施政方針演説及び教育委員会の基本的な考え方についての発言の申し出がありますので、これを許します。

まず、市長から発言願います。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。平成18年第1回市議会定例会に当たり、貴重なお時間をいただきまして、私の施政方針を申し述べさせていただきますことを心から感謝申し上げます。

私が2期目の施政運営に携わることとなりましてから早くも1年9カ月余りが経過をいたしました。その間、今までの6年は1年でといった意識を持って、施策遂行のスピードを早め、進めてまいりましたが、その間の議員並びに市民の皆さんの多大なる御指導、御支援、御協力に改めて厚くお礼申し上げます。

施政運営の際、私が一つの指針としておりますことは、将来の市民が、私たちが生きた時代をどのように評価するかということでもあります。生産年齢人口が大きく減少すると予測されている中で、現在を生きる私たちは、長期的視野に立った行動、将来の市民のことを考えた行動が求められております。自然環境の保全、社会構造の改革、自治体の行財政運営上でも改善できるところは改善し、我慢できることは我慢し、負担しなければならないことは負担するという意識を市民の皆さんと共有し、市政運営

を行なってまいりたいと考えております。

現在、大きな流れとして進んでおります「国から地方へ」「官から民へ」といわれる構造改革は、つまるところ依存型社会から自立型社会への転換といえます。それは自治体にあっては自治の確立であります。自立した行財政運営が求められ、国からの補助等を4兆円削減し、3兆円を自治体財源として税源移譲する、そして地方交付税の見直しを行うという三位一体の改革は18年度で第1段階が終了します。

これを自治確立の好機ととらえ、福生市は構成するすべての主体が協力し合ってつくっていくという思いをさらに強くしていきたいと考えております。そして市民生活にあっては自己選択、自己決定、自己責任であります。公を含む誰かが何かをしてくれるということではなく、みずからがやるということであり、みずからの主体的な動き出しがない限り人生は何も始らず、千里の道もまず第1歩からであります。

さらに、これらを明確にした上で大切なことは、社会的弱者への状況に応じた徹底的な支援であり、個としての人間同士の相互支援であります。自助と互助と公助が噛み合い、努力したものが報われる社会、すなわち精神的にも経済的にも満足度の高いまちづくりを目指してまいりたいと思います。

このような視点から見ますと、各主体が自立し、対等の関係のもと、自助、互助があり、そして公助があるという「補完性の原理」の考え方は、社会の構成原理として国、広域的、あるいは基礎的を含む地方自治体、市民、民間企業すべてのあり方、関係にも作用いたします。国と自治体との間にも互助は成立し、基礎自治体だけでは解決できない問題について、基礎自治体が共同して解決していく共助、広域連携の考え方も生まれてまいります。

また、少子高齢社会、あるいは男女共同参画社会などの社会環境の変化は新たな公共サービスの需要を生み、また公共サービスを担うことができる多様な主体も成長する中で、公共のあり方についても考え直すことが必要となっております。今日の社会環境の変化は、私的な問題を社会的な問題へと変容させ、以前は介護や子育てなど個人や家庭の単位で完結していたものが、その中だけでは完結できなくなっており、健康、住環境や景観といったことも同様に公共の範囲が広がってきております。

しかし、公共サービスの領域が拡大する一方、行政が担うことのできる範囲は、財政問題などから逆に狭まっており、そのズレともいえるべき領域「新しい公共空間」への対応が重要な課題として問われております。そこに民間、市民との協働が求められることとなります。社会的弱者への十分な配慮など公平性の担保等に行政が一定のかかわりを持ちつつ、地域の多様な主体がそれぞれの立場で役割を担うことにより豊かな「新しい公共空間」が形成されることとなります。これが地域にふさわしいさまざまなサービスを適正な受益と負担のもと自立した自治体、自立した市民がみずから考え、決定し、地域の多様な主体と行政が協働しながら進める分権型システムへの転換ということでございます。

行財政での自立、市民自治の確立を目指し、施策を進めていくことは、その過程でさまざまな情報をもとに理解の共有を図りながら議論することが必要となってまいります。自律した市民がいなければ行財政改革も分権型システムへの転換もなし得ませ

ん。市民として受け身の立場から公共サービスを担う立場へ、自助、互助へ、受動から能動へとシフトすることでもあります。

おかげさまで福生市は自立した市民、行動する市民がふえてきているとの認識を持っており、今後も市民参加、協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりまして、大変ありがたく思っております。

近年、この市民参加の機会拡大ということについて、地方自治体はさまざまな施策を展開しております。しかし、そこでは市民参加の趣旨というものについて誤解もあるように思います。行政の都合による市民参加であってはならず、自分や自分たちがよき地域社会の中で生活できるまちづくりへの主体的参加ということでもあります。それは高負担、高福祉化、低負担で一定のサービス化の選択の問題でもございます。

さて、地方自治体のあり方や市民のあり方、市民参加、協働について申し上げてまいりましたが、前提となる自立した主体としての対等な関係の構築には、情報の共有が不可欠であります。市民から見て行政運営の過程が不透明であったり、行政活動の成果が見えにくいことは市民の行政への信頼感を損ねることとなりますので、説明責任に基づく情報の共有がますます重要となってまいります。

昨年、個人情報保護法が全面施行され、個人情報に関する市民の意識は格段に向上し、法の目的は達成されつつある面もありますが、一方ではさまざまな分野で法の趣旨を見誤った混乱や過剰な対応が表面化しております。

昨年実施された国勢調査では、個人情報の流失への懸念から回収率が低下するという現象があらわれ、また医療現場や地域社会で必要な情報が提供されないなど、過剰反応ともいえる状況も発生しております。

個人情報は保護されなければなりません。しかし、個人情報にもまた軽重があるのも確かで、社会生活の中である程度のお互いの情報を知っておく必要もあり、地域での支え合い、安全、安心な暮らしには欠かせないものがございます。

福生市といたしましても、市政運営の正しい理解の共有を目指し、適切な情報の公開、共有を進めなければならないと考えております。

このところライブドア事件、耐震偽装、談合、青少年を含む犯罪、放火、交通事故など考えられないような事件、事故が起こっております。私たちの社会を支える信頼という考え方が大きくゆらいでいます。市民の安全、安心を守ることは行政に課せられた責務ですが、行政だけでは処理できず、市民の皆さんの自主的な活動が必要であり、行政と市民がまさに協働することによって安全、安心のまちがつくられていきます。

市内での連続放火事件や児童生徒の安全確保のために、町会等多くの市民の方々が自主的にパトロールしてくださっていること、PTAを初め地域の方々が通学路の安全確認や防犯マップづくりに積極的にかかわっていただいていること等を含め、さまざまな場面に参加していただいている市民の皆様に深い敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

次に、議会、市民の皆さんには大変御心配をお掛けしております横田基地の問題でございしますが、基本的には基地はないことが望ましい。しかし、国策として存在する

以上容認するしかないが、存在による迷惑については国、全国民によって十分な配慮をしていただきたいというスタンスは変わっておりません。

今回の関東空軍施設整備統合計画以来の大きな変化である基地の態様の変化は、基本的に国防政策として国が責任をもって国民に説明していく必要がありますが、国防の重要性、世界平和の視点と同時に、基地周辺住民、福生市民の生活を守ること論じられなければなりません。

自分たちのまちがどのように影響を受けるのか、自分たちの生活にどのような変化が生ずるのか、市の行財政への影響がどのようになるのかといった課題について、十分な情報のもと、議論が必要であると考えております。在日米軍再編に関する中間報告前後の強い情報提供の要請に対しましても、国からは十分な情報提供、説明がない状況がございましたので、「広報ふっさ」2月1日号や市ホームページにその時点で市が把握している情報を掲載させていただきました。その後、国からの現時点での回答がありましたので、2月15日付広報等でお知らせをし、今後、市民からの御意見等を参考に、議会での御意見をいただきながら対応してまいりたいと存じます。

次に、行政改革への取り組みでございます。平成18年度からは第4次行政改革大綱に基づき、新たな目標をもって推進してまいりますが、ここでは平成13年度から平成17年度までの5年間を目標期間とする第3次行政改革大綱の進捗状況について若干申し上げさせていただきます。

本大綱は、行政を取り巻くさまざまな課題を克服し、真に市民のためのまちづくりを進めていくために、これまで以上に自己決定と自己責任を持ち合わせた自立的な行財政運営が求められているとし、市としての独自性を発揮しながら、市民から高い評価を受け、他の自治体に誇れるまちづくりを進めていくこととしております。このため職員の意識改革、市民参加と情報提供を基本方針として、事務事業、組織や人事制度の見直し、財政の健全化や広域行政の推進に取り組んでまいりました。

事務事業の見直しでは、事務事業評価制度の導入による計画、実施、評価、再実施、すなわち、PDCAサイクルの確立を図り、組織、人事制度の見直しでは、社会環境の変化や市民ニーズに的確に対応するための組織の随時の見直し、職員目標管理制度の導入やプロジェクトチームの活用、横断的政策課題に対する部長本部制度の導入などを行い、職員の意識改革につながる施策を推進してまいりました。

また、財政の健全化では、自主財源の確保、予算枠配分方式の導入などを行い、職員数の適正化、削減につきましては、平成17年度当初で27名、約6.4%の削減が図られ、3%以上としておりました目標を達成しているところでございます。

今後も、本年度策定いたします第4次行政改革大綱において、分権型社会での自立した自治体として、より一層改革すべき課題、また取り組まなければならない課題を明確にし、市民の皆さまの御理解を得られる具体的な目標の設定、施策の推進を図ってまいります。

行政のみならず、さまざまな主体が提供主体となる新しい公共の形成過程では、行政改革が一層の重要性を持つと考えております。そのために行政改革の目的、具体的な行動計画やその進捗状況、効果を随時公表し、理解を共有して進めてまいりたいと

考えております。

次に、財政運営についてでございます。三位一体改革につきましては、地方側からの評価はさまざまではありますが、地方分権の核となる財源問題に一定の方向性が出されたことは評価すべきものと思っております。今後は、地方交付税制度等について、そのあり方も含め検討がなされることとなりますが、地方と国の十分な議論の上で決定されなければならないと考えております。

この三位一体改革の福生市への影響でございますが、16年度から実施された国庫補助負担金の一般財源化と当面の措置であります所得譲与税との比較から、それほどの財政的影響はございません。しかしながら、今後本格的に税源移譲がなされ、また地方交付税の削減等が行われますと、相当の影響が出ると考えておりまして、行財政の効率化は待ったなしの課題と考えております。

平成18年度予算の編成は、このような状況を十分考慮した上で、基本的な考えとして近年の市税や地方交付税の大幅な減収、大規模改築事業や行政需要の増加など極めて厳しい財政状況との認識のもと、歳入確保に向けた実効性のある工夫と取り組み、歳出抑制に向けた一層の事務事業の見直しを図ることとしております。

また、予算編成方針として長期的視点に立ち、財政調整基金、都市施設整備基金の取り崩しをせず、臨時財政対策債借入額を可能な限り圧縮をいたしました。後ほど提案申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、実施計画の策定や予算の編成の際に考慮しなければならない優先的に取り組む重点課題につきましては、私からも各部長に指示し、全職員の共通認識のもと、具体的な施策として取り組みを図ることとしております。

18年度の重点課題といたしまして、まず情報の共有化がございます。施策の立案の時点から情報を共有し、議論を深め、理解を共有することにより、市民の求める施策の方向性が得られるものと考えております。

また、職員にあっては市民の考えや意識等の情報を収集することが重要であり、米軍再編問題などでは国等からの情報を速やかに収集、把握し、市民へ提供することも大変重要であると考えております。

そのためには、職員の資質向上が求められ、市民の価値観の多様化や行政のあり方を含めた社会状況の変化に対応できる能力を、職員一人一人が問題意識を持って高めていくことが必要となります。

また、財政基盤の確立として、徴収率の向上、新たな産業構造の創造や住構造の改善などによる自主財源の確保など、さまざまな工夫が必要になります。

そのほか協働のまちづくり、子育て支援、健康増進計画とその実施や、安全・安心まちづくりなどの重点課題があり、またハード面では庁舎や福生病院の建替えなどの大規模事業もございます。これらの重点課題に対して効率的、効果的な取り組みを行ってまいりたいと思います。

続きまして、各分野における考え方と18年度の主要な事業について申し上げます。初めに教育、文化の分野でございますが、引き続き教育委員会の主体的活動への支援を行うとともに、子どもたちが学校などでの集団生活を楽しく、安心して過ごせるよ



う、地域との連携による安全・安心対策に取り組んでまいります。また、すべての市民が、生涯にわたって学びの喜びを得られるような学習環境の整備を図り、自立した市民形成の支援に取り組んでまいります。

新年度には、軽度な発達障害がある児童への特別支援教育の充実を図るため、現在福生第六小学校に設置されております通級指導学級を福生第五小学校にも設置いたし、また児童・生徒が安全に楽しく学校生活を過ごせるよう、校内安全の確保を目的といたしまして、全小中学校に防犯カメラを設置いたします。加美平野球場防犯ネット改良工事、中央体育館耐震補強等事業などにも取り組むこととしております。

次に、福祉、保健、医療の分野では、まずこの分野での重点課題としております健康増進策についてでございますが、市民一人一人が健康を維持、増進し、豊かな生活を送るために、健康増進策、介護予防施策へと重点を移し、一層の予防的施策を推進してまいります。

具体的には17年度策定の「健康ふっさ21計画」に基づき、市民の意識高揚のための啓発活動とともに、地域と連携したさまざまな事業に取り組み、健康ふっさづくりを目指してまいります。

公設保育園につきましては、多様な保育ニーズへの適切な対応、保育の質的向上を目的に民間へ移管してまいります。なお、民間移管に際しては保護者の不安を招かないよう十分な説明を行いまして、理解を得ることが重要と考えております。

乳幼児、児童の時期は生活や遊びの中で具体的な体験を通じて基本的生活習慣を学び、人間形成の基礎が培われる重要な時期でございます。その重要な時期への適切な支援として、子ども家庭支援センターの相談体制の充実を図り、虐待への対応や家庭、地域の子育て力の向上を図ってまいります。

新年度におきましては、介護保険特別会計での地域支援事業として、介護予防が必要な特定高齢者に対し筋力トレーニング事業、口腔機能向上事業や低栄養予防事業を実施し、地域包括支援センターの設置も行なってまいります。

また、羽村市との共同で開設いたします精神障害者地域生活支援センター等の障害者自立支援の拡充、子育て支援策として、乳幼児医療費助成事業における2歳未満児童の保護者の所得制限の撤廃、乳幼児ショートステイ事業の実施など、児童養育環境の充実を図ります。

福生病院の建替え事業につきましては、18年度に現駐車場部分での外来と病棟建設工事に着手し、20年度一部オープンに向けて進めていくこととなっております。

次に、都市基盤整備の分野でございますが、多くの市民の方に御参加いただいた都市景観市民会議で示された市民プランに基づき、現在、都市景観基本計画の策定に向け、時期折々での市民の方々の意見等もいただきながら順調に進んでおります。

都市景観は市の顔であり、他市から認められ尊敬される風格のあるまちへの大変重要な要素と考えております。福生市には多摩川、玉川上水の緑豊かな自然景観や、酒蔵などを中心とした落ち着いたたたずまいなど、景観としての資源も多くございます。しかし、景観としての統一性や資源として活かしていく方法など、市民と十分に議論しなければならないこともございます。またタバコの投げ捨て、路上駐車・駐輪、捨

て看板等、景観を損なうマイナス要因もございます。

多くのプラス要因を守り育て、マイナス要因を少なくしていく行動を協働して進めていくことが求められており、都市景観基本計画はその道標となるものでございます。18年度には関係条例を策定し、美しい都市景観を市民とともに守り、育てていきたいと考えております。

さて、都市景観を構成する重要な要素として私たちの日々の生活があり、住みやすさ、暮らしやすさを実感する場としての住宅があります。福生市にとりましては、防災、環境等の課題を含めて住構造の改革が急務となっております。老朽化等住宅の質や持ち家比率の低さなど、福生市特有の住構造の影響は、福祉や歳入の面など多方面にわたり、都市基盤整備の重点課題であると認識をしております。

新年度におきましては、質の向上による定住化対策、耐震対策など総合的な住構造改革を目的とする住宅マスタープランの策定に取り組んでまいります。また新耐震基準以前の木造住宅の耐震化を図るため、実態調査に基づく「既在建築物耐震改修等促進計画」を策定いたし、耐震化推進のための施策のあり方について検討を進めてまいります。

主な新規事業といたしまして、児童・生徒の通学路の安全確保、安全性の高い道路整備として、福生第二小学校正門側の市道第181号線歩道設置事業、福生第一中学校西側の青梅線側道を拡幅改修する市道第30号線歩道設置事業などを予定しております。また、八高線東福生駅自由通路上屋設置工事の着工などとともに、拝島駅自由通路整備事業につきましては、昭島市と協力しながら引き続き取り組んでまいります。

次に、生活基盤整備の分野でございます。福生市は今まで大きな災害に見舞われた経験はございませんが、自然災害は必ずくるという意識を持ち、常に対策を考えていくことが必要でございます。市民生活を守るため、市民一人一人の意識啓発、対策を支援するとともに、総体的な防災施策を進めてまいります。

さて、地球環境は悪化の一途をたどっているといっても過言ではない状況の中、私たちは日々の生活行動が一つひとつ重なり、地球規模での環境に影響を与えることを考えなくてはなりません。身の回りの自然への小さな気配り、その積み重ねが環境を再生し、未来の人々へと受け継がれることを日々意識して、市民の皆さんとともに環境施策を進めてまいります。

新年度では、福生市国民保護計画の策定、防災マップ、洪水ハザードマップの作成配布などを実施いたし、飼い主のいない猫との共生事業などにも取り組んでまいります。また循環型社会への第一歩として容器包装プラスチックの資源化や、地球温暖化対策の具体化としての地域新エネルギー詳細ビジョンに基づく地域エネルギー事業の可能性についても検討してまいります。

次に、産業の振興の分野でございますが、福生市商工会への支援、協働により振興を図ってまいりますとともに、新産業の創出ということも考えなければなりません。

経済産業省は、平成16年に新産業創造戦略をまとめ、強い製造業の復活と、雇用を生み出すさまざまなサービス業の創出による産業構造転換を図ることが不可欠であるとし、その方策として西多摩地区を含んだ首都圏西部地区を地域産業活性化プロジ

エクトに指定し、社団法人TAMA産業活性化協会を設立いたしましたところでございます。この目的とするところは、産・官・学、地域等の組み合わせによる新たな産業の創出、需要の創出によって地域経済の再生を図ろうとするものでございます。

福生市といたしましても、ハイテク企業や環境・エネルギー分野での新規事業、健康サービス等さまざまなサービス業などを市の商工業の新たな分野として創出することが必要と考えており、庁内職員による勉強会を立ち上げまして、情報収集、検討を進めております。

そのため、情報収集、あるいは新産業創出のヒントを得られればとの思いから、TAMA産業活性化協会に入会することといたしました。また、このTAMA産業活性化協会に入会している西多摩地域の自治体、商工会とも連携を図り、新たな産業構造を求め、研究や情報収集を行うため、仮称ではございますが、青梅線沿線地域産業クラスター推進協議会も結成をしております。

この「クラスター」という言葉でございますが、産業分野の言葉でございます、ばらばらのものが結び付き、集合体となることによって大きな力を発揮していくといったような意味で使われております。

次に、構想推進の分野でございますが、行政運営は将来を見据えた計画的な遂行が重要でございます。また、同時にその計画の総体的な進行、個単位の事務事業の進行についても十分な管理が必要となります。

新年度では、基本構想及び基本計画に掲げられた目標を計画的に実現させるため、事務事業が計画どおり進行するよう管理することを目的に、福生市総合計画進行管理要綱を制定し、行財政の総合的、効果的な執行を図ってまいります。

従来からの取り組みである前年度での実施計画策定、実施後の事務事業評価の間に当該年度の事務事業の進行状況を点検する進行管理が入ることにより、PDCAサイクルが完成し、総合的な施策、政策の評価、見直しが可能となると考えております。このサイクルに、職員目標管理や予算枠配分、また事務報告書作成などを連携させることにより、行政全体の流れ、その評価を行うことができ、行政評価というものにつながっていくこととなります。また、新年度からは人事考課制度を導入し、職員の能力等の発掘、効果的な配置を目指すとともに、給与制度の改善等に取り組んでまいります。

庁舎建設につきましては、議会、市民の皆様の御理解と御協力によりましていよいよ工事施工となります。工事期間中、市民の皆さんにはいろいろと御迷惑をおかけすることになりますが、御理解を賜りたいと存じます。

新年度の主な事業としては、NPO等市民活動団体の育成や事業支援のための市民活動促進補助金制度の新設や、「輝き市民サポートセンター」の活動充実に努めてまいります。また自治基本条例につきましては、全市民のものとするためには、どのような過程でどのように作り上げていくことがよいのか等について、職員での研究を進めてまいります。

なお、各分野ごとの具体的な事業につきましては、実地計画により明らかにしておりますので、御参照をいただきたいと存じます。

結びに、まちづくりは、「人育て」であり、その人々による「まち育て」であります。自立した市民は、日常生活でのさまざまな問題をよりよく解決しようとする話し合いの中で議論し、学習することによって形成されるものであり、福生市の光も影も含めたすべての情報を共有し、ともに議論していかなければなりません。

その過程では、市民と行政との役割分担や市民間の公平性の課題など、厳しい議論となることも考えられます。しかし、議論を経て自分の意思が反映され、参画しているという思いを持つことができた市民は、自分が住むまちを自分のまちとして意識し、そこに福生市民が生まれます。そして、福生市というまちに誇りを持ち、まちでの暮らしを楽しむ市民がいる自立したまち「輝く街 福生」がつくられてまいります。

私たちといたしましては、市民から負託された大きな責任を自覚し、職員とともに全力を上げて「輝く街 福生」の構築に取り組んでまいり所存でございます。議員各位、市民の皆様の一層の御指導、御協力をお願い申し上げまして、平成18年度の施政方針とさせていただきます。

長時間にわたり御清聴を賜りまして、まことにありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で市長の施政方針演説についての発言は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

~~~~~

午前10時46分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、教育委員会委員長から発言をお願いいたします。

（教育委員会委員長 清水希益君登壇）

○教育委員会委員長（清水希益君） 皆さまおはようございます。平成18年第1回市議会定例会にあたり、貴重なお時間をいただきまして、福生市教育委員会における行政運営の基本的な考え方について申し述べる機会をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、昨年来、義務教育に関する制度のあり方が、国の諮問機関である中央教育審議会できろいろと議論され、昨年10月に答申が発表されました。今回の審議の最大のテーマは、「義務教育の構造改革」であります義務教育費国庫負担金制度の取り扱いや、学習指導要領の見直し、学校と教育委員会の関係、学校・家庭・地域の役割などについての提言であり、大きな関心を寄せております。

そのような中で、教育委員会といたしましては、教育改革の実質的な効果を上げるべく、具体的な施策を積極的に推進してまいり所存でございます。そこでさきの定例教育委員会におきまして、学校教育並びに生涯学習における教育施策推進の羅針盤といたすべく「平成18年度の福生市教育委員会の教育目標及び基本方針」を定めたとところでございます。

その具体的な内容につきまして、以下申し述べたいと思います。まず教育目標として掲げておりますことは、子供たちが知性・感性・道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長する教育を推進することにあります。また、教育は学校・家庭・地域のそれぞれ

れが責任を果たしてこそその成果が上がるものとの認識に立ち、すべての市民が参加する教育の実現を目指してまいります。

次に、ただいま述べました教育目標を実現するための基本方針でございますが、4つの柱を立て、具体的な推進の内容を示しております。

基本方針1では「人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成」を掲げ、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任、生命尊重についての認識を深めさせ、公共心を持ち、自立した個人を育てる教育を推進することとしております。また、学校におきましては子どもたちの健全育成及び安全確保について、全教職員の共通理解・共同実践に立った指導体制を確立し、規律ある教育活動を推進するとともに、安全に過ごせる学校環境を構築してまいります。

次に、基本方針2では「豊かな個性と創造力」の伸長を掲げて、確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、我が国の伝統や文化を理解し、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進することとしております。特に個に応じた多様な教育を推進してまいります。また、障害のある子どもたちが個々の教育ニーズに応じた指導を受けることができるよう、特別支援教育に向けた取り組みをいたしてまいります。

次に、基本方針3では「生涯学習と文化・スポーツの振興」を掲げて、学習と社会参加の推進を図るため、生涯学習の振興・充実の支援に努めてまいります。また文化・スポーツ面では、芸術文化に親しむ機会の提供と文化施設の維持管理、文化遺産や資料の保存活用を通じた郷土理解の推進、体育施設やスポーツ教室等の一層の充実を図るとともに、市民の健康づくり、あるいは活動の組織づくりや指導者の育成などの支援を行ってまいります。

次に、基本方針4では「市民の教育参加と学校経営の改革の推進」を掲げ、教育活動の積極的な公開、学校評議員制度の活用及び外部評価を導入し、開かれた学校づくりを一層積極的に推進することとしております。

一方、学校の運営組織改革の一環として、校長のリーダーシップの確立及び主幹職の学校組織内での一層の定着とその活用を図り、学校の組織的な課題対応能力の向上を支援してまいります。

また、教員の資質・能力の向上を図るため、人事考課制度と連携した能力開発型の研修や学校運営の充実を図る研修等、新しい体系に即した教員研修の一層の充実に努めてまいります。

さらに、教育活動や学校運営の状況について、保護者や地域に対して積極的に情報を提供したり、学校外の人材を活用し、地域社会との連携を図ることを通して、効果的で透明性の高い開かれた学校運営に向けて経営改善を図るとともに、子どもたちの登下校時などにおける安全の確保を図るため、学校、家庭、地域等との協働を一層進めるよう支援してまいります。

次に、その教育目標と教育方針を踏まえて決定されました平成18年度の主な教育施策について、一つは学校教育の改善充実の視点から、二つは生涯学習の振興の視点から申し述べさせていただきます。

第1点の学校教育にかかわる施策についてですが、まず「個に応じた指導の充実」を目指し、少人数学習集団による授業を積極的に展開するとともに、教員の研修・研究を充実させ、各学校の授業力を向上させてまいります。

また、児童・生徒が保護者や地域の方々と協力して、全校一斉の清掃活動を行う「輝け福生いきいき活動」を推進し、社会奉仕体験活動を通じて子どもたちの道徳的実践力の育成や、小中学校と地域の方々との一層の連携を図ってまいります。

次に、福生市の大きな教育課題である不登校問題への対応につきましては、福生市独自の指導補助員の配置、教育相談体制の充実を図るとともに、昨年開設した適応指導教室のさらなる充実を図ってまいります。さらに、市内2校目となる通級指導学級を開設し、情緒障害学級の一層の充実を図ってまいります。

学校の安全対策につきましては、小・中学校に防犯カメラを設置し、学校への不審者侵入の監視態勢を強化し、児童・生徒等の安全を確保してまいります。

次に、中学校昼食対策につきましては、ここで福生第三中学校のランチルームが完成し、平成18年度から全中学校でランチルームによる昼食が実施できることになりました。引き続き昼食内容の充実に取り組んでまいります。

なお、本事業の推進に当たりましては、市議会の特段の御支援を賜りまして、心より厚く御礼を申し上げます。

以上、学校教育の改善、充実の視点から施策の一端を申し述べましたが、これまでに以上に各学校が特色ある教育活動や開かれた学校づくりを推進し、保護者の方々や地域の皆様の御期待に沿うように教育施策の効率的、効果的な実現に努め、義務教育の一層の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、第2点目の生涯学習の振興に関しまして申し述べます。平成17年3月に策定されました福生市生涯学習推進計画に基づきまして、平成18年度も学校や地域、関係団体、市長部局などと連携し、学習の機会や利用しやすい施設の提供を図り、市民一人一人が豊かな学習活動が展開できますよう取り組んでまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年問題協議会や青少年育成地区委員長会、関係行政機関等と連携し、環境浄化活動等を推進いたしますとともに、青少年の健全な発達を促すための自然との触れ合い事業や異年齢集団での活動事業、青少年海外派遣事業など、各種事業の展開をしてまいります。

また、市民会館につきましては、平成14年度から進められていたリニューアル工事が市議会を初め多くの市民の御理解と御協力のもと無事終了しました。このリニューアル施設のもと、今後一層市民に親しまれるホールづくりを目指すとともに、広くPRして多くの市民に利用されるよう努めてまいります。

公民館事業につきましても、リニューアルになった施設を利用し、引き続き協働の視点で市民への学習機会の提供に努め、各種サークルなどの自主活動団体との交流や地域とのネットワークづくりを推進してまいります。

図書館では、市民の読書要求にこたえるさまざまなサービスを行ってまいりますとともに、「福生市子ども読書活動推進計画」に基づきまして、地域、学校と連携を図りながら読書環境の整備に努めてまいります。

文化の振興では、地域会館、プチギャラリー等の施設の維持管理並びに充実に努めますとともに、公民館まつりなどに取り組み、市民の方々が芸術・文化活動などに親しみ、かつ、発表できる機会の提供を図ってまいります。

なお、市民文化祭につきましては、リニューアル後の市民会館を生かした展示や演示により、一層充実したものとなりますよう努めてまいります。

スポーツの振興では、市民ニーズに対応したスポーツ教室や講習会等の開催、健康・体力づくりに関する相談業務、地域指導者の育成及びスポーツ技術の向上などを目指し、体育指導委員や福生市体育協会など関係各団体との連携を図りながら、環境整備に努めてまいります。

また、体育に関する平成18年度の主要な事業としては、第40回東京都市町村総合体育大会の福生市での開催や、体育施設の整備事業では中央体育館の耐震補強等工事、加美平野球場の防球ネット改良工事を実施してまいります。

最後に、本教育委員会が毎年策定しております「教育推進プラン」につきまして申し述べます。このプランは、学校教育において推進する具体的な施策を総合的、体系的に整備し、その取り組みの指針とするものですが、同時にその取り組みの成果や課題を明らかにし、次年度以降の教育施策や学校改善に反映するというねらいもあります。

先日開かれた教育委員会において、平成18年度から20年度までの教育推進プランを策定いたしましたところでございます。このプランにつきましては、来年度以降、数値目標の設定など検討を進め、学校教育の一層の改善・充実に努めてまいります。

教育改革は、規制緩和と分権の中でますますそのテンポを早めてきております。国や東京都の教育改革の動向をしっかりと見据えながら、引き続き我が福生市の教育行政全般にわたり全力を傾注して取り組んでまいる所存でございます。

議員各位並びに市民の皆さまにはこれまで以上の御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、平成18年度福生市教育委員会の基本的な考え方についての説明とさせていただきます。

御清聴をいただきましてまことにありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で教育委員会委員長の教育委員会の基本的な考え方についての発言は終わりました。御苦労さまでした。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

~~~~~

午前11時15分 休憩

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、一般質問を行います。一般質問については既に通告されておりますので、通告の順に発言を許します。

まず、4番増田俊一君。

（4番 増田俊一君質問席着席）

○4番（増田俊一君） おはようございます。1番目ですのでちょっと緊張していますが、1項目です。

それでは、御指名をいただきましたので、通告に基づき1項目、緑地保全について一般質問をさせていただきます。

今回は農業の現状と今後の取り組みについて何点かお伺いいたします。前回は市民事業と位置付けした自然と共生する環境村を建設してはと考え、いろいろと質問させていただきましたが、それから1週間ぐらい経ってからのことですか、市民の方から「新聞に関連記事が載っている、読んでみては」との話がございました。

早速読ませていただきましたが、それによりますと「定年後は土いじりをし、自分が食べる野菜ぐらいはつくりたいと、2007年から始まります団塊世代の人たちの大量定年で都市住民の農業志向が広がるとみて、その受け皿づくりも加速しはじめた」とありました。

また一方で、ことしに入ってから1月初めの新聞では「人手不足に悩む農家のため畑へ」と、また「野菜栽培をし、心に収穫」と大きな見出しで書かれてありましたが、高齢化や後継ぎ不足に悩む都内の農家と農業体験を希望している市民を結ぶ、住宅地近くの農地で農家の手助けをして農作業を行うあるNPO法人の記事が載っていました。

一部紹介しますと、収穫の人手が足りないという契約農家の深刻な悩みを知ったある組合員の方が農作業の手伝いをしたのが始まりと、活動は口コミで広がり、2002年にはNPO法人が発足。10人に満たなかった会員は約80人に、会員農家は12軒になったとありました。また昨年6月には、市の委託で――これはたしか町田市だと思いますが、市民農業研修農園もオープンさせたとありました。最初は呆然としたほどの荒れ地、除草剤は一切使わず、農家から農具などを借り、1年かけて整地したと、公募で集まった15人がこの30アールの農園で地元農家などから里芋やネギなどの栽培を学んでいるとありました。

その「学ぶ」ということで忘れてはならないのが次世代の担い手となる子どもたちです。時代の求めからかパソコン修得は今では必修科目になっているようでございますが、ことしのある新聞記事の中で、お年寄りの方が「子どもはもっと自然に手あかをつける体験が必要。ぼくらが子どものころは雑木林が遊び場だったから開発で消えたら悲しかった。今の子はどうだろう」とありました。

これらのことから、福生市でも農地を守る意味から市内の農家、農業をサポートする策として何らかの形で農地を確保し、そこに社会が求める市民農園や体験農園など新しいコミュニティをつくり、地域振興の向上を図るとともに、次世代を担う子どもたちが農業を実体験できる環境学習の場をつくる必要があるのではないかと考えます。

そこで、3点ほどお伺いいたします。1点目は、福生市の発展に御尽力いただきました福生市の歴史の伝承者でありますお年寄りや、これから定年を迎え、セカンドライフとして農業に携わってみたいという農業志向の人たちと、次世代を担う子どもたちとの触れ合いの場を身近な農園でと社会が求めていると思いますが、御所見をまずお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、市内に点在する生産緑地の保全・確保・活用についてはどのように考え、進めようとしているのか、また進めるに当たっての問題点や課題は何かお聞かせいただきたいと思います。

最後に、地域の振興や福祉の向上に役立つと考えます都市農業への東京都や近隣自治体の支援事業の状況をお聞かせいただきたいと思います。

以上3点でございますが、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 増田議員さんの御質問にお答えをいたします。

緑地保全についての農業の現状と今後の取り組みについてでございますが、福生市はかつて畑作と水田、養蚕を柱としました農業を中心としたまちでございました。

戦後、都市化の波が押し寄せ、田畑は減少の一途をたどり、農家台帳によりますと、昭和50年には福生市の農家戸数は318戸、耕作面積では約77ヘクタールあったものが平成17年には農家戸数67戸、その耕作面積は約17ヘクタールまで減少してしまい、また農業者の高齢化、後継者不足や相続による農地の分割及び狭小化が進んでおります。

御指摘のように、近年農業を取り巻く環境に変化が出てきていると感じております。一つは、市民の方々の農業への関心の高まりでございます。例えば自宅の庭に家庭菜園をつくられている方は多くなっているようでございますし、また市の家庭菜園につきましては、切替時には抽選となるような状況でございます。

このような背景には、生活の豊かさを求める市民がふえているのであらうと思われまます。多くの場合、野菜などは自分でつくるよりも購入した方が安く、また早く手に入るものだと思いますけれども、自分たちが土を耕し、苗を植えて、丹精込めて野菜づくりを行うことはお金では代えがたいことであらうと、こんなふうに思います。金銭的、時間的な余裕だけではなくて土に親しみたい、自然に親しみたいという心の余裕なども背景にあらうと推察しているところでございます。

2007年から始まります団塊の世代の大量定年のお話がございましたけれども、社会構造がいろいろ変化してくるわけでございますので、そういう方々の農業志向というものは広がっているだらうと考えられます。

現在の日本の食糧自給率は4割と言われております。福生市のように都市化が進行したまちでは、農業者が減少の一途をたどっており、農地も減少し、子どもたちが農業に触れる機会も少なくなっております。

これからの子どもたちの成長にとって、米がどのようにできるか、パンの原料の小麦がどのようにできるか、野菜はどのようにできるかなど農業を実体験として知ることがますます重要になってきていると考えております。このことを市としても真剣に考えていく必要があらうと思います。

農業に関心を持つ市民の方々が農業をサポートする方法などあらうかと思われまますので、農業者の方々、子どもたちを含めまして市民の方々との触れ合いの場としての市民農園や体験農園について十分検討してまいりたいと考えております。

次に、生産緑地など農地の保全・確保・活用についてでございますが、現在、生産緑地は7.6ヘクタールで、そのうち3.3ヘクタールが相続税納税猶予制度の適用農地となっております。緑の基本計画では、農地については「都市内に残る農地は、都市気候の軽減や都市におけるアメニティ空間、または学習の場として重要であるため、市街地に残る生産的な緑地を維持し、良好な都市環境の形成を図るとともに、市民が身近に感じる緑として保全・活用していきます」と政策目標を定めております。

具体的な施策の方向としまして、「必要な農地については、生産緑地地区の指定や公園・市民農園などとして計画的な活用に努めます」と計画的な利用の検討を定めているところでございます。また、環境基本計画では農地の保全・確保・活用を掲げ、「生産緑地など農地を保全するとともに都市農業への支援策の検討、市民農園としての借り上げ、農業体験の場の確保に努めます」と市民農園を市の具体的な取り組みと位置づけているところでございます。

生産緑地の保全につきましては、まず農業が続けられるようにすることが大切でございます。生産緑地は農業生産をやめて農地等を荒すと高額な固定資産税等がかかることになり、他に貸している場合には、今後相続などが発生しても買い取りの申し出ができなくなってしまいます。また、相続税納税猶予制度の適用を受けるには、生産緑地に指定され、かつ本人が耕作していなければ相続猶予は受けられなくなり、相続時点にさかのぼって納税が確定することになる厳しい縛りがありますことから、保全の一つの方法として、練馬区などでは農家が耕作を指導し、種蒔きから収穫までの運営、管理を行いまして、入園者が一体となった農作業を行う体験型の農園を開園している例がございます。

生産緑地を含みます農地全体の保全につきましては、年2回、5月と9月を農地管理月間と定め、市と農業委員会が合同で農地パトロールを実施し、肥培管理不十分な農地については勧告書等で指導の徹底に努めるなど農地の保全に努めているところでございます。

御質問の3点目につきましては、東京農業に関する情報を一括管理している東京都農業振興事務所や東京都の農業委員会を総括する東京都農業会議、また西多摩の農業委員会で組織する西多摩地方農業委員会連合会などと情報を共有するとともに、今後とも市民の皆様方に的確な情報提供をしていかなければならないと考えているところでございます。

以上で増田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○4番（増田俊一君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

私が先ほど申し上げました新聞記事というのは、実はこれをコピーを取りましたけれども、こんなにあります。もしよろしければ後ほどコピーをお渡ししたいと思えますけれども、社会的には本当に今こういった市民農園とか、市長から今御答弁いただきましたような体験農園についての関心が高まってきているのではないかと考えております。

そこで、今、市長の方から御答弁いただきました市民農園や市民体験の場の確保についてでございますが、これから十分に検討していきたいとのことでございますが、

庁舎内では既に恐らくもう検討し始めているのではないかと考えております。

そこで、私の方からのお願いといたしましては、遅くとも2007年まで、つまり団塊の世代の方々が定年を迎える来年には市民事業として展開できるようにしていただければ思っているところでございます。

それから、市内の農地と農家のことでございますが、せんだって2月14日に開われました第44回東京都市議会議員研修会におきまして、実はこの会には議員の皆様、また職員の皆様大勢の方が御出席されておりましたが、その中で講演がございまして、作家の猪瀬直樹さんのお話の中で、一部紹介させていただきますと、日本の農業は空洞化していると、日本の総世帯数4700万世帯に占める専業農家は40万世帯だが、実質的に農家とみなせるのはそのうち、65歳以下の男子、生産年齢人口がいる世帯としては20万世帯しかなく、全体の0.5%に満たないと言っておりました。

また、ある新聞の記事にありましたが、2004年の都内の農地は都面積の4%に当たる8390ヘクタールで、そのうち多摩地区が約75%を占めていると、これは5年前に比べると約800ヘクタール減少しており、農家数も1万4000戸とやはり5年前と比較しますと約2000戸減少しているとのことでございました。

しかし、一方では農業体験園の参加者は約2000人、援農——農業を応援するボランティアの登録は約1300人と農業に携わりたいとする人は増加する傾向にあり、都市農業の担い手としてシニアパワーが注目されているとありました。

今、御答弁いただきましたように、福生市においても同じような傾向にあり、このままでは将来が危惧するところでございますが、これ以上減らしてはならない市内の農地を守るためにも、また農業者の方々や援農ボランティアの方々を含めた農業志向の市民の皆さんと子どもたちが一緒になって、自然と触れ合える場としての市民農園や体験農園の場を確保することは市民の皆さんにとっても、また市にとってもいろいろな分野での相乗効果が期待できるものと考えております。

特にお年寄りの方が参加されますと、適度に体を使うことによりまして病気にかかりにくく健康で、また子どもたちを初めいろいろな人たちとコミュニケーションをとることによりまして孤独から脱却し、明るく生きがいを持って第二の人生、セカンドライフを有意義に過ごすことができるのではないかと思います。

私が前回提案させていただきました市民事業と位置付けしました「自然と共生する環境村」の建設は、それらの事業も含めたいろいろな事業を展開、推進していくための拠点づくりでございます。市民の方といろいろお話をさせていただいておりますが、その中から生まれたものでございます。

そこで、もう少しお話をさせていただきたいと思いますが、工事中原ヶ谷戸緑地公園の道路の反対側に私のこの環境村のその候補地は位置しておりますが、期せずしてそこには雑種地が約5000平方メートル、雑木林の樹林地が約1500平方メートル、それから畑の生産緑地が約5000平方メートル隣接してございます。

その地域特性に配慮し、その地域資源を生かす考えから、事業地として保全地区、農園地区、学習地区の三つのエリアに区分し、保全地区は原ヶ谷戸緑地と連続している立川崖線の樹林地帯の歴史的自然環境の保全とともに、落ち葉堆肥づくりの場や萌

芽更新実験林の拠点として、また農園地区は援農ボランティアの方々や農家の皆さん等の指導等を得て、子どもたちやシニアパワーの市民の皆さんなどが参加し、農作業ができる自然との触れ合いと農業体験のできる場の拠点として、最後の学習地区は管理棟内に会議や学習、作業ができる部屋を設けるとともに、展示施設や生ごみ共同処理施設などを設置し、環境学習や環境PRの拠点として、それからまた炭焼き小屋をつくり、市民の皆さんと子どもたちが共同して炭づくりをし、炭焼きから販売までを共同で行うことなど、以上のような事業提案をさせていただき、緑地保全事業の対象箇所として、防衛補助事業として自然環境学習の拠点としての「福生環境村」を建設してはと昨年の12月議会で提案させていただきましたが、ここで教えていただきたいのが、野菜などの栽培農園や、水田などの現況や抱える問題点などを、また今後どのように取り組んでいくのかなど何点かお聞かせいただければと思います。

まず1点目は、野菜などの栽培農園の現況についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、水田などの耕作農園の現況や問題点など、それと今後どのように考え、取り組んでいくのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

3点目は、果実などの栽培農園の現況についてお聞かせいただきたいと思います。

それから4点目として、同じく草花などの栽培農園の現況なども教えていただければと思います。

5点目は、生ごみの共同処理についてですが、いろいろと調査、研究しているようでございますが、現状と対策についてできるだけ具体的にお聞かせ願えればと思っております。

それから6点目は、展示施設や環境学習PRについては、現在どのような取り組みをしているのか、課題は何かお聞かせいただきたいと思います。

それから7点目は、これはなかなか煙とかという問題で難しいと思いますが、やはり新聞記事にもございましたが、「炭焼き、再び」というようなことで連載して載っていましたが、市内に炭焼き小屋をつくり、萌芽会などから出た枝木を炭焼きすることはできないか、何かいい方法はないかお聞かせいただければと思います。

8点目は、今後充実していかなければならないと思っております落ち葉堆肥づくりと、萌芽更新の現況や課題等についてお聞かせいただければと思います。

以上、8点と数が多いようでございますが、2回目の質問とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（田辺恒久君） 再質問に対しまして答弁申し上げます。

私の方からは8点のうち7点についてお答えさせていただきます。

再質問の1点目、野菜などの生産農家についてでございますが、農業委員会が調査した平成17年1月1日現在の農家台帳では、農家戸数は67戸ありまして、すべての農家が野菜を生産しております。作付け面積の多い品目では甘藷、これはさつまでございますが、1.23ヘクタール、馬鈴薯、じゃがいもでございますが、0.97ヘクタール、里芋0.78ヘクタールの順になっておりまして、芋類の作付けが特に多い状況となっております。

また、20農家で構成する西多摩農協生産部会福生支部野菜部では、週3回新鮮で安全な地場野菜を農協直売所に出荷するとともに、出荷者の拡大と生産意欲の向上を図っているところでございます。

再質問の第2点目、水田などの耕作農家でございますが、北田園地区に2枚の水田がございまして、67戸のうち2戸の農家では野菜生産のほか水稻を行っております。その作付け面積は0.16ヘクタールでございます。かつて北田園、南田園は一面に水田が広がり、福生市の貴重な産業であったとともに、市を形成いたします景観の一つであったわけでございます。

市といたしましても、緑地保全の観点からだけではなく、次代を担う子どもたちへ米づくりを学習してもらうためにも貴重な水田であると考えているところでございます。

昨年暮れ、1枚の水田所有者の方と市民水田のようなものがないかという話が持ち上がり、市といたしましても積極的にかかわってまいりたいと所有者の方と具体的な方法を検討してきたところでございますが、最近所有者の方から、まだ体も元気なので1人で米づくりを続けたいとの申し入れがありましたので、話はそのままとなっております。畑につきましても農地の所有者に農業体験学習の指導をお願いし、農業技術を習得していただき、将来的には農作業を支援していただく方法が各市で実施されておりますので、福生市といたしましてもそのような方法を研究してまいりたいと存じます。

再質問の3点目、果樹生産につきましても、23戸の農家では野菜生産のほかに果樹を生産しており、そのうち作付け面積の多い品目でございますが、梅が0.3ヘクタール、栗0.16ヘクタールで、そのほかに柿やキウイなどがあります。

再質問の4点目、草花の栽培でございますが、15戸の農家では花卉、要するに草花と植木を生産しておりまして、市内の花自作付け面積は0.36ヘクタールとなっており、農業団体「グリーンクラブ福生」では市の花いっぱい運動で用いる花壇苗のパンジー、マリーゴールド、サルビア、葉牡丹の生産を行っております。

5点目の生ごみなどの共同処理の現状と対策でございますが、現在、市内では生ごみの共同処理を行っているところはございません。生ごみの共同処理は環境基本計画の資源化適性処理のためのシステム構築の中の市の具体的取り組みで、生ごみ資源化システムの構築が取り上げられているところでございます。

システム構築の一つといたしまして、モデル地域での小規模堆肥化システムの実験研究が示されているところでございます。生ごみの資源化につきましては、環境市民会議のごみ減量プロジェクトでも議論されているところでございますが、議論の中でもこの課題で行き詰まってしまいますのがどこで行うかということでございます。

環境基本計画を策定しているときに、埼玉県の団地にあります生ごみ堆肥化を行います生ごみ処理機を見学させていただいたことがございますが、それほど臭わないのですが、全く無臭というわけにはまいりません。どこにどういう形で設置するかが実行に移すための大きな課題と考えているところでございます。

生ごみの堆肥化は、もちろん市民の皆様の御協力が必要ですが、提案いただきまし



たような場所が確保できれば、生ごみの堆肥化の場所として最適と考えているところでございます。

再質問の6点目、展示施設や環境学習PRでございますが、市といたしましては昨年4月、福生水辺の楽校の活動として、上流出張所の敷地内に「川の市民館」を開設いたしました。小さな施設でございますが、多摩川を中心といたします若干の展示を行い、多摩川に関する学習支援を行っているところでございます。環境学習全般にわたります展示施設、環境学習の場も今後の課題でございますが、そのような場所が確保できればと思っております。

再質問の7点目、萌芽会などから出た枝木を炭焼きなどできないかという御質問でございますが、福生市は市街地が広がり、炭焼きを行いますと煙など近隣とのトラブルが発生することが予想されます。

福生市では近郊に奥多摩町や桧原村といった昔から炭焼きを行っている地域の近くでございます。西多摩圏の集まりもございますので、連携を取ることも可能であろうと思います。奥多摩の都民の森でも炭焼き体験を行っているようでございますので、いろいろな方法が考えられるものと思っております。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 増田議員さんの再質問で、都市建設部関係について答弁をさせていただきます。

落ち葉堆肥づくりと萌芽更新の現況等についてでございますが、まず落ち葉堆肥づくりについてでございますが、現在下の川緑地せせらぎ遊歩道公園の落ち葉の処理等を、基本的には造園業者に管理を委託をしているところでございますが、そのほかに沿道の人たちのボランティアの方々によりまして、8カ所に設置いたしました集積所に落ち葉を集めて堆肥づくり等を行っていただいているところでございます。

課題といたしまして、今年度完成を予定しております原ヶ谷戸どんぐり公園や、中福生みずくぼ公園、ここは緑地保全を基本とした公園でございますので、落ち葉も多くなることから、落ち葉処理等の対応も近隣の人たちと協議して対応していく必要があると考えているところでございます。

それと、これらの場所に落ち葉の集積所の設置と、堆肥づくりや活用方法等もルール化していくことが今後の大きな課題ではないかと、こんなふうに思っているところでございます。

次に、萌芽更新についてでございますが、現在は平成14年6月に発足した福生萌芽会が37名の会員によりまして福生公園の文化の森やみずくらいど公園で毎月第3日曜日に緑地保全、雑木林再生の考えのもとに樹木の伐採、下草刈り、樹木の間引き等の活動を実施していただいております。また八王子、清瀬の萌芽更新箇所等の雑木林も視察を行うなど見聞も広めていると聞いておるところでございます。

課題といたしましては、現在試行実施しておりますしいたけ栽培や、どんぐりから苗木を育てる活動を進めておりまして、環境フェスティバルでもこらの活動を多くの市民に知っていただく行動等を展開しておると聞いておりますが、これらの活動を広めて市民権を得ていくことも課題ではないかと考えています。

以上が再質問の答弁でございます。よろしくお願いいたします。

○4番（増田俊一君） いろいろと御答弁いただきましたが、今のお話をお聞きしますと、課題は落ち葉の集積所の問題や、生ごみなどの共同処理機の設置場所の問題、そしてまた展示、PRなど環境全般にわたって学習する場所など、拠点をどこにつくるかということではないかと思います。

また、社会が求めております市民の健康を支え、生き物が生息できる市内に点在するこの貴重な自然環境を、残りわずかではありますが、守り、また市民農園や体験農園などお年寄りから子どもまで幅広く市民の皆さんが参加できる環境学習の場として農地を活用、事業展開していくには、その活動の拠点をすることは必要不可欠だと考えております。

それと、前にもお話いたしました、環境と共生するまちを取り戻すには、破壊に要した時間とコストとエネルギーの何倍も何十倍もかかることは間違いございません。先ほどの水田の話がそのいい例ではないかと思います。農業委員会の方々などと行政が一体となって農家の方の悩みを真剣に聞き、市として対策を講じようとしたからよかったものの、もしコミュニケーションが取れていなければ都市化の圧力の中、歴史的に貴重な存在といいます市内に2枚しかない水田がなくなる可能性が高かったのではないかと思います。

水田は長い年月をかけてつくり上げた特殊な土壌であり、一度でもやめてしまうと復活することは大変困難なことは言うまでもありません。今後も農家の方々のよき相談相手となっただき、市内の貴重な農地を守り続けていただきたいと思います。

また、萌芽更新についてでございますが、古い木を切り倒し、新芽を育てる昔ながらの萌芽更新で、雑木林や公園などの木をよみがえらせる福生萌芽会の皆様方には心からの敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、今のお話ではしいたけ栽培や、どんぐりから苗木を育てるなど新たな活動も進められているとのことですが、緑地の保全には欠かせない活動でございますので、次世代を担う子どもたちにもぜひ体験させていただき、後継者づくりにも御努力いただければと思い願うところでございます。

以上、幾つか思い、願いを申し上げましたが、要望としてお聞きいただき、私の質問を終わらせていただきます。

いろいろと御丁寧な御答弁をいただきありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、5番大野聰君。

（5番 大野聰君質問席着席）

○5番（大野聰君） それでは、御指名をいただきましたので、平成18年第1回定例会の一般質問をさせていただきます。

それでは、さきに通告いたしました一つ、介護保険制度について、二つ、保育行政について、三つ、安全・安心なまちづくりについて、四つ、子どもの居場所づくりについての4項目についてお伺いいたします。

最初に、介護保険制度についてお伺いいたします。

平成12年4月に介護保険制度が発足し、保険、保健医療、福祉の分野にわたる介護サービスが総合的に利用できるようになり、利用者にとっては大変ありがたい制度となりました。制度発足以来、第1期、第2期の介護保険事業計画を策定し、既に6年余りが経過いたしました。

この制度施行後さまざまな課題が出てきたため、平成17年6月に法律改正が行われました。今回の改正の趣旨は「高齢化の一層の進展等社会情勢に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため」とされております。

当市におきましても平成17年5月に第3期介護保険事業計画の策定について、福生市地域福祉推進委員会に諮問し、今般、同委員会から答申を受けたところでございます。当市の第3期介護保険事業計画は、平成14年度に策定いたしました第2期の事業計画の運営状況や、今回の法改正を踏まえた計画となっているようです。

いずれにいたしましても、今後10年間にいわゆる団塊の世代の人たちが65歳以上となり、高齢者人口の大幅な増加が見込まれることから、介護保険事業の運営もますます厳しい状況となることが予想されます。そのためには介護を受けない高齢者の方が多くなり、さまざまな場面で地域で活躍していただくことが重要だと考えます。今回の法改正でも予防重視型のシステムへの転換が強く打ち出されております。

そこで、次の事項についてお伺いいたします。第1点目は、介護保険制度の今回の改正の主な改正点についての概要をお尋ねいたします。

第2点目は、市の取り組みについてで、その第1は今般の地域福祉推進委員会からの答申概要についての内容について簡単にお尋ねします。第2は介護予防のための平成18年度での具体的な事業、項目ですとか内容、実施方法についてお知らせください。第3に介護予防に対する今後の方向性について、第4に制度改正に伴う市民の保険料負担額と今後の見通しについてお尋ねいたします。

介護保険制度の3点目は、現在策定しております「健康福生21」事業とどのように関連づけるかについてでございます。以上について、介護保険制度についてお伺いいたします。

質問の第2項目目は、保育行政についてお伺いいたします。

最初に、幼保一元化についてお伺いいたします。幼保一元化の課題は、就学前児童の教育、保育を一体的に行うことを目的として検討されてきた古くて新しいテーマで、過去臨時教育審議会など国の審議会等でも何度も議論されてきました。構造改革特区制度の創設以降、政府の規制緩和政策のもとで幼稚園・保育所の一元化の議論が再燃し、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同検討会議で検討がなされ、昨年5月、相互の機能を持つ総合施設としての基本的な審議がまとめられたとのことであります。また昨年4月から全国35カ所で総合施設モデル事業の実施が試みられているようでございます。

昨日、2月26日の読売新聞を見ますと、平成18年度10月からの本格実施を目指して今国会に法案が提出されるとのことで、この総合施設は「認定子ども園」という名称で、法律の名称は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律案であると明らかになりました。

認定子ども園は、一つ、教育・保育を一体的に提供する。二つ、地域における子育て支援の実施の二つの機能を持つ施設とされ、運営形態については四つの累計があり、幼稚園と保育所の両方の認可を受ける幼保連携型、二つ目として幼稚園のみの認可を受ける幼稚園型、三つ目として保育所のみの認可を受ける保育所型、四つ目としていずれの認可も受けない地方裁量型が混在するようでございます。この4累計とも都道府県知事の認定を受けることができるとされております。また累計によってそれぞれの運営費や施設整備費の補助は受けられるようですが、施設の利用は直接契約となり、保育料も直接施設に支払うという制度のようです。現在、具体的な法案が示されていない状況であり、不透明な部分もかなりあるようですが、いずれにしても、非常にややこしい仕組みになりそうでございます。

当市では昨年7月に保育園等のあり方に関する報告書が出され、その中で「すみれ保育園については近隣用地を確保し、民間幼保一元化総合施設を誘致することとする」としております。しかし、現実にはただいま申し上げました法律上の課題や用地の問題、保育園の職員の処遇、民間幼稚園への影響等さまざまな課題を解決するためには相当の時間を要すると思えます。

そこで、次のことについてお伺いいたします。昨年7月に報告されました「保育園のあり方に関する報告書」による幼保一元化を目的とした総合施設の方策についての第1点目は、報告以降の具体的な検討経過について、二つ目は今後どのような施設を目指していくのかの2点についてお伺いいたします。

保育行政の2点目は、保育コスト等について何点かお伺いいたします。保育所制度は戦後間もなく制定された児童福祉に基づき実施され、入所については保育に欠ける児童の措置として長く定着してきました。平成10年に報告されました社会福祉基礎構造改革の流れを受けて、平成10年4月の法律改正により従来の措置制度から利用者が自由に選択できる契約制度へと大きな転換が図られました。ただ、利用契約の形態は市町村と保護者との契約とされており、措置から契約制度に変わったとはいえ、入所調整は従来どおり福祉事務所が行っている状況です。しかし、近年の社会情勢の多様化の影響を受け、認可保育園でもさまざまな保育ニーズにこたえることが求められてきております。

一方、国の制度改正により公立保育所には運営費が交付金で措置されるなど大きな変化が出てまいりました。また東京都においては認可保育園がさまざまな保育ニーズに対応できないことから、認証保育所制度が発足し、現在、A型が都内で200カ所以上開設していると聞いております。認証保育所の運営内容の詳細についてはよく承知しておりませんが、基準面積や職員配置等は認可保育所より緩和されている一方、13時間開所やゼロ歳児保育が義務づけられており、認可より柔軟な運営がなされていると聞いております。

このような状況の中、東京都では東京都児童福祉審議会の意見具申を受け、従来から市町村に対して補助していた認可保育所運営費補助金を交付金化し、子育て推進交付金として再構築すると聞いております。この改正は各市町村が安心して子どもを産

み、育てる環境を整備するため、地域の実情に応じ行うさまざまな取り組みを支援する交付金で、児童数や独自事業を勘案して単位費用化する内容となっているようです。当市にとっては今後かなり影響が出てくると危惧されます。

当市の認可保育園は、他市に余り例を見ない定員を超えての児童の受け入れがほとんどの園で行われており、非常に御努力されていることがありまして、非常に感謝するものであり、利用者の方にとっては非常にありがたいことだと思います。

しかし、さきに述べました東京都児童福祉審議会の意見具申では、保育ニーズの多様化、高度化が進んでいる中で、行政のコントロールのもとでの硬直的で画一的な既存のシステムの見直し、新たなものへ再構築することが必要であると述べられており、認可保育所の運営のさらなる柔軟性が求められております。

本来なら法律改正が行われ、利用契約施設となった段階で利用者が自由に施設を選択し、保育所と利用者が自主的に直接の利用契約を結ぶのが本来のあり方だと思いますが、従来どおり行政が入所措置を行うシステムではなかなかその本質は変わらないと思います。

幼稚園の場合は利用者が直接施設を選び、利用契約を結び、保育料も直接施設に支払うシステムとは多いに異なります。もちろん制度改正の段階で国が従来の取り扱いに準じた制度をつくるためのものですから、このシステムを改善できませんが、行政も施設も利用施設化されたという認識を持ち、利用者本位の運営を目指すことが必要です。

そこで何点かお伺いいたします。保育コストについての第1は、当市における児童1人当たりの年齢別保育経費、その財源を含めてと利用者負担、いわゆる保育料について、概数で結構ですのでお知らせください。第2は東京都の補助金制度の変更に伴う市の対応について。三つ目はこれからの民間保育所のあり方と当市のかかわりについて、特に公立を廃止して民間へシフトしていくに伴って、保育ニーズに対応するための考え方を含めてお知らせください。第4は民間保育所の第三者評価制度の実施状況について、以上、4点についてお伺いいたします。

次に、質問の第3項目、安全・安心なまちづくりについてお伺いいたします。

このテーマについては、私は過去何回か質問させていただきましたが、他の議員の方も質問されることがあるなど皆さん多いに関心を持っていただいているようで、大変結構なことだと思います。

最初に私が質問させていただいたときには、防犯の仕事は警察署の仕事だとの思いが強く、余り積極的な取り組みがいただけませんでした。それ以降いろいろな皆さんの御協力でかなり防犯についても進んでまいりましたけれども、私の地元の加美町会でも3年前のころから、地域の有志の皆さんが毎月2回のパトロールを実施し、本年1月には50回に達したとのことです。地域の方々の地道な御努力は地域住民の方からも大変感謝されております。

そこで、何点かお伺いします。防犯対策の現状についてですが、第1は昨年6月に質問した以降の状況について、概略で結構ですのでお知らせください。2点目は今後の市の取り組みの方向性についてお伺いいたします。

次に、安全・安心まちづくり広場の状況ですが、1点目は会の活動メンバーの構成について、二つ目は具体的な活動内容について、三つ目は今後の方向性についての3点についてお伺いいたします。

この項の最後に、安全・安心まちづくり条例制定の検討状況についてお伺いいたします。条例制定については何回か質問させていただいており、昨年第2回定例会で市長から「市民の防犯への意識を高めるとともに、防犯活動の方法や安全・安心まちづくり条例の制定についても検討してまいりたいと思います。少し遅れましてまことに申しわけありません」との前向きの御答弁をいただいておりますが、いつごろまで条例案をおつくりになるのか、具体的な前向きな御答弁をぜひお願いします。

質問事項の最後、子どもの居場所づくり、この事業は文部科学省が16年度に策定しました「地域子ども教室推進事業」というものですが———についてお伺いをいたします。

この事業は16年度から地域教育力再生プランとして、18年度までの3カ年事業として制度化いたしました。この事業の目的は、地域住民等のさまざまな活動を通して住民同士の交流を進め、地域社会の再構築を促し、子どもも大人もいきいきとした住みよい社会の実現を目指したものであり、内容は地域の大人たちの教育力を結集し、放課後や週末など一定の時間、学校の校庭や教室を子どもの居場所として開放し、子どもたちがスポーツや文化活動等さまざまな体験活動をするものであります。残念ながらこの制度は18年度で終了してしまうようでございますけれども、この事業についていろいろな評価がされているということでございます。

質問事項から飛びますけれども、平成18年度の学童クラブの申し込み状況が多いということで、先般議会内でも話題になりました。幸い担当課の御努力と学校の御協力とで何とか需要にこたえることができそうだと伺っております。

学童クラブの年度別の申し込み数を見ましても、平成18年度は平成15年度と比べて全体で7%ふえております。そのうち1年生では9ポイントふえており、今後この傾向はますます増加していくことが予想されます。児童数が年々減少しているのに学童クラブ申し込み数はふえてきております。また学童数全体の割合を見ても平成18年度の申し込み数の比率は1年生が全校平均で全体の約4割、特に多いクラブで46%と全児童の約半数が利用を希望しているようでございます。ちなみに、1年生から4年生までの全児童数に占める割合は全校平均で26.5%と実に4人に1人が希望している状況です。

このようなことから考えると、今後学童クラブの需要はますます増加傾向にあると思いますが、増設や定員増にも限界があります。さらに学童クラブを利用しない児童の放課後の活動は、児童館の近隣児童が児童館を利用するほかは全く放置されている状況です。

以上のような状況を勘案すると、放課後や週末の子どもの居場所づくりは全児童対策として急務だと考えます。現在近隣市町がもう既にこの事業に取り組んでいると聞いております。もちろん学校からの下校時の送迎の安全性の確保や、指導員の問題、いろいろな課題があると思いますが、早急な御検討をお願いいたします。この

ことは昨年の市長の施政方針の中で「学社融合」ということで、学校教育と社会教育の壁を外すということでは、まさにこの事業はそれに当たると思います。

そこで、何点かお伺いします。まず市として地域子ども推進事業について検討されたかどうか、もし検討されなかったらどうか。次に近隣市町の実施状況と実施内容についてはどうか。最後に今後の取り組み方針についてお伺いします。第1、本事業は学社融合の垣根をはらう事業として進める必要があると思うが、どのように考えるか。第2、今後の事業の取り組みを進めていく考えはあるか。どのような方針を立てるか。以上、4項目についてお伺いいたします。

市長と教育長の前向きな御答弁を期待いたしまして第1回目の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時8分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 大野議員さんの御質問にお答えをいたします。

介護保険制度についての第1点目、介護保険制度の改正概要についてですが、まず今回の制度改正の主な内容として、制度の持続可能性の確保を図り、明るく活力ある超高齢社会の構築や社会保障の総合化を基本視点として、制度全般についての見直しを行うこととされております。

一つには、予防重視システムへの転換として、新予防給付や地域支援事業の創設を行い、軽度者に対する状態の改善などを図ること。二つは昨年10月に先行実施されたところでございますが、在宅の方と施設の利用者の負担の公平性などを理由として、介護保険3施設等の住居費、食費が低所得者に配慮しつつ、給付の対象外とする見直しが図られております。三つには新たなサービス体系の確立といたしまして、地域密着型サービス、あるいは地域包括支援センターの創設など1人暮らしの高齢者や認知症高齢者への施策や、在宅支援強化でございます。四つにはサービスの質の確保・向上でございまして、情報開示の標準化や事業者規制の見直しを行うこととしております。五つに負担のあり方、制度運営の見直しとして第1号保険料の設定や要介護認定の見直しを行うこととしております。また市町村長の関与を強化し、より主体性を発揮した保険運営が可能となるよう保険者機能の強化の方針が打ち出されております。これらが今回の介護保険制度の改正概要でございまして、大幅な改正であり、制度発足以来の大改正となります。

次に、2番目の市の取り組みについてでございます。まず福生市地域福祉推進委員会の答申の概要でございまして、計画の基本理念として「住み慣れた地域で、安心して心豊かに生活するために」との理念を定め、施策の充実に努めることとしております。

内容といたしましては、行政、市民、介護保険事業者との協働により、地域社会全



体で介護を支えることや、在宅生活重視の視点を持って、10年後を見据えて「住み慣れた地域で生活し続けることができる」ようにすることを将来像としております。

また、今回の介護保険法改正のキーワードというべき介護予防事業では、要支援、要介護になる恐れの高い高齢者を対象とした地域支援事業や、軽度で心身の改善可能性のある方に対する新予防給付を実施することで介護予防の推進を図ることとしております。

具体的には、地域包括支援センターで一貫性、連続性のある介護予防体制の実施を予定しております。基本健康診査、主治医意見書、訪問調査員、家族などから得られる情報をもとに介護予防プランの作成、介護予防ケアマネジメントを行い、個々の利用者に合った最適なサービスの提供を行っていきます。既存の在宅サービス内容の見直しに加えまして、新たに地域支援事業の中に介護予防事業を新設し、身体機能や生活機能の維持、改善のための事業を予定しております。

事業といたしましては、筋力向上トレーニングが必要と認められる方を各事業15名程度個別にお呼びして、1クール週1回のペースで3カ月実施する事業を4クールほど予定しております。またこのほかにも口腔機能の向上事業として歯科衛生士、言語聴覚士、看護師等による適切な口腔清掃の自立習慣化、食べる機能減退の早期対処として、低栄養改善事業としての管理栄養士などにより食べることを通じて低栄養状態を改善する事業を専門家指導のもと市内の公共施設で実施する予定でございます。

なお、各事業とも年間60名ほどの参加者を見込んでおります。今までの事業との大きな変化は、利用者個人に合ったメニューの実施や、一定期間後にその効果を検証することでございます。

介護予防に取り組む市の方向性として、地域支援事業では要支援、または要介護1への移行を防止する効果といたしまして、地域支援事業対象者の20%を目標に設定をいたします。また新予防給付の実施におきましては、要支援、または要介護1から要介護2以上への移行を防止する効果といたしまして要支援及び要介護1の方の10%を設定し、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

次の制度改正等に伴います保険料負担額と今後の見通しでございますが、具体的には第1号被保険者の月額基準額の保険料で申し上げますと、第2期は3383円でございますが、第3期におきましては4593円を見込んでいますところでございます。介護保険料につきましてはさまざまな考え方がございますが、保険者機能の強化により給付費の適正化などによりましてさらに今後とも検討を行い、検証していかなくてはならないと考えております。

次に、第3点目の「健康ふっさ21」との関連性でございます。「健康ふっさ21」の究極の目標は、福生市民の全体の健康づくりでございまして、「検査して、病気になる前に予防する」ということにより、その前段階の「病気をはねのけ、少なくとも現在の健康を維持していくため」としております。みずからの健康観に基づく市民一人一人の健康を実現するための市民健康づくり運動でございまして、福生市民全体の健康づくりとの観点から、市と市民12人のボランティアによる協働事業として「健康ふっさ21」計画づくりを行っているところでございます。また今後の予定でござい

ますが、計画としてまとめたものを平成18年度の早い時期にお示しするべく取り組んでおります。

共通する部分は当然のこととして出てくると思いますが、介護保険の事業計画の中では、主に65歳以上の高齢者の方を対象として計画を策定しておりまして、特に今回の介護保険法改正の中では、要介護になる前、あるいは軽度の方の介護予防を重点的に行い、水際作戦というべき戦略で重度化を何としても食い止め、健康の維持、増進を図っていくこととしております。

次に、保育行政についての1点目、幼保一元化にかかる総合施設の具体的な方策についてですが、すみれ保育園の代替施設として、総合施設を含めて検討しているところでございますが、市内の保育施設の配置を考慮いたしますと、すみれ保育園の近隣に設置することが望ましいことから、未利用地等検討委員会での近隣市有地の状況などから検討を進めているところでございます。

この総合施設につきましては、昨年12月に全国35カ所で実施されているモデル事業の中間評価が出され、それに基づき今国会に関係法案が提出され、審議されることでございます。しかし、現時点では名称を「認定子ども園」とすることや、本年10月からの施行を目指していること程度の情報しかなく、具体的な内容、特に財政的な問題についてはいまだ明確に示されていない状況でございます。

本市といたしましては、子育て支援策の一つとして総合施設等の検討を進めてまいりたいと考えておりますが、現行の保育制度の見直しなども含むことから、国の動向を注視しながら十分な情報のもと検討を進め、議会にも御相談してまいりたいと存じます。

次に、保育コスト等についての1点目、児童1人当たりの年齢別経費と保育料についてですが、年齢別経費の積算については、単純に試算することが難しいのですが、仮に定員120人、ゼロ歳児定員9人、民改費12%等一定の条件をもとに試算いたしますと、1カ月当たりゼロ歳児で約30万2000円、3歳児以上は約6万7000円でございます。ゼロ歳児での負担区分を申し上げますと、保護者負担分は1万9000円で6.5%、市負担分は10万8000円で36%、残りが国・都負担分で17万2000円、57.5%となっております。

また、保護者負担分の保育料でございますが、保育料は所得税の金額によりA階層からD階層に区分されておりまして、現在入所している児童での最高額は月額4万7000円、最低額はゼロ円でございます。

2点目、東京都の補助金制度の変更に伴う市の対応についてでございます。東京都では平成17年度施策の見直しについて、福祉保健局より児童福祉審議会の意見具申並びに国の三位一体改革に伴い、延長保育事業等の国庫補助事業がソフト交付金化や税源委譲となり、国基準額に上乗せを行う都加算補助の算定基礎がなくなるところから、地域の実情に応じた取り組みを促進するため、市町村への子育て関連都加算補助及び都単独事業、これは認可保育所運営補助とか、学童保育事業費、子育て広場事業A型、3歳児検診等13事業でございますが、これを廃止、または再構築をいたしまして、市町村の子育て施策における自由度を高め、市町村が地域特性や創意工夫を生か

した独自の取り組みが可能となるよう新たな制度として子育て推進交付金の創設をいたしたいということで、昨年10月25日の市長会に提案されました。

市長会では協議、検討を重ねまして、交付金総額は平成17年度予算ベースの145億円の確保を基本とし、さらにこれまでの補助事業の基準を参考に示すなど一定の事務的な工夫、配慮を行う等7項目の条件を付して本年1月25日に都提案の子育て推進交付金について了承することとなったところでございます。

市での対応については、今後担当レベルでの説明会が予定されておりまして、ゼロ歳児保育特別対策事業、11時間開所保育対策事業、障害児保育事業、一般保育対策事業、延長保育事業、産休代替等職員費補助の6事業については具体的な説明がなされるということでございますので、算定基準を参考にし、また他市の情報も得ながら平成18年度中に整理し、対応を進めてまいりたいと存じます。

3点目の、これからの民間保育園のあり方と市のかかわりについてですが、市では現在、計画的に公設保育園の民営化を進めております。このことは民間活力の導入によるコスト削減、各種サービスへの取り組みの促進を図るとともに、国庫補助金等の活用による財源確保及びコスト削減分を子育て支援策に還元する等による市の総合的な子育て施策の充実を図りたいと考えているからでございます。

これからの保育サービスには、必要な人が適正な負担の中で地域の実情に合った質の高い保育サービスをみずからが選択し、利用できるようにしていくことが求められます。そのためには保育サービスの提供主体がそれぞれの特性を生かし、多様な市民ニーズにこたえて保育の質を高めていくことが必要で、行政の役割はその環境を整備していくことになろうと思います。

次世代育成支援行動計画にあるように、待機児童ゼロの継続、病後児保育、午後8時までの延長保育の実施等を民間保育所と協力して推進すると同時に、ホームページによる情報提供、認可外利用者補助、苦情処理制度の充実、事業者への福祉サービスの第三者評価の受審の促進等市民が保育所を選択しやすい環境もあわせて整備してまいります。

4点目の民間保育所第三者評価制度の実施についてですが、現在認可保育所2カ所で第三者評価の受審を行っておりまして、本年度中に公表するというお話を伺っております。

市では平成18年度に認証保育所2カ所に対して、外部機関による客観的な立場から保育サービスの内容や質等を評価し、保育の質を確保していきたいということから、東京都の補助金を活用しまして、後ほど御審議いただく平成18年度予算案の中に第三者評価事業補助金を計上してございます。また公設民営保育所においても第三者評価の受審の予定がございまして、保育所運営委託料の中に組み入れてございます。他の民間保育所については、福生市保育協議会の中で第三者評価受審のお願いをしている状況です。

次に、安全・安心なまちづくりについての第1点目、防犯対策の現状についてでございますが、福生市内の平成17年の刑法犯認知件数は1253件で、前年より15%、件数で216件減少いたしました。特に空き巣は半減、ひったくりも71%減少いた

しました。

このように犯罪件数の減少につながった大きな要因といたしまして、市民の防犯に対する意識の高まりが考えられます。現在市内では20の町会・自治会によりまして防犯パトロールが行われており、地域の防犯に大変貢献していただいております。今後多くの町会・自治会で防犯パトロール等が実施できますよう、積極的に働きかけをしていきたいと考えております。

市では地域安全のための施策といたしまして、平成17年度には七つの小学校区で地域安全マップづくりを実施いたしました。これは町会・自治会、PTAなど地域の人たちと子どもたちが一緒に地域を回り、自分たちで地図をつくる事業でございましたが、このマップづくりを通じて「危険な場所とはどういうところなのか」を考え、さまざまな危険性に気づくことの大切さも体験してもらいました。この地域安全マップづくりは地方紙にも取り上げられましたが、参加された方々からも大変好評を受けております。この事業は来年度も引き続き行っていく予定でございます。

防犯についての情報の提供につきましては、昨年12月から「テレモ自治体情報」を使い警察からの安全情報を提供するとともに、防犯だよりの作成を続けていきたいと思っております。

また、昨年12月には防犯活動推進員やPTA、町会・自治会など多くの方にお集まりいただき、子どもの安全の見守り活動にも取り組み、防災行政無線を使い、毎週月曜日に子どもの見守りの広報も行っております。

なお、管理職による夜間パトロールを継続しておりまして、昨年7月に市の廃棄物収集の委託業者と締結いたしました「地域安全パトロールに関する協定」を来年度は介護事業者とも締結していきたいと考えております。

次に、第2点目の安全・安心市民まちづくり市民広場の活動状況でございますが、昨年8月に広く市民の方と防犯について話し合える場を設けたところでございまして、「安全・安心まちづくり市民ひろば」には防犯活動推進員を初め女性防犯指導員や町会・自治会、PTA、交通安全推進委員などの方に毎月1回ほどお集まりをいただき、それぞれの組織や地域で行っております防犯活動の状況や、これからの防犯について話し合いを行っているところでございます。

この「ひろば」を通して防犯活動の情報交換の重要性や市民への防犯協力の呼びかけなどが指摘され、テレモ自治体情報での情報提供や、12月に行われた市内全域での子どもの見守りへの協力への呼びかけ、公民館などの利用者への防犯協力への働きかけなどさまざまな防犯活動に生かされたところでございます。

また、現在は腕章等のシンボルの統一化に向け話し合いを進めているところでございまして、来年度も引き続きこの「ひろば」を通じて得られたものを防犯活動に生かしていければと考えております。

第3点目の安全・安心まちづくり条例の検討状況でございますが、市民ひろばの中でも条例制定については、条例がなくても現在活動が活発になっているのであればいいのではないかと、防犯意識を高めるためには条例があった方がよいのではないかなどとさまざまな意見がございました。

いずれにいたしましても、条例制定に当たりましては実効性のある条例がよいと考えておりますので、まだ方向性が定まっていない状況でありますので、各市の条例、あるいは活動方法、市内の状況、関係機関と協議を行いながら、今しばらく時間をいただいて条例の制定を考えていきたいと考えております。

次の子どもの居場所づくり（地域子ども教室推進事業）につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で大野議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 大野議員さんの御質問にお答えをいたします。

子どもの居場所づくり（地域子ども教室推進事業）についての御質問の第1点目、市としての検討状況でございますが、この地域子ども教室推進事業につきましては、文部科学省が提唱いたします事業で、学校におけます教室、あるいは校庭を利用して子どもたちの活動拠点の整備をする場合に国が助成をしようというもので、事業の展開は実行委員会を組織し、そこが主体的に運営していくというものでございます。したがって、実質的には空き教室など自由に使える部屋やスペースが必要ということになるものでございます。

この施策につきましては、福生市では取り組んでまいってはおりません。と申しますのも、年々児童・生徒の数は減少傾向にございますが、学校では総合的な学習の時間や小人数学習指導による複数の教室などを利用する学習が行われ出していることや、個別的な支援を要する子どもに一時的に空き教室を使つての指導がふえてきたことなどにより恒久的な余裕教室というものがなくないことによります。

また、福生第二小学校におけます学童クラブ待機児対策としての一時的余裕教室の利用の例のような対応なども出てまいりましたので、余裕教室を見出すのは今後とも大変難しくなってきております。

福生市におきましては、子どもたちの居場所づくりとしては体育館や図書館、公民館におきまして、また福祉的な側面からは児童館などこれまで学校以外の市の施設においてさまざまな事業を行ってきたのが現状でございます。

次に、国のこの推進事業についての各市町での取り組みの状況につきましては、都内では11市4町が取り組んでおられまして、近隣では羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町で取り組んでいると聞いております。それらの市町では教室を利用したパソコン教室や昔遊び、また手芸、工作など、そして校庭を利用したスポーツ活動などが行われているということでございます。

なお、この事業に対します国の補助については、平成16年度に開始をし、平成18年度で終了するというものでございます。

御指摘のように教育委員会では平成17年4月、学校現場への地域、社会からの支援や学校教育と社会教育の融合促進のため、事務局組織の部を統合いたしております。融合の観点からは、例年社会教育活動の一つとして子ども議会を実施いたしているところでございますが、子どもたちの質問の中に「市をきれいにしていくためにはどうすればいいのか、自分たちに何ができるのか」といった質問もございまして、これを

受けまして、学校教育の立場から質問への対応を検討いたしまして、ことしの秋には小・中学校一斉に地域を巻き込んだ形での美化活動の取り組みを計画をいたしております。これも融合の取り組みに向けた一つと考えているものでございます。

次に、子どもの居場所づくりに今後どう取り組んでいくかという御質問でございますが、目下は十分ではない学校施設を利用した居場所づくりがどのような取り組みとして展開できるかということになるものと存じます。

現在、福生第四小学校では「四小ファンクラブ」と銘打ち、土曜日に保護者や地域の皆さんにより学校の特別教室などを使って子どもたちにクッキーづくり、ギター教室や楽器指導、将棋教室、絵手紙づくり、あるいは地域の歴史探索、または読み聞かせなどという事業を実施をされている例もあります。保護者、地域の皆さんの責任のもとに主体的、主導的に取り組まれているとのことで、このことが結果として長続きしているということだろうというふうに存じます。

また、福生第六小学校では子どもの居場所づくりの一環として、学校ビオトープにおける自然観察、福生二中の協力を得る中で金管バンドによる音楽教室の取り組みなど、これもそれぞれ地域や保護者の御指導をいただきながら子どもたちの居場所づくりを進めているところでございます。

目下のところこういう形での活動は全学区域にわたってはおりませんが、また学校施設、設備の状況により取り組みについて温度差もあるようでもあります。地域や保護者の御理解、御協力をいただく中で全市的に広まっていくことを期待をいたすところでございます。

教育委員会といたしましても、土・日の休日などに特別教室や校庭を利用した活動ができないかどうか研究、検討をいたしますとともに、学校における居場所づくりへの働きかけや、それらの動きに対する支援をいたしてまいりたいと考えております。

以上、大野議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○5番（大野聰君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。それでは再質問を何点かさせていただきます。

まず、介護保険制度でございますけれども、今回いろいろな意味で大きな改正が行われましたが、最初に包括支援センターについて、先ほどお話がありましたけれども、支援センターの設置の形態ですとか、設置場所がどのようになっているか、それから2点目としては具体的な業務内容、運営の方法ですね。そういうものについて伺います。それから3点目については、そのセンターの職員構成がどうなのかということ、それから4点目については、在宅介護支援センターが現在ありますけれども、この辺については包括支援センターができた段階でどういうふうになっていくのか4点について伺いいたします。

続きまして2点目で、高齢者のいろいろ介護予防ということで筋トレですとかをこれから始めるということでございますけれども、ことしの1月の朝日新聞に「お年寄り、遊具で元気」という記事が載っておりました。これは公園でいろいろ介護予防のための運動をするということで紹介をされている記事でございますけれども、これは都内のところが結構多かったのですけれども、こういった器具が市内にあるかどうか、

それに対して市民の方にどのように周知しているのか、その辺についてお伺いをさせていただきます。

それから、2点目の保育行政についてでございますが、幼保一元化についてはまだまだ不透明な部分がかなりあるようですし、いろいろな情報を伺いますと、6月に法案を閣議決定するというような話もありまして、法律の骨子もまだ出てないようでございます。一応この制度ができた段階でその内容を十分見極めまして、民業、特に幼稚園経営に圧迫にならないように、十分時間をかけて検討していただきたいということで、この点については要望とさせていただきます。

それから、2点目の保育コストということでは幾つか御答弁いただいておりますけれども、まずコストの関係でございますけれども、ゼロ歳児の場合、実際には30万円ちょっとかかっているということですね。それからそのうちの利用者負担が6.5%で、公費負担は実に93.5%となっているということですが、このほかにそれぞれの民間保育の場合は東京都の推進費という補助もありますので、実質的には公費の負担割合はもっと高くなるのかなと思っておりますけれども、この負担が多いか少ないかの議論についてはいろいろな議論があると思いますが、このような実態についてはほとんどの市民、保護者の方も知らないのではないかと思います。そういった意味でいろいろな形で、いろいろな機会にやはりこういう実態はお知らせをしていく必要があるのかなということで、この辺について何らかお知らせする方法について、検討できるかどうかについてお伺いいたします。

それから、2点目の東京都の補助金の関係ですけれども、交付金化によって市町村の需要度を高めて、地域の実情に応じた制度としていくということですが、今後市の場合は公立保育園がなくなりまして、民間保育園になるわけですが、先ほどいろいろ東京都の説明ですとか、近隣市の状況を見極めた上で検討していくというお話でしたけれども、具体的にかなり福生市の場合なんかは補助金そのものが減るのではないかなというふうに危惧されますが、具体的にどのようにその運営費の補助制度を変更していく方針なのかについてお伺いいたします。

それから3点目、これも御答弁の中でいろいろさまざまな保育需要に対して御答弁をいただきましたけれども、ゼロ歳児保育、長時間保育、病後児保育、そういうものについて民間保育所と協力して推進していくという御答弁をいただきましたけれども、具体的にはどんな形で考えておられるのかについてお伺いいたします。

以上、3点についてお伺いいたします。

それから、3項目目で安全・安心まちづくりについてでございますけれども、この件については先ほど申し上げましたが、私、就任以来いろいろな形で安全・安心まちづくりについて御質問させていただいております。

地域の防犯パトロールも20カ所ということで、昨年伺ったときは19カ所だったのですけれども、1カ所たしかふえたのではないかと思います。ほぼ1年経って1カ所ということでちょっと寂しいのかなということですが、もちろんこれは地域でそれぞれ自主的にやりになることですから、市がやれとかいう話ではありませんけれども、具体的には市で働きかけ、どのような働きかけをされているのか、特

に実施できないようなところについては何かやはりそれぞれ御事情があると思うのですが、その辺の中味についてお尋ねをさせていただきます。

それから、現在実施されている20カ所、どんな状況なのかについて把握をされているかどうか、先日担当課長さんに私の方の地域においでいただいたということでございますけれども、それぞれそういうことでやはり地域に出かけて行っていただいて、いろいろな状況をつぶさに見ていただくのが一番いいのではないかと思いますけれども、それと同時に、地域のそういう活動についていろいろな面で市民の方にお知らせをしていただくという方法が考えられないかということについてお伺いします。

それから、その次に条例の関係でございますけれども、先ほど最初の質問のときに市長からかなり前向きな御答弁をいただいております。その後検討されたのかなというお話でございますけれども、きょうの御答弁では内容的には余り進んでないのかなというふうな感じがいたします。

やはり昨年のときに市長はかなり前向きな御答弁をいただいたわけでございますけれども、今回一般質問をするためにいろいろお伺いしたら、担当部の方はちょっと勘違いされていたのではないかと思いますけれども、今後やはり具体的に、今まで条例に関してどのように、昨年6月以降検討してきたか、それから今後、先ほどの市長さんの御答弁を受けてどのように検討していくのか、その時期も含めてできればお伺いをしたいと思います。

それから、最後の子どもの居場所づくりについてでございますけれども、もうちょっとなんか前向きな御答弁がいただけるのかなと思ったのですけれども、非常に何となくやれないというか、やらないスタンスの御答弁みたいな感じで、教室については余裕教室がないという御答弁もありましたけれども、例えば放課後事業をやったり、休みの日に事業をやるわけですから、既存の教室そのものを活用することだってできるわけでしょうから、検討する気があればやられたのではないかと考えておりますけれども、そういうことで、この事業について文科省から通知があったと思っておりますけれども、その文書についてどこが受けて、教育委員会の中でどのように協議をされたのか、その辺について質問をしたいと思います。

それから、3点目については先ほど学社融合の関係、幾つかまちの清掃とか、そういうお話がありましたけれども、この1年間庶務課と指導室、これは学校教育部だったわけですが、それから生涯学習部の社会教育課とスポーツ振興課で学社融合を推進するための話し合いをどういうふうに行ってきたか、きょうの教育委員長さんのお話でも、昨年のいわゆる組織改編に当たっての総括みたいなものは特に出ておりませんでしたけれども、やはり学社融合を進めるためにはやはり学校教育、社会教育の壁を外してやらなければいけないのだと思いますけれどもその辺について、どのような話し合いを行ってきたのか、それから今後どのように進めていくのか、その辺について、幾つかの成果はあったという話もありましたけれども、まだ本来の学社融合の意味が、教育委員会としてどういうふうに通じていっているのかわかりませんが、それについて再度お伺いしておきます。

それから、大きな項目二つ目では近隣市の状況について、どんなふうに行っている



っしゃるのか、本当に概略で結構ですからお伺いいたします。

それから最後に、御答弁の中にありました休日などの開放について研究、検討していききたいというふうにお話がありましたけれども、その辺についてどのような具体的な方策で、手順で進めていくのかをお伺いいたします。

なお、平成18年度の予算要望としまして、私ども正和会では放課後対策の充実という項目を掲げて要望させていただきました。その中での回答では、市内の子どもにかかわる関係部署と総合的に検討、研究を進めるという御答弁をいただいておりますけれども、この辺について具体的に何かやられたのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

以上、何点かお伺いさせていただきます。よろしく申し上げます。

○福祉部長（木住野佑治君） それでは、大野議員さんから何点か質問いただいておりますので、お答えさせていただきます。

まず、介護保険制度につきましての地域包括支援センターの関係でございますけれども、設置形態につきましては、公共性及び中立性、公平性等の事業運営確保の視点から福生市が設置し、運営を行っていきたいと思っております。場所につきましては福生市役所の介護福祉課内に設置を予定しているところでございます。

次に、具体的な業務内容の関係ですけれども、主に介護予防、ケアマネジメント、それから総合相談、それから支援、地域ケアマネジャー支援の三つの業務を実施いたします。専門職の連携で包括的支援事業を一体的に行うことを主眼としております。

それから、職員の構成等につきましては、基本的には相談業務を担う社会福祉士、新予防給付及び介護予防事業のケアマネジメントを行う保健師、ケアマネジャーに対する日常的指導、助言や困難事例等への助言指導を担当する主任ケアマネジャーの3名で業務を実施いたしますが、介護福祉課内に設置されますことや、既存事業の関連性等から高齢福祉系の職員とも連携を密にして新事業に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、在宅介護支援センターはどのようなこととございましてございましてけれども、現在社会福祉協議会で実施しております在宅介護支援センターの基幹型業務につきましては、地域包括支援センターがその機能を維持しつつ新たな業務を行うことから廃止をいたします。

また、地域型は3カ所ございましてけれども、これにつきましては地域におけるきめ細かな高齢者支援、例えば相談業務、見守り活動等あるわけでございましてけれども、これら事業の継続的観点からその機能を若干見直しさせていただきまして、存続させていきたいと考えております。

次の健康のための遊具等の設置状況につきましては、都市建設部長の方から答弁をいたします。

次に、大きな2点目としまして保育行政の関係の保育コストでございましてけれども、PRの関係につきましては、保育コストについての負担割合等の情報につきまして、今後とも、随時ではございましてけれども、広報紙に掲載していきたいと考えております。

次に、東京都の補助金、交付金化されて、市として民間保育園に対する補助金を具体的にどのように変更していくかというような考え方なのですが、先ほど市長答弁でも申し上げましたけれども、今後都の算定基準等も示されると思いますので、それらを参考にしながら市の補助金の方針を明確化していきたいと考えております。

次に、ゼロ歳児保育、あるいは長時間保育、病後児保育など民間保育所と協力して推進していく、どのように具体的に進めていくかという御質問でございますけれども、ゼロ歳児保育につきましては、平成20年4月より平成19年度民営化予定のつくし保育園、これで実施する計画でございます。

延長保育につきましては、現在認可保育園12園、全園で午後7時までの1時間延長を実施しているところでございます。平成21年度までに2園で午後8時までの2時間延長をする計画でございます。

病後児保育につきましては、平成21年度までに1園で実施する計画でございますが、市民要望が高いため、できるだけ早い時期の実施を検討しております。

私の方からは以上でございます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 大野議員さんの再質問に対しまして、都市建設部関係についてお答えをいたします。

確かに今年になって早々でございますが、新聞やマスコミ等で健康器具のことが取り上げられておりましたので、私も早速職場の担当者の方に確認をいたしましたが、公園内に健康遊具が設置してあるということでございます。

公園の箇所といたしましては武蔵野台東公園、牛一公園、わかたけ公園、福栄ミレニアムパーク、福生柳山公園、福生南公園の6公園に18基設置しておりまして、種類は腹筋や背伸ばし用ベンチ、懸垂用リングや平行棒、ローリングステップ、アームトレーナー等が設置してありまして、だれもが気軽に利用できるような健康遊具となっているところでございます。

公園内の健康遊具を多くの方々に利用していただくために、広報に出すように指示をいたしまして協議してまいりましたが、3月15日の広報に第1回を掲載いたしまして、以後何回かシリーズで遊具の場所、健康遊具の使い方等掲載していきたいというふうに考えております。

さらに、福祉部とも十分協議いたしまして、健康遊具の設置場所、使用方法等につきましてパソコンを活用いたしましてパンフレットを作成し、さらに多くの市民の方々に健康増進に役立てていただくために各公共施設に配置をして、必要な方には活用していただくよう対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（田辺恒久君） 再質問に対しまして答弁させていただきます。

防犯パトロールがふえていないということで、市はどのような働きかけをしているかということですが、町会長協議会などの会議などで防犯パトロールの犯罪抑止効果などを説明するとともに、支援についてもお願いして、多くの地域で実施をお願いしているところでございます。また町会と防犯活動推進員の連絡が取れるよう、町会や防犯協会にも要請をしているところでございます。

防犯パトロールが実施されていない会が幾つかあるわけですが、それは会員が少ないとかそれなりのいろいろな事情がございまして、防犯対策についての体制づくりができてない地域もあるように聞いております。

一つの地域だけで体制が取れない場合につきましては、近隣地域と協力するなどの方法もあるかと思われまますので、ほかの地域の組織形態などを紹介するなどアドバイスをしていきたいと考えております。

防犯パトロールの実施地域をふやす工夫につきましては、町会長協議会を初め各地域にある団体に協力を求めることが必要と思われまます。そのためには地域の各種団体を一堂に集めて防犯についての説明会などいろいろな工夫をしてまいりたいと考えております。防犯意識の向上と市民のパトロールへの関心を高めることが防犯活動のまず初めの一步であると考えております。

各地域で行われております防犯パトロールの状況でございますが、各地域でそれぞれに合った形で防犯パトロールをやっていただいておりますが、例えば拍子木をたたきながら回ったり、のぼり旗を持ちながら回ったり、ハンドマイクで呼びかけながら回るなど防犯効果を高める工夫をしている形で実施していただいております。

また、町会役員、小学校PTA、中学校PTA、とりわけそれぞれが月1回、回るようにローテーションを組むことで負担を軽減するような工夫をしている地域もあります。防犯は地域全体で取り組むことが大切であるため、無理のない継続できるような仕組みを考える必要があるかと思っております。

防犯パトロール活動をもっとPRする必要でございますが、市の広報でPRはもちろんです、また毎月発行している「防犯だより」でもPRする必要があると考えております。またことしの3月に町会長協議会の会報が発行されますが、今後はそのような中でも町会・自治会で実施されている防犯活動を紹介していただきたいと考えております。

条例の制定につきましては、まことに申しわけないと思っておりますが、福生警察署管内ではあきる野市と瑞穂町で制定しておりまして、多摩地域では14の市が制定しているところでございます。

市長答弁にありますように、実効性のある条例をつくる必要があると考えているところでございまして、まだ出来上がってないわけですが、福生市といたしましてはまだ条例は制定されていませんが、昨年12月の児童の見守り活動のように、防犯活動の見守り活動をほかの市に先駆けて実施したりいろいろな活動を、十分とは思いませんが、実施していると思っております。

条例の内容につきましては、どの条例でも同じなのですが、その制定趣旨を踏まえて、魂を入れてその運用を図り、その制度が情勢の変化に即してその都度メンテナンスできるような仕組みを持っていれば、犯罪減少に対してかなり有効な武器となるであろうというようなことが言われていますので、今後そのような制定に向けて引き続き検討してまいりたいと存じますので、いろいろ御指導をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、幾つか質問をいただいております。

最初に、地域子ども教室推進事業の16年から3カ年の、その文書等の流れについてはどうかということでございますが、これにつきましては平成16年2月16日、当時生涯学習部でございますが、生涯学習部の社会教育課において文書を受けてございます。それで2月26日までにこの事業についての希望を取るということでございましたが、その実施に当たっては、まず実行委員会の立ち上げ、それから実施計画を提出するということなど、10日間のうちにその実行委員会の立ち上げと実施計画を出すということが前提でございました。

また、空き教室等もその当時の学校教育部に確認したようでございますが、全体的に時間な余裕もいとまないということで、その当時、事業の取り組みについてはその時点では困難だと判断し、申し込みをしなかったようでございます。

それから、2番目の御質問でございますが、学社融合の関係で成果はどういうことがあったかということでございますが、17年4月に教育委員会事務局の組織を二部制から次長制にいたしまして1年間、どういう成果があったということを申し上げますと、この1年間ではまず準備、調整の期間だったというふうに考えているところでございますが、先ほど教育長答弁でございましたように、ことしの秋には小学生児童・生徒を巻き込んだ形で地域の方々、あるいは町会、それから社会教育委員の方々、いろいろな方にも御協力をいただいけるということで、美化活動を行うということがまず一つ、これは18年度事業になりますが、学社融合の一つの成果ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、これは図書館の方でございますが、新1年生、小学校1年生でございますが、「出張、おはなし会」というものを図書館の職員と、図書館ボランティア講座を受けたボランティアの方々が学校にまで出向きまして、新1年生に本を読み聞かせるという事業も18年度に計画してございます。

そういう意味では、1年間準備、調整をしながら、18年度には学社融合というものがだんだんできるのかなという、そういうような感じではございます。

今後といたしましても、今までも学校教育と社会教育、連携はしてきておりますが、学社融合ということに向けて今後も、また内部でもいろいろ検討する中でいろいろな事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、地域子ども教室推進事業の近隣市の状況でございますが、まずあきる野市ではスポーツ活動が主に、小学校体育館、あるいは校庭等、あるいは高校の校庭等を使ってやっているということでございます。これは土曜日を実施しているようでございます。そのほかにも文化的活動では個人のお宅で読み聞かせをしているということでございます。それから羽村市では、これもスポーツ活動が主でございますが、グラウンドや校庭、それから田植えの体験などもしているようでございます。田植えについては時期的なものがございますが、月に一、二回程度の土曜日ということというふうに聞いてございます。そのほか瑞穂町、日の出町でも同様の取り組みがされておりますが、週に1回水曜日とか土曜日の隔週とか、そのような状況になっているところでございます。

それから4点目で、教育長答弁にございました休日を利用してボランティアの方にはいろいろやっていただきたいというのがどういう形でできるのかということがございますが、先ほど教育長答弁にございました四小ファンクラブのように、地域の方々がボランティアでいろいろな形でやっていただければ、これは教育委員会としても支援をしていきたいというふうに考えてございます。

他市の状況を見ますとなかなか、ボランティアですから毎日毎日ということが難しい中でそれぞれの学校、温度差もあるとは思いますが、どんな形でできるか相談をしながら支援をしていきたいというふうに考えてございます。

それから五つ目の、正和会の要望にございます放課後対策でございますが、庁内での協議ということでございますが、まず一つ、これは成果と言えるかどうかわかりませんが、学童クラブの関係では学社融合という気持ちもございまして、待機児童を解消するためにも学校を解放できないかということで学校長、あるいは保育課、それから私ども教育委員会とも相談しまして、今回第二小学校を学童保育の一つとして教室を使えるようなことになったということが一つの成果ではないかというふうに考えてございます。

○5番（大野聰君） ありがとうございます。また再質問したいのですが、時間がなくなりましたので、最後に要望にとどめておきたいと思います。

まず、介護保険制度の関係でございますけれども、新しくできるというか、今までの在宅介護支援センターからそういう形になるわけですが、変わるところについては十分指導していただきたいのと、それから特に基幹型の支援センターである社会福祉協議会、この辺に対する指導とか、これがなくなるわけですから、そういうことを十分対応していただきたいと思います。

それから、公園の遊具の関係でございますけれども、健康づくりには非常に有効だということで、積極的にPRをしていただくということですが、今後介護予防の事業の中でも取り入れて、どういうことができるかということを御検討いただきたいと思いますし、それから一つには、この新聞記事にも載っておりますけれども、広報紙でPRして使い方をという方法も一つの方法だと思いますけれども、その場に使い方を示した簡単な案内板みたいなものをつくるのも有効だと思いますので、十分御検討いただきたいと思います。

それから、保育の関係ですが、本当に保育需要、市民の要望は変わっております。どうしても既存の保育園の既得権を保護するという立場というのは、現実にはおありになるのではないかと思いますけれども、役所としては市民の、子どもたちのための保育行政をこれからも、ニーズに合った保育行政をやるという意味では適切な御指導をお願いをしたいと思います。

それから、安全・安心まちづくりについての関係では、防犯パトロール等これからいろいろな機会に市の方と積極的にお知らせをいただきたいと同時に、やはり担当部長さん、たまにはそれぞれの地域に出張ってぜひ実態をよくごらんいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから最後に、子ども居場所づくりでございますが、いろいろ現実には今、先ほ

ど10日間ぐらいしかない期間の中で、どういう形にしても近隣市では取り組んできているということはあるわけですね。それを見れば、そういうことを、どういう組織だとか、やる気があればそれぞれの青少協を使うとか、そういうことはできたと思うのですけれども、そういうことが結果的にはできなかったということについては非常に残念だと思います。

今回もいろいろ質問をさせていただくために打ち合わせをさせていただいても、どうしてもまだ学校教育と社会教育というのかな、そこの垣根というか、セクト意識みたいなものは何となくあるのかなという思いがいたしました。そういう意味では本当の学社融合を目指して、これから教育長さんのリーダーシップでぜひ頑張っていっていただきたいと思います。

それと、やはりボランティアの方をというお話がありましたけれども、これもやはり団塊の世代の方たちが、やはり時間的には非常に余裕がある人たちが多くなりますし、いろいろな社会的な経験をされている方が非常に多いわけですから、そういう方をお願いをして、ボランティアでやっていただくというのも一つの方法だと思うのですね。そういう意味で、やはり積極的にそういう施策を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 2時10分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番沼崎満子君。

（18番 沼崎満子君質問席着席）

○18番（沼崎満子君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして3項目について一般質問をさせていただきます。

最初に、子育て支援について2点お伺いいたします。

1点目は、子育て支援事業に対する今後の新たな取り組みについてお聞きします。東京都は平成18年度予算における子育て推進事業の予算措置について、補助金の使い方が細かく限定されていた従来の考え方から、区市町村が自主的に判断できるなど自由な裁量による柔軟な施策転換が行われるといった子育て推進交付金制度を創設するとの考え方を明らかにしました。その中で斬新的な取り組みについて、この制度の活用、促進を図るというものでありますが、福生市として子育て支援事業に対する今後の新たな取り組みについての見解をお伺いいたします。

次に2点目、市の保育状況と公立保育園の民営化計画の進捗状況についてお伺いいたします。市では多様化する保育ニーズへの対応についてさまざまな保育サービスを実施しておりますが、内容についてお伺いします。

また、民間活力の導入を図り、限られた財源を有効に活用していく方法の一つとし

て、公立保育園の民営化を進められているようでございますが、進捗状況をお願いいたします。

次に、2項目目は公立施設へのAED、自動体外式除細動器設置促進の進捗状況についてお伺いいたします。

昨年の12月第4回定例会におきまして、公共施設への自動体外除細動器、AED配備の普及促進についてお伺いいたしましたが、その後の進捗状況及び設置するに当たりまして以下の5点についてお尋ねいたします。1、設置場所。2、使用できる対象者。3、研修方法。4、補助金について。5、他市の状況についてお伺いいたします。

最後に、教育行政についてでございます。

特別支援教育の充実についてお伺いいたします。平成17年11月の中央教育審議会特別支援教育特別委員会において、特別支援教育を推進するための制度のあり方についての答申が示されました。

この答申の基本的な考え方は、障害のある幼児、児童・生徒の教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う従来の特殊教育から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育に転換するというものです。

この答申を受け、文部科学省では小・中学校における教育の推進策としてLD・ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒を含め障害のある児童・生徒が通常の学級に在籍した上で、その必要に応じ指導等を受ける特別支援教室の構想を段階的に実現するとしております。

そこでお聞きいたします。こうした中央審議会の答申や文部科学省の推進施策に沿って福生市教育委員会や各学校においても準備が進められていることと思いますが、状況はどのようになっているのでしょうか。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 沼崎議員さんの御質問についてお答えをいたします。

まず、子育て支援についての1点目、子育て支援事業に対する今後の新たな取り組みについてでございますが、御質問にございました都の子育て推進交付金制度につきましては、先ほども大野議員さんにお答えいたしましたとおり、認可保育所の延長保育事業などの保育対策事業や学童保育事業、3歳児健康診査事業といった都が単独で補助している、あるいは加算して補助している事業13事業についての補助金を包括して交付金化し、市町村の自由度を高め、地域の実情に応じた独自の取り組みを促進するとともに、在宅サービスの充実など都の政策誘導度を高め、都民ニーズに的確に対応していくとしております。

そこで、御質問の子育て支援事情に対する今後の新たな取り組みでございますが、平成18年度の新規事業といたしまして、乳幼児ショートステイ事業やひとり親家庭への支援として就業支援事業など予定しているところでございます。

また、レベルアップ事業といたしまして、市独自の施策として、乳幼児医療費の助成制度におきまして、2歳児未満を対象に所得制限を撤廃するといったこと、さらに

は児童手当につきましても対象年齢の拡大や所得制限の緩和といった制度改正が予定されております。また昨年開設いたしました子ども家庭支援センターにつきましても、総合相談体制の充実を図ってまいります。

いずれにいたしましても、子育て支援に関しては行政のみならず、地域や企業も含めた社会全体で取り組んでいくことが重要と考えておりますが、市といたしましては今後も第3期福生市地域福祉計画に基づき、費用対効果等を踏まえながら子育て支援事業の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

次に2点目、市の保育状況と公立保育園の民営化計画の進捗状況でございます。市では子育てを支援するため多様な保育サービスの充実に向けた取り組みを進めておりますが、市内には御存知のように認可保育園が12園、認証保育所が2園、無認可保育室が2園、合計16カ所の保育施設がございます。認可保育園全園で延長保育事業、一時保育事業、障害児保育事業を実施しておりまして、1園で休日保育事業を実施しております。また認可外保育園と認可保育園との保育料の差額補助制度を平成14年10月に全国に先駆けて導入し、保護者の負担の公平を図ってまいりました。

今後、次世代育成支援行動計画では、多様な保育ニーズにこたえるため病後児保育事業、保育時間の延長等も計画をしております。またサービスの提供だけでなく、第三者評価の受審等保育の質を確保するための事業も実施していく予定でございます。

なお、4月時点での待機児童は平成15年から3年連続でゼロとなっております、東京都では他に例を見ないことでございますが、差額補助制度の導入や認可保育園の定員を超えての入所等の効果と思っておりますのでございます。

次に、民営化計画の進捗状況でございますが、初めに公設民営の熊川保育園でございますが、平成18年4月1日の移管に向け、本定例会で不動産の譲与についての議案を上程しているところでございますので、御審議をいただきまして、熊川保育園の建物等を社会福祉法人不動福社会に無償譲渡するため、「福生市立熊川保育園の移管に関する協定書」、「建物等譲与契約書」及び「土地使用貸借契約書」を締結し、移管してまいりたいと存じます。

公設公営のつくし保育園でございますが、去る1月15日号の広報誌及びホームページにおいて、つくし保育園を運営する社会福祉法人の募集を掲載すると同時に、近隣自治体の社会福祉法人116事業所に募集案内の通知を個別に送付いたしました。2月22日の事業者説明会には10事業者が出席され、市立保育園への移管条件、選考方法、提出書類等の説明後、つくし保育園への現地視察を行い、3月22日が提出期限となっております。その後、庁内に助役を会長とするつくし保育園運営事業者選定委員会が設置されておりますので、厳正な審査を行いまして、4月下旬から5月上旬には継承事業者を選定し、平成19年4月1日に民間事業者に移管していく予定でございます。

公設公営の福生保育園でございますが、敷地が東京都有地のため引き続き東京都と協議中でございますので、今しばらく時間をいただきたいと存じます。

公設民営のすみれ保育園につきましては、すみれ保育園の代替施設として、総合施設を含めて検討しているところでございますが、市内の保育施設の配置を考慮いたし



ますと、すみれ保育園の近隣に設置いたすことが望ましいことから、未利用地等検討委員会で近隣市有地等の状況について検討を進めているところでございます。

この総合施設につきましては、昨年12月に全国35カ所で実施されているモデル事業等の話につきましては先ほどお話を申し上げたとおりでございます。開所時期等は未定でございますが、すみれ保育園園舎の問題、職員配置等の課題もございますことから、なるべく早めに方向性を出しながら議会に御相談したいと考えております。

次に、市民に対する救命対策、公共施設への自動体外式除細動器、いわゆるAED設置の進捗状況についてでございますが、突然の心停止の際にはAEDが大変有効であり、また一般市民も使用できるようになったためにその普及が急がれているところでございます。

本市では、昨年12月定例会へ補正予算を提案させていただき、4施設5台の配置を予定し、また学校等その他の公共施設への配置について、緊急性等を考慮し、検討しておりましたところ、昨年12月19日付で東京都から、17年度に限って福祉改革推進事業補助金でのAED設置対象箇所の拡大をするとの通知があり、急遽必要性の高い施設19施設への配置を決定、専決処分をさせていただいたところでございます。この専決処分の承認につきましては後ほど提案をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

これによりまして、都からの寄贈による本庁舎への1台、都の市町村地域保健サービス推進事業補助金による保健センターへの2台、市民からの寄附金による福祉センター等3施設への各1台と合わせまして、24施設25台の設置が可能となり、本年度中に設置をしてまいります。

追加の19施設は、小・中学校、地域体育館、図書館、分館でございまして、緊急性、必要性が高く、また職員、教職員等が配置されており、AEDの適切な使用が可能であると判断いたしました施設でございます。

配置されたAEDにつきましては、職員はもとより一般市民の方にも使用していただくため、テキスト等も備え付けることとしておりますが、やはり使い方の研修を受けていただくことが必要と考えております。そのため市民の皆さんには保健センターで実施しております応急手当講習会や福生消防署による救命講習会等へ御参加いただき、実際に使ってみていただきたいと存じます。また職員は毎年実施しております救命講習会で、教職員は心肺蘇生実技講習会で使用方法を習得してまいります。その他の施設関係者、体育指導員や競技連盟関係者等につきましても救急実技研修会を実施してまいります。

次に、補助金の関係でございますが、今回の追加配置分につきましては、東京都福祉保健局所管の福祉改革推進事業補助金を活用いたし、補助割合は10分の10となっております。

他市の状況でございますが、羽村市では学校を除き14台の設置、昭島市では中学校及び各施設へ11台、あきる野市は学校を除く各施設へ15台の設置などとなっております。

次の教育行政につきましては教育委員会からお答えをいたします。

以上で、沼崎議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 沼崎議員さんの御質問にお答えをいたします。

発達障害児の特別支援教育についての御質問でございますが、文部科学省では中央教育審議会特別支援教育特別委員会の答申を受け、小・中学校における特別支援教育の推進について、通級指導学級での指導対象の児童・生徒をLD・ADHD等の障害も含めて支援を行う等の現行制度の弾力化を図ること、教職員配置システムのあり方を考えながら、各学校に（仮称）であります、特別支援教室を設置する制度を検討すること等を方針として示しております。

福生市教育委員会におきましては、これからのことを受け、特別支援教育の理念であります児童・生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導及び支援を行うことを目指し、次のような施策に取り組んでおります。

まず、各学校の特別支援教育の充実に向けましては、特別支援教育コーディネーターを指名をさせ、平成17年度は年間10回の養成研修を実施をいたしております。研修の内容につきましては、特別支援教育の理念の理解や、LD・ADHD等の発達障害児の理解と指導方法についての事例検討会等を都立養護学校の校長や教員を講師に招いて実施をいたしました。またLD・ADHD等の発達障害児の指導に関する教師の支援や、子どもへのかかわり方の保護者への支援のため、市の心理相談員を各小学校に年間4回程度派遣し、相談活動を実施いたしました。そのほか軽度発達障害や情緒障害児童の適切な支援を図るため、現在福生第六小学校に設置をされております情緒障害通級指導学級をこの4月からは第五小学校に新たに設置し、田園地域、熊川地域の子どもや保護者のニーズにこたえてまいりたいと考えており、準備を進めております。

今後の計画といたしましては、特別支援教室構想につきましては、各校の校内委員会の機能的な運営への支援を図るほか、各校の教育相談室を充実させ、個別の指導ができるようにいたしますとともに、現状の心身障害学級や通級指導学級の教員が巡回をして指導できるようなシステムを考案してまいりたいと考えております。

また、不登校の問題やこの特別支援教育の充実を図るため、関係機関との連携強化や教職員の研修の充実、情報の収集や活用等が不可欠となりますことから、学校支援のための教育センター機能を有する施設の設置を目指してまいりたいとも考えているところでございます。

以上、沼崎議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○18番（沼崎満子君） 御答弁をいただきありがとうございます。それでは2回目の質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援について2点お伺いいたします。1点目は、乳幼児ショートステイ事業について、どのような事業なのか、どのような方が利用できるのか、また利用する場合利用料はどのようになっているのかお伺いいたします。2点目として、ひとり親家庭への就業支援事業について、これもどのような内容の事業なのかお伺いいたします。

次に、AEDの設置状況についてでございますが、学校へもAEDが配置されることが決まりましたことは大変心強く思いますが、いざというときに使える人がいないという状況が出ないかと一抹の不安を抱いております。学校では主に保健の教員が対応することになると思いますが、せっかくAEDが設置してあるのにその教員が不在で使えないという状況は決して起ってはならないものと思います。

ある新聞に載っていたことなのですが、中学生が部活中にボールが背中に当たり心臓しんとうを起こしたとき、たまたま保健室にAEDが設置してあったにもかかわらず、運悪く保健の先生がお休みだったため何も作動することなくそのお子さんは植物人間になってしまいました。

宮城県仙台市では学校現場での救命率向上に積極的な取り組みをしています。子どもの突然死を防ごうと各学校ではAEDの保管してある場所を授業や学校だよりなどを通じて生徒に周知徹底し、いざというときにはすぐにAEDを持ち出すように指導しております。

AEDの使用方法については、市教委が消防署と連携して教職員を対象にした講習会を徹底的に開催しています。また市独自の事業として中学生向けの普通救命講習ジュニアコースでもAED講習が盛り込まれており、消防署の救急隊員が各中学校に出向き、生徒たちにAEDの使い方を教えています。中学校のある校長先生は、子どものころから危機意識を持ち、緊急時の対応能力を高めておくことが必要、将来的には生徒全員に受講させたいと考えていると話しています。

そこでお尋ねいたします。福生市として学校では生徒へのAEDの周知徹底はどのようにされるのか、また学校でのAED研修の実施予定及び対象者についてお伺いいたします。

また、学校は緊急避難場所になっているわけで、そのような際には自主防災組織の方や避難している市民の方々がAEDの使用方法を知っていなければなりません。そのためには多くの市民の方がAEDの使い方を知っている必要があります。市として自主防災組織の方々への研修などの実施はどのようにしているのか、また市民のAEDのPRや設置場所の周知等についてどのようにしていくのかお聞きいたします。

最後に、教育行政では心理相談員の巡回相談の成果についてお尋ねいたします。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（木住野佑治君） それでは、沼崎議員さんの再質問に対しましてお答えいたします。

まず、乳幼児のショートステイ事業でございますけれども、これは産まれて3カ月以上から小学校就学前の乳幼児が対象の事業でございます。これにつきましては保護者の方が何らかの都合で何日か子どもの面倒がみられないといった場合に、そのお子さんを保護者に代わって施設で7日を限度にお預かりする事業でございます。

どのような方が利用できるのかということでございますけれども、例えば保護者が病気やけがで何日か入院する場合、出張等で家を留守にする場合、あるいは冠婚葬祭のときと、このようなことが考えられるわけでございますが、この辺はできるだけ利用しやすい形を考えております。

利用料につきましては、基本的にはショートステイということで宿泊を前提としておりますけれども、日中だけのショートステイも可能となっております、この場合11時間保育を原則としております。日中のショートステイの利用料金につきましては3000円、宿泊の場合1泊につき4000円の利用料を設定しております。

次に、ひとり親家庭の就労支援事業でございますけれども、この事業は二つございまして、一つは母子家庭自立支援教育訓練給付金事業というものがございまして、この事業につきましては、就職に際し十分な準備がないまま生活のために職に就かなければならないといった状況があるわけでございまして、そこで個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭の自立の促進を図ることを目的とした事業でございます。

対象となります方は、児童扶養手当を受給している方、または同様の所得水準にある方といたしております、対象となる講座につきましては、国等が指定する教育訓練講座でございます。どのような講座があるのかと申しますと、パソコンの上級講座、調理士免許の取得講座、簿記講座、訪問看護員の養成講座などがあるところでございます。

また、支給額でございますけれども、受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額として、その額が20万円を超える場合は20万円としております。

それから、二つ目の事業でございますけれども、母子家庭高等技能訓練促進費事業、ちょっと長くて難しいのですが、高等技能訓練促進費事業というものでございまして、これも母子家庭の母が資格を有していれば就職の際に有利と言われておりますが、この資格を取得するために一定期間の就業が必要となりますことから、資格取得にかかる養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給することによって生活の負担の軽減を図って、資格取得を容易にすることを目的としております。

対象につきましては、児童扶養手当を受給している方、または同様の所得水準にある方で、就業と受講の両立が困難な方としております。

対象となる資格でございますけれども、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などとなっております。それから支給期間でございますが、就業期間の最後の3分の1に相当する期間といたしまして12カ月を上限としております。支給額につきましては月額10万3000円でございます。

○教育委員会参事（嶋崎政男君） 沼崎議員さんの再質問につきまして答弁申し上げます。

第1点目の教職員へのAEDの研修でございますが、既に昨年、中央体育館で実施されました講習会で保健主任がこれに参加しております。また各学校で毎年実施しております全教職員対象の心肺蘇生実技研修会の際にもAEDの使用法の講習を組み込みまして、修得してまいる予定でございます。

生徒につきましては、健康教育の一環でございます救急救命講習等に位置付けられる可能性が今後ございますので、その動向を注視してまいりたいと思っております。

2点目の心理相談員の成果につきましてでございますが、第1点目といたしまして、相談件数そのものが増加いたしました。第2点目といたしまして、市の教育相談室へ

の相談につながっていくケースが大変ふえてまいりました。また第3点目でございますが、この巡回相談をすることによりまして固定の心身障害学級、また通級学級の方にその子どもが実際に通うようになるというふうな事例もたくさん見えるようになりました。学校からはさらに子どもたちが学校の適応を図るために心理相談員の相談回数をふやしてほしいという声が高まっておりますので、できる限りこたえていきたいというふうに考えております。

○総務部長（吉沢英治君） それでは、2項目目の自主防災組織の方への研修と市民への周知につきましてお答え申し上げます。

まず、自主防災組織への研修につきましては、福生消防署にお願いをし、毎年自主防災リーダー講習会及び救命講習会を実施しております。既に962人の市民の方が研修会に参加をいただいておりますが、本年度より新たにAEDの取り扱いが研修項目に追加されまして、52人の方に修得をいただきました。この講習会を通じまして多くの市民の方々にAEDの取り扱いを修得いただきまして、いざというときに備えていただきたいというふうに考えております。

また、市民への周知につきましては、市の広報、あるいはホームページ等を利用し、広く広報してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○18番（沼崎満子君） それでは、3回目の質問として一つだけお尋ねいたします。

乳幼児ショートステイ事業の関係でございますけれども、実施施設は決まっているのかどうかということと、それから母子家庭高等技能訓練促進費の月額10万3000円というのはかなり大きな金額と思いますが、支給するまでの流れをお伺いいたします。

○福祉部長（木住野佑治君） 乳幼児ショートステイ事業の実施施設でございますけれども、青梅市にございます社会福祉法人東京恵明学園さんを予定しているところでございます。

それから、母子家庭の高等技能訓練促進費の関係でございますけれども、これは確かに金額が、月額10万3000円と大きいわけでございますが、その申請から決定までの流れということかと存じますけれども、まずこの訓練促進費につきましては、養成機関におきまして2年以上のカリキュラムを終了することを前提としておりますが、実際に支給の申請ができるのはその終了する期間の3分の2に相当する期間を経過した以降にできることとしております。したがって、この時点でも御自身でかなり努力されているということが言えると思います。3分の2まで自分で努力して、そこで終了してないといけないというわけでございますから、大変な努力が必要ではないかと考えております。

申請に当たりましては所得の証明書、在籍証明書、それから就業している養成機関の長が証明する単位取得証明書等支給決定の判定に必要な書類等を添付していただくことになります。その後、支給決定がされるわけですが、母子自立支援員を含めた判定委員会を設置いたしまして、その緊急性や必要性について考慮いたしまして、支給についての判定をすることといたしております。

いずれにいたしましても、公費負担ということから、慎重な審査が求められるわけ

ですので、この辺は申請者の方にも御理解をいただいていきたいと考えております。

○18番（沼崎満子君） それでは、最後にいろいろ要望させていただきます。

それぞれ前向きの御答弁ありがとうございました。最初の子育て支援事業につきましては、ひとり親家庭の母への経済的自立に向けた支援としての就業支援事業は大変期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、AEDが既に設置してあります本庁の1台を合わせて、福生市として本年度中に25台を設置するとの御答弁をいただきました。本当に心強く思います。多くの市民が取り扱い方を知ることにより、不慮の事故が起きた場合に助かるケースが多くあってほしいと思います。

そのためにも積極的に1人でも多くの方が救命講習に参加していただくことを要望いたします。また私たち議員も講習を受ける機会がありましたら何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、教育行政の発達障害児の支援につきましては、福生市ではいろいろと本当に取り組んでいただいておりますので、今後もさらに手厚く取り組んでいただくことを要望いたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、6番前田正蔵君。

（6番 前田正蔵君質問席着席）

○6番（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、さきの通告に基づき質問席から一般質問をさせていただきます。

行財政改革について4問質問させていただきます。

1問目は、バランスシートなどから見た今後の取り組みについて市長にお尋ねします。平成13年度より福生市のバランスシートと行政コスト計算書がつくられ、市の財政と行政面が把握できるシステムができたことは大変よいことであります。

平成16年10月には財政問題プロジェクトチーム中間報告書はすばらしい報告書であります。しかし、いろいろな資料づくりは専門家ではありますが、つくられた資料を活用することになかなかできていない面がある。活用して効果を生まなければそれらの資料は床飾りに過ぎない。いろいろな資料なり数値も市民、行政に必要なだからつくる。活用しない資料はつくるだけ時間のむだである。それを活用して効果を上げて初めて普通の仕事であります。

収入があって支出がある。過去の資料なり数値により収支のグラフの線の上、それを基盤とした今後の延長線上でどのように数値を見通せるか、収支全体を把握して、次の世代に禍根を残さないためにもぜひ本気で取り組まなければならない。借入金の増加によって今後利率の引き上げも十分考慮して、利子の負担が財政を圧迫しないよう考えていかなければならないと思います。

現状は、市税などを含め歳入全般的に先細り傾向、歳出の面は扶助費など、福祉関係費など各項目、広範囲にわたって行政コストの膨張する傾向にある。そのため当然収支のバランスが崩れる。バランスシートを見れば一目瞭然です。

それと、従来の業務の見直しを含め収支のバランスを保つために従来からの施策を再検討、調整するためにいろいろな改善とか改革が叫ばれるゆえんはそこにあるわけでございます。

福生市は行財政の推進中であり、もっと自分たちでつくった資料なり数値を活用してほしい。一般企業でも過去5年間のバランスシート及び損益計算書を見れば、その会社の将来性の数値が見えてくる。私も会社人間時代、他社なり子会社、関連会社の過去の資料で何年も監査業務をし、指摘してきました。

国税調査員はすべて過去5年間の資料で現在の資料と照合調査しています。過去のバランスシートなり行政コストの支出から見て今後想定されるバランスシートなど行政コストの数値が、5年先の数値が読めなければ中・長期計画は難しい。従来から習慣で単年度の予算オンリーになる傾向があるが、今後は行政でも余り得意でない中・長期に取り組み、進めていかなければならない。中・長期計画には必ず過去の資料とか歴史的数値は必要であります。過去を分析し、目標を立てて行財政改革に真剣に取り組んで目に見える改革を実現し、市民に公表できる結果を出していただきたい。

ここで市長にお尋ねします。バランスシートなどから見た今後の取り組みについて。

2問目は、行財政改革の数値目標並びにその期限設定の考えについて、私は行財政改革には数値目標と期限の設定がなければ絵に書いた餅に過ぎない。過日、新聞記事で隣接市の行財政改革の記事の中に、1994年から2004年度まで、第3次にわたる行財政改革の推進の結果職員数の削減、指定管理者制度など民間委託の推進などを実施した。その結果19億3000万円の削減を達成したとの記事が掲載されていました。また昨年末から2009年度まで、お金を計画期間とする行財政プランを策定し、2009年度まで職員数24名、6%削減する定員管理の適正化や、経常収支比率を90%以下にすることなど数値目標を立てて進めているとの記事がありました。

平成17年度予算案の経常収支比率を92%以内といずれも目標数値と期限を設けております。福生市は独自の行財政改革で推進して、隣接とは比較するつもりはないが、よいと思われる手法なり方法は参考にして、実績を上げる選択肢は多くあると思います。目に見える行財政改革の数値を期限を示して進めていただきたい。

そこで、市長にお尋ねします。行財政改革の数値目標並びにその期限設定の考えについて。

3番目は、人件費の数値目標管理における今後の人事管理について、平成13年度から行政コストを見ますと、人件費総額は毎年上昇気流であり、これで行財政改革が順調に推移していると言われることに疑問を持ちます。平成13年度の人件費総額を100とすると、翌年、14年は102.3%、15年度は101.7%、16年度は105.5%、これが人件費総額の増加指数です。

東京都総務局は昨年、都内の区市町村の給与水準、ラスパイレス指数を発表した。西多摩では青梅市、瑞穂町、桧原村を除く3市2町で2004年に比べ2005年度は給与水準が上がっております。ラスパイレス指数は地方公共団体の一般行政職職員給与額と、国の行政職俸給表、適用職員の俸給額等を学列別、経験年数別に比較したもの、国を100として算出、2005年度は前年に比べ東京都特別区は平均100。

3%、23区内11区でラスパイレス指数が低下している。

市町村は平均107%で、39市町村のうち16市町村でラスパイレス指数が低下した。西多摩の中では福生市は、2004年度101.4%、2005年度は0.6%増で102.0%となり、西多摩の給与水準は福生市が1番目となりました。都では調布市が103.2%の水準で1番、都内全体でも福生市は4番目の給与水準となっております。

西多摩の各行政別では、2005年度、国を100とすると福生市は102.0、羽村市は101.8、青梅市は106、あきる野市は98.8、日の出町は105、瑞穂町、奥多摩町99.7、桧原村が95.0であります。福生市の職員給与水準は高い水準にあり、行財政改革についても、またいろいろな業務も自信を持って効率的にこなしていただきたい。目に見える行財政の成果を上げていただきたい。

私は給与水準と業績の成果は正比例するものと考えております。したがって、給与水準を肯定も否定もするものではない。一流と言われる会社とその中で働く社員の高い給与水準がありますが、会社の業績もそれなりの高い水準にあります。西多摩1番の給与水準であり、業務、業績についてもぜひ西多摩1番で進めていただきたい。

そこで、市長にお尋ねします。人件費の数値目標管理における今後の人事管理について。

4番目ですが、4番目は行政改革推進委員会と行政改革推進本部の検討内容について、行政改革推進委員会は平成7年6月26日条例第30号、平成13年5月23日条例第24号で改正、組織は委員6名以内、学識経験者2名以内、市民代表4名以内、任期は2カ年、会議の招集は最初の会議は市長が招集する。設置目的については社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、福生市行政改革推進委員会を設置すると、委員会は市長の諮問に応じ、福生市の行政改革の推進について必要な事項を調査、審議するとあります。

行政改革推進本部設置には、昭和60年7月1日に訓令第8号、平成13年4月1日に訓令第2号で改正されております。組織は本部長、市長、副本部長は助役、収入役、本部員は各部長クラス、会議の招集は本部長が必要に応じて招集する。部会の設置も設けております。設置目的については、福生市の行政改革推進を図るため福生市行政改革推進本部を置くとあります。

以上のようなすばらしい組織がありますが、この組織は行財政改革と具体的にはどのような関連を持っているのか、また最近の会議について、行政改革委員会並びに行政改革推進本部について、どういう問題が案件として取り上げられたのか。

そこで、市長にお尋ねします。行政改革推進委員会並びに行政改革推進本部の最近検討された内容について。

以上、4点について1回目の質問とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 3時10分まで休憩いたします。

午後2時58分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議



○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 前田議員さんの御質問に対しましてお答えをいたします。

行財制改革についての第1点目、バランスシート等から見た今後の取り組みについてでございます。バランスシートの平成11年度から16年度までの推移の特徴点は、資産合計の投資等の部門が特定目的基金の減少などに伴い29億8400万円の減額、流動資産の部門が税制調整基金、歳計現金等の減少に伴い4億8700万円の減額となっていることでございます。これは景気の低迷、減税等による市税の減収や地方交付税の減少、その財源補てんのための基金取り崩しなどが要因でございます。

次に、負債、正味資産合計についてでございますが、これまでの世代の人たちが負担した額でございます正味資産は、施設の減価償却のため微増とはなっておりますが、今後将来の世代が負担しなければならない負債合計は、地方債や退職給与引当金の増加により14億6600万円ほど増加しております。

これは特別減税による税収補てんのための住民税等減税補てん債や、地方交付税減額分の代替措置として借入れが認められている臨時財政対策債借入残高の増加、職員平均年齢の上昇に伴う退職給与引当金の増によるものでございます。

また、行政コスト計算書の平成13年度から16年度までの推移の特徴点は、項目別で、物件費等の「物」にかかるコストが2400万円ほどの増ではございますが、退職手当引当金繰入等を含めた人件費等の「人」にかかるコストが2億2500万円ほどの増加、扶助費等の移転支出的なコストが特別会計への繰出金や生活保護費等の増に伴い11億9000万円ほど増加していることでございます。

このため、平成18年度予算につきましては、長期的視点に立った予算編成、財政運営の健全化、既存事務事業の精査などに努め、行政改革大綱推進計画に基づいた歳入の確保、歳出の抑制策を図っております。

具体的に申し上げますと、歳入面では国民健康保険税の改定、差し押え不動産公売事業、健康保険税収納専門員派遣委託など、歳出面では職員数の見直し、市共済組合補助金の削減、熊川保育園の民営化、部単位の枠配分方式の導入による経常経費等の削減、事務事業評価等を踏まえた事業の廃止、縮減などを図ったところでございます。

なお、この結果、都市施設整備基金及び財政調整基金の取り崩しはゼロとし、臨時財政対策債の借入は前年度比1億1000万円減の4億5000万円といたしております。

このようにバランスシートやコスト計算書などから、絶えず本市の財政状況を分析し、把握しながら行政改革を進めることが重要であると認識した上で、現在、第4次の行政改革大綱を策定しているところでございます。

中・長期的な計画のお話もございましたが、まさにそのとおりでございまして、十分留意をして進めさせていただきたいと思っております。

次に、第2点目の数値目標と期限の設定についてでございますが、第4次行政改革大綱につきましては、国から示された地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針を参考に、明確な数値目標の設定、市民にわかりやすい内容とすることとし

ており、具体的な施策につきましても改革大綱推進計画で明らかにしてまいりたいと思います。

なお、現在の第3次行政改革大綱の結果については、施政方針でも若干申し上げましたが、例えば定員管理の適正化の分野で、3%以上の職員数削減との目標を設定いたしておりましたが、17年度当初では27人、およそ6.4%の削減となっておりまして、目標は一応達成をしております。このようにその結果が明確となるよう、可能な限り目標の数値化や具体的で市民にわかりやすい指標を用いることが市民の信頼、理解を得られることになると、そう考えております。

第4次行政改革大綱では、計画期間は平成18年度から21年度の4年間といたしまして、お話のように経常収支比率や財政規模、また適正職員数等の数値目標を設定し、21年度までに目標を達成することとして進めてまいります。

次に、第3点目の人件費の数値目標管理における今後の人事管理についてでございますが、行政コストを計算する際の市全体の総人件費、いわゆる非常勤職員を含めてとらえますと、御質問のとおり平成13年度を基準に毎年上昇しつつありますが、職員給料のみでとらえますと、職員数の削減、人事院勧告等により毎年徐々に下がってきている状況でございます。

この職員給料について、国と地方公共団体との関係を全国統一的な指数として示すラスパイレス指数につきましても、職員構成の違いや地方公共団体の職員数の多少によりその反映の正確さの度合いが異なる側面があると言われておりますけれども、当市はこれまで55歳定期昇給ストップ等の対策をまいりましたが、高齢者が多くなっているという状況もございます。平成17年度は102.0で、対前年0.6ポイント上昇しております。

このラスパイレス指数の動向でございますが、人事院の勧告によりまして、平成18、19年度で国や東京都、そして市町村の職員の給与は給与構造改革により大きく変わろうとしておりまして、そのことによりラスパイレス指数についても算出根拠がどのように変わるか、どのような指数になるのか、現在のところ明確になっておりませんので、今後、国や東京都の動向を注視し、適切な対応をしていかなければならないと考えているところでございます。

人件費の数値目標管理でございますが、第4次の行政改革大綱の中で定員管理の適正化や給与構造改革を柱とする給与の適正化を示しまして、嘱託職員等を含めました総人件費についてもたえず点検し、その抑制に向けた取り組みをまいりたいと考えております。

次に、第4点目の行政改革推進委員会及び本部の検討内容についてでございますが、6名の方に委員としてお願いしております行政改革推進委員会は、定例的には年2回開催されておまして、17年度のように行政改革大綱の策定期間には3回から4回程度御審議をいただくこととなっております。

検討内容でございますが、新年度の行政改革大綱推進計画や主な取り組みについて、また前年度の取組状況や決算状況、職員数、職員給与の状況、事務事業評価などにつきまして御報告いたし、御意見をいただいております。

庁内組織であります行政改革推進本部では、推進委員会への提出議案内容やバランスシート、行政コスト計算書等に基づく財政状況の検討、指定管理者制度の導入についての検討などを行い、行政改革の進捗状況の把握、具体的な施策の方向性など推進委員会の御意見を反映させながら改革の一層の推進のための意思決定、職員の意思統一を図っているところでございます。

以上で、前田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（前田正蔵君） 市長からの丁寧な答弁まことにありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

年度別の貸借対照表、行政コストの数値を見て、行財政改革を進める上では私は大変よい資料と思われますが、余り参考にされてはならないようでございます。行政は予算と補正予算とでコントロールしていけば過去の数値は余り関係ないと考えているように見えますが、いろいろな方法、やり方はあると思いますが、過去を無視した行財政改革は考えられない。行財政改革は過去との比較が問題になるのです。

私は行財政改革の目標は従来の行政についてのむだを取り除き、現在に適合する業務のやり方、方法に改善することです。過去の数値との比較との戦いではありません。

したがって、予算とは行財政改革のグラフの線の上での数値でなければならない。別々に考えると行財政改革はばらばらなまとまりのない数値が幾通りも出てくる。行政コスト実績予想は本来ならば毎月末に把握できていなければならない。行財政改革は中・長期にわたる大きなプロジェクトであります。これは1本のグラフで表わすことができる。そのグラフの線の上でことしの予算は個々の線上であるということをもまず理解して予算編成することが原則であります。

例えば一つの業務改善を考えた場合、3カ年で目標達成ならば計画初年度が昨年でことしは2年目です。2年目のそのグラフの位置の数値に予算が編成されなければならない。行財政改革の線の上に予算と行政コストが照合できるよう努力しなければならないと思います。

私は行財政改革の土台は過去の歴史的背景とその道のりの努力の産物であり、その数値が過去並びに現在の数値であり、これらの数値を分析して思い切ったゼロからの組み立て、むだな点を掘り出し、ゼロからの方法を検討し、効率よく改革、改善することが効率的な費用対効果に結び付くのであります。

過去とか歴史的背景を無視して現在の予算オンリーは単年度だけで、中・長期の改革とか改善にはほど遠い。行財政改革は従来の単年度とは別の次元であるが、そのグラフの線の上で行財政改革を土台にした予算編成でなければならない。数値目標と期限の設定のない行財政改革はあり得ない。

人件費については大変よい方向であり、さすが福生市の底力とも思います。何しろ西多摩一番の給与水準は福生市の職員であり、誇りでしょう。行財政改革の一面、行政改革だけ見た場合に、非常に私は目に見える成果が市民の目にも映っているのではなかろうかと思います。

しかし、数字を伴う財政改革は年度別貸借対照表なり、行政コストを見る限り市民

には公表できるようなものは残念なことにできない。市民には行政コストの年度別増加指数では恐らく納得いかないと思う。

行財政改革はどうして必要かについては、過去から行政の歴史、それと現状の財政と今後の財政の推移についてあまり理解されていないように思います。今後の財政状況を職員全員に徹底してほしい。今まで何年も言われ、数多くの研修、勉強会も積まれてきたが、まだよく行財政改革の本当の必要性が理解されていないようで残念であります。

人権費は行政が市民のためのサービスに労する人材に支払われるすべての費用であります。人件費の細目で論ずべきではない。支払われた人件費合計で論ずべきであろうと私は思います。細目の項目については管理費用として管理すればいいと思う。

そこでお伺いいたします。年度別の貸借対照表、行政コストは生きた数値であり、この数値から行政は職員を上げて行財政改革を平成13年度から真剣に取り組み、その成果を着実に上げていますと言われますが、それは貸借対照表など行政コストのどこの部分でどのように改革されたのか教えていただきたいと思います。予算は単年度、行財政改革は長期なり中期であります。私も市民から聞かれば説明する義務もあります。

私は貸借対照表と行政コストの年度別傾向数値からは、結果的には普通の一般企業では今まで蓄積された資本勘定なり正味資産のなし崩しであります。これは言葉を変えると赤字と言わざるを得ない。収入で支払いが賄えない。今までの蓄積された貯金を取り崩している、これは会社です。ここの認識が、行政全体で再認識してほしい。財政改革の手段、方法としては身の丈に合った予算編成ができてないから収支が崩れる。

行政コストは扶助費を差し引いても毎年増加としか読めない。一般企業で支払先行型の定型的な会社であり、親方日の丸の会社がこういう会社でございます。政府でも親方日の丸法人があり、役人の天下り先、公団、公社など法人が見受けられます。市はよく検討し、収支のバランスを考えなければならない。

2問目は、一般会計予算なり特別会計予算と、行財政改革との短期、長期での数値調整、照合の手段と方法についてお尋ねします。

3番目は、行財政改革は数値の目標と期限がなければ実行成果は上がらないし、市民に公表もできない。私は市民に公表できる目に見える行財政改革をぜひ実現していただきたい。市民に公表できるのはいつごろの目安かお尋ねします。

もう1点、福生市行政改革推進委員会の現在の委員の氏名並びに最近の開催日と検討された課題について、先ほど市長から一部御説明がありましたので、氏名だけで結構でございます。

私はせつかくの委員会であり、もっと範囲を広げて第三者に行財政改革の全般についての諮問という選択肢もあるのではないかと思います。予算管理は企画財政と思いますが、財務の体質改善などはどこでコントロールしているのかお聞きしたい。

年度別貸借対照表、行政コスト計算書を見ても、改革、改善の努力の足跡が見えてこない。単なるパソコンの集計だけではなくて、職員としての能力を反映させたあと

一步の努力を示した、説明しなくても理解できるような資料にしてほしい。

以上、4点についてお伺いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、これまでの行政改革の取り組みがバランスシートや、あるいは行政コスト計算書のどこにあらわれているかということでございますが、職員数や事務事業の見直しなどさまざまな改革に努めながら毎年新たな施策、事業のレベルアップに取り組んでおります。

したがって、毎年新たなコストが発生をしておりますので、なかなか消費的なコスト数値を下げるには難しい状況がございますが、明らかに減額となっている数値が二つございまして、一つは行政コスト計算書の人にかかる経費のうち退職手当引当金繰入等の数値を除きました人件費が13年度対比で約2億1500万円の減額、またもう一つは公債費のうちの利子分が約7300万円の減額となっております。

続きまして、2点目の予算と行政改革との数値調整、照合の担当部署についてでございますが、予算編成に先立ちましてまず実施計画の策定がございます。事務事業評価、重点目標などに基き翌年度からの取り組む事務事業について、総合計画策定委員会におきましてその歳費を決定いたし、実施計画として策定をされるところでございます。予算要求はこの実施計画に基き行われ、歳入額の想定のもと予算編成が行われます。予算編成は財政課、実施計画の担当は企画調整課でございまして、ともに企画財政部でございまして、緊密な連携のもと財政面での改革に取り組んでおります。

続きまして、3点目の行政改革の成果、市民に公表できる目安についてでございますけれども、市の情報につきましては市民の皆様とこの情報を共有することによって生きた情報となると考えておりまして、行政改革の成果につきましてもすべて市民に公表することといたしております。

第4次行政改革大綱につきましても、その内容、目標年次、これは平成21年度に達成をしなければならない目標数値等、これを公表いたしまして、市民の皆さんと行政改革についての認識の共有を図ってまいります。また毎年度その進捗状況について広報等で公表等を行いまして、市民の理解を得られるように進めてまいります。

続きまして、4点目の行政改革推進委員の氏名でございますけれども、現在の行政改革推進委員会につきましては、昨年8月から新たな体制で進められておりまして、会長には山下真一氏、副会長には天野博氏、委員として大柿雅子氏、小林和人氏、明歩谷秀邦氏、それに柳田治子氏に就任をいただいております。

それともう1点、財務の体質改善などはどこの部署がチェックをするのかでございますけれども、福生市特有の財政構造がございまして、その要因は多岐にわたっております。そのため実施計画での重点課題などによりましてその要因の改善を図っていくことが必要でございまして、財政課による財政分析に基き横断的調整担当としての企画調整課が各部課との検討を行いまして改善、改革を進めているところでございます。

○6番（前田正蔵君） 丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。

最後に要望として、私は本気で行財政改革を考えるならば、行政の職員だけではな

く、その職員だけでは効果は望めない。行財政改革特別会議のようなものをつくり、基本的にはその中に数値も入れた改革でなければ市民の目には見えてこない。常にやはり市民の目に見えるのは数字であらわしてもらわなければならないと思う。いろいろな意見を聞きながら検討することも効果を上げる一つの選択肢と考えられます。

行財政改革を考えるならば、やはり自分を捨ててかからなければならない。人件費一つとっても、給与水準は高いにこしたことはない。しかし、限度があり、自分の能力も考えなければならないし、行政の財源も考えると、そんなに多くの選択肢はない。収支バランスを考えた場合には、収入源の増加、これは未収財源の回収の強化策ですが、なかなかこれは難しい。それならば費用の切り捨てか削減か、人員の削減か、人件費の削減か、限られた選択肢から選ばなければならない大きな決断が必要になる。

私は会社人間時代、今まで経験した再建会社の再建シナリオは、絵に書いた餅ではなくて実行可能な数値目標を立てて、必ずいついつまでは損益ゼロにすると、こういう区切って私はスタートさせ、そして社員を初め部課長、役職員一同その目標に向かって取り組んでいる会社を数多く業務監査してきました。

会社の危機管理とか再建意識については、社員に対しては掛け声だけでは効果は望めない。管理職はもっと現場をよく見て、適切な指導をし、必ず数値目標と期限を徹底させなければすべての改革、改善の目標は達成できない。

いずれにしても、行財政改革を再認識して、すべての改革、改善の目標に向かって頑張ってほしい。

以上ですべての質問と要望を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、21番遠藤洋一君。

（21番 遠藤洋一君質問席着席）

○21番（遠藤洋一君） それでは、御指名ですので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は二つからなっております、一つは横田基地について、もう一つは東福生駅の改良についてです。

これは12月にも基地について同じ質問をしましたので、それから相当進展があったのではないかとということで2回目の質問をしました。

私は、ここで27年間議員をやっていますけれども、態度は一貫しております、「横田基地はいらない。横田基地を市民の手に」ということの主張をずっと続けています。基地は確かに騒音もありますし、さまざまな事故や障害もありますが、何と言っても隣に住んでいるわけで、私は理不尽で横暴な隣人であるというふうに理解をしています。その限りでは、どんなに理不尽な人でも横暴な人でも相手のことを理解しなければならないというふうにも思っています。それがこの間ずっと続けてきました一般質問の趣旨でありますけれども、今回のことに関しましても同じような態度で質問をしていきたいというふうに思っております。

一つ目は、今年の10月末に出ましたいわゆる米国の、在日米軍というよりはむしろ

ろ米国軍隊そのものの再編による影響ということです。これにつきましては12月の一般質問でも行いましたが、その際には非常に情報も少なく、あるいはもたらされた情報も少なかったのであまりよくわからないというのが現実だったと思います。が、相変らずあまりよくわかっていないのですね。

今、ここで私が手にしておりますのは、これは外務省が出しました「日米同盟・未来のための変革と再編」というやつインターネット版です。どこの人が読むのだらうと思うほど小さな字なのです。しょうがなく私もとうとう虫眼鏡を買ったりいろいろなことをしながら読んでいます。後ろについているのがいわゆる私たち全議員にいただきましたけれども、新しい日本語訳というやつです。

この中では、横田には共同統合調整運用部というのができて、それから航空司令部が建設される。それから空域については考えるというようなことが出ていまして、それについてはあまり変化はないのです。あるいは2月9日から11日までには日米防衛の外務当局会合というものが行われて、それについてもあまり具体的なことは出てこなかったというふうに思います。

その間、我が福生市はどうしたかという、僕は今までの福生市の中では大変画期的なことだと思いますけれども、市民の皆さんに市の持っている情報を全部出してお返事をください、意見をくださいという方式を考えました。

幾つも自治体でさまざまなことが行われています。例えばはっきり反対だということを言っている自治体によっては、住民投票をしようというところがあります。それは山口県の岩国市です。これは岩国基地が普天間基地の代替になることについて賛成か反対か、つまりNLPで使うわけですが、それについて賛成か反対かの、非常に簡単な丸かバツかの投票ですね。

しかし、ここですごく大事なことは、このまちの投票条例というのは特色があって、50%にいかない投票用紙は開けないのです。つまり市民の半分も興味と関心を持たないような投票は意味がないという考えです。しかし、これは大変に賢い投票だと思います。民主主義を形成する上でも、まちの半分の人たちが興味もない、あるいは関心もないようなことを投票してもしようがないですね。ですからそれからいけば開封もしないで、海に捨ててしまうのでしょうか。

しかし、よくよく考えてみたら50%いかない市長選挙なんて——いや、失礼。たくさんあるのですよね。そうしますと民意は一体どこに反映するのだということになりますけれども。

それから、もう一つの自治体は、これは相模原市などを中心とした、座間に米軍の第1軍団がやってくるということです。ここはわりと勇ましいのでありまして、「基地強化、恒久化反対、早期返還を」これは町内会の回覧版なのです。「防衛庁長官とライス、ラムズフェルド両長官に意見のはがきを送りましょう」というのはがきがついているのです。住民は本気で怒っている。額賀さんにも送りましょう、これは市がつくっている。相模原市が。相模原の一部を返せということを言っているわけですし、それから第1軍団が来るのは嫌だと、これは非常にはっきりしている自治体だと思うのです。

ところで、我が市に関しましては今のところ市長はずっと、沈黙とは言いませぬけれども、市民の意見を聞こうという、その態度というのは第3番目の選択だと思えますし、我が市には、ぐずぐずしている間に市民投票条例とか、市民実施条例とかいう条例をつくるいとまがありませんでした。これは大変に残念だと思っております、あのときつくっておけばこういうときに役に立ったのにと考えていますけれども、それで基地大賛成というのがすごくふえてしまったら、僕の立場としては困るなと思っていますけれども、とにかくこの間、どういうふうになってきているかということをもう少し伺っておきたいというふうに思っています。

それから、今度のことでやはり府中にある航空自衛隊がやってくるというところで、相当つまりストレートに心配した市民の多くの方は騒音がふえるのではないかとことです。横暴で、かつ私は理不尽だと思っている横田基地というのは空軍の基地ですから、どうしても私たちの被害の指標は騒音になります。音がうるさくなった、静かになった、今月はうるさいではないか、あるいはこの間はもっとうるさかった、あるいはNLPをやった嫌だった。そういうところが市民の皆さんの心の動き方だと思うのです。

今度の問題は、しかし私はそこにはないというふうに思っているのですよ。何がなにかというと、今度ここにくる共同統合運用調整所というのが新設されるのです。これは英文で見てもよくわからない。日文で見てもよくわからない。だんだん新聞などが書きはじめてきまして、何があるかということがだんだんわかってきたのですけれども、要するに空軍の統合所ではないのです。要するにアメリカ4軍、日本のこれは軍隊と言っていいかどうかわかりませんが、事実上軍隊、自衛隊の統合の訓練指揮所なのです。ですから例えばアメリカ軍と、それからアメリカ軍の指揮の下に自衛隊が入って戦闘なりが行われるという可能性が十分にあるのです。

このことは、ちょっと考えてみると憲法に違反しているのではないかとという人もいるかもしれない。その中でも特に、憲法の中でも特に問題になっておりますところが出てくるのではないかとというふうに思っているのです。ですからそれからいうと、静かにやってくる自衛隊というのは、とんでもないものがあるのではないかとというふうなことになるなければいけないと思うのです。そこが僕は今度のいわゆる在日米軍の中の問題としては一番大きいのではないかとというふうに思っているのです。

要するに米軍と、それからそれに包括される形で自衛隊が動いていく、その司令部がある、あるいはミサイルの司令部がやってくるというところで、ここに直接的に実動部隊や、直接的にミサイルがくるわけではないけれども、その指揮や命令や調整をするところがこの中にくる。

今だってそうなのです。今だって在日米軍というのは別に、アメリカの軍人だけがいるわけではなくて、きちんとしてリエゾン・オフィサー、つまり調整の将校がいるわけですから、その方たちが在日米軍と、それから自衛隊とのさまざまな調整を行っているわけですが、それが1カ所になってくる。

僕たちは理不尽で横暴な隣人のところにさらに間借り人がくるわけです。その間借り人をどう扱うか、どう考えるかということになってくると思うのです。それは音

もしないし、それから少なくとも気がつかなければ——僕たちは府中に行ったのですよね。一部の管理職の皆さんもおいでになりましたけれども、府中からやってくるので府中に出かけたのですよ。府中は全然飛べない、これからは飛ばないだろう飛行機1機だけいるのですね。それ以外はいないのですよ。まことに広いところに静かに簡潔していて、なかなか環境もよくていいところだなと思ったりしたのですけれども、わざわざ府中から横田に来なくてもいいではないかとも思いますし、司令部というのはどういうものかという、どうも一部新聞報道によると、要するにロシアからざっと中国の方までカバーをするような大きなスクリーンがあって、弾道ミサイルや航空機の軌跡や発射基地の衛星画像まで映し出すような画面を日米の、日米のですよ。要員が一緒にながめ、監視して、緊急事態には両国の指揮官が話し合っ、互いに指揮系統で戦闘作戦に出るのだと、そういうことを書いている新聞もあるのです。一部相当事実に近いのだと思うのですね。

こういうようなところが、今は府中にある。別に府中であってそこから動かなくてもいいと私は思っているのですけれども、そいつが横田になってくる。だから僕ね、これは多分横田基地と福生市との歴史からいえば、非常に大きな転換点だと思うのですよ。まちが大きく変わる。あるいはまちのイメージが変わる。あるいはまちの中の仕事が大きく国との関係で変わってくるというふうに思うのですね。大きな司令部が、あるいは考えてみたらその後すぐにアメリカは四半期ごとの防衛計画というのを出したのですね。クアディアル・ディフェンス・レビューレポートというこんな分厚いものです。この中には今までとは違ったことが書いてあるのです。アメリカの戦略については今まで何回かここでお話しましたが、2方面作戦というのをとっていましたね。北朝鮮、この場合ですよ。北朝鮮と言ってしまったけれども、北東アジア、それからもう一つは中東、この二つで紛争があったときに両方一遍に行ってやっつけることができるような二方向の作戦を考えていた。しかし、これは相当無理もあって、ボトムアップ・レビューというやつで考えていたのですが、底上げですよ。無理もあって、それは1人ではできないわけですから、多国籍軍や、あるいは日本のような同盟軍と一緒にやっていかなければいけない。しかし、日本には難しい問題が今でもあるわけですよ。それは憲法との関係があるわけですよ。

しかし、今度のことはどう考えても集団自衛権、先ほどの憲法の中の最大の問題である集団自衛権の行使に近い形になっていく、あるいはその準備になっていく、あるいはもう少し言わせてもらえば、憲法が変わること、あるいは憲法9条が変わることを前提にして、前提にしなければ考えられませんから、前提にして今の憲法の解釈関係の中で今の自衛隊の存在というのはある程度僕は認めていますし、そうだろうとは思っていますけれども、もう無理だろうと、この際つまり憲法を変え、なおかつ防衛庁を国防省にして、自衛隊をきちんとした軍隊にして、それによって始めてこうした集団自衛権が成立をし、この横田がその司令部の中心になっていくのだと、そういうようなことを考えざるを得ないのですね。

そうすると、この問題になっている共同統合運用調整所という、もう日本語も慣れてないけれども、英語も物すごく慣れてない言葉ですよ。これについてはやはり市民

の皆さんの疑問に対して市長は答えているわけですがけれども、その中でもやはりよくわかってないということなのですね。

市民の皆さんにお出しした2回目はこれです。僕ね、すごく、すごいことだと思うのです。福生市がこういうことをやってきたのは。でもね、でも問題はあるのですよ。一体5万人の市民の皆さんの何人が読んでくれるだろう、このページを開いた瞬間に字が小さいから嫌だという人がいたのではないかというふうに思っているのです。

ここは例えば岩国市はどうしているかというと、市長は説明会に出ています。岩国の市長は別に共産党でも何でもありませんよ。自民党の方で、もともとは官僚で、僕も何回かお会いしたこともありますけれども、普通のいわゆる自民党出身の市長さんですよ。その方がしかし騒音の問題、あるいはいわゆる基地の拡張の問題のあったときに反対をしたときに、住民投票にかけましょうといって出かけて行って、あちらこちらで会話集会をやっているのです。相模原もそうなのです。僕はそれぐらいの努力は、市長さんがやるべきだという意味ではなくて、されてもよかったのではないかというふうにもちょっと思っているのです。これはお答えいりませんけれども、思っているだけにしてください。

それで、一応この間のやはり対応の変化というのかな、まだ対応は変化してないのですよ。日米安保条約によると、基地の対応の変化のときには事前の話し合いが必要だとなっていますよね。その中での対応の変化の兆しにつきましては、どういうふうなことになってきたのかをぜひお話をしていただきたいというふうに思っています。

それから、どうも、新聞で見る限りですがけれども、5市1町の皆様方の考え方がばらばらなのですね。中には額賀という防衛庁長官から直接私は言われているので、軍軍に賛成で軍民に反対であるというふうに突然言い出した首長さんも二、三御存知のとおりありますし、それから選挙が近いのでやはり軍民共用でもいいかなというふうに一部報道されている首長さんもありますし、断固やはり困るのだと言っている首長さんもありますし、市民の意見を優先するという私たちの市長さんもいるわけです。

こうした中で、5市1町の調整というのはどうなっているのだろうという気がするのです。担当の方たちは問題がこの発生したときにわりと早々と府中に出かけて話を聞いてきたはずなのです。それは担当の方が行ったのです。多分お話を伺う限り、この間私たち議員が行ったのと同じように、パワーポイントで説明を受けて、中をぐるりと回ったぐらいで、想像されるわっと大きなスクリーンがあって、弾道ミサイルが飛ぶところを追うなんてところは見せてもらってないので、本当はないかもしれないのですけれども、5市1町の首長さんたちと、あるいは防衛の方たちとの調整すらまだないのではないかというふうに思っているのですよ。

ぜひ、具体的な情報はないにしても、具体的な調整、それをどういうふうに思っているのか、今それぞれ腹の探り合いをしてもしょうがないわけですよ。新聞報道によれば、例えばどっかの軍軍賛成に回った首長さんには開口一番みやげがきたのだというような話もあったと新聞に書いてありますけれども、それだってわからない。そんなもので動くようなことではないだろうと思いますし、ぜひそれにつきましてのお話を伺いたいというふうに思っておりますし、東京都の対応が一体どうなっているのか、

一瞬10月29日に出たときに、5チャンネルを見ていると、あれは東京のローカルテレビを見ていると、石原さんはちょっと怒っていたのですね。官民共用がないではないかというふうに怒っていた。その後どうなったのかということもよくわかりませんし、空域の問題もきのうか一昨日の朝日の夕刊に非常に大きく出ていて、横田空域が帰ってくるとこれぐらい燃料が得であるという話が、大きな記事がありましたよね。その辺についてのことはどうなっているかということについて伺っていきたいと思っています。

それから、一番重要な市民の皆さんの意見、僕はあんな細かい字を一生懸命読んでお返事を書いている人はすごくえらいと思うのですよ。少なからず心から心配している人たちだろうと思っているのですね。どれくらいの方がお寄せになったのかということをごひ伺いたいと思っていますし、それから特に共同統合運用所の調整所の設置というところに関してはやはりもっともっと詳しい情報をもっともっとよくわかるような形でもって再度市民の皆さんにお知らせしてもらいたいようなことをぜひしていただきたいと思っておりますし、市長がどう考えていらっしゃるかをまずは、僕としてはここで「市長の存念を聞きたい」とかと大きな声を出したかったのですが、時間も回ってきて、くたびれてきてそうもいなくなってきた、しかし、聞きたいですよ。市長はどうなのだ、賛成なのか反対なのか、でもそれは必ず返事は出てくると思っていますので、そうは思いません。

それから次に、横田基地についての2点目、12月の出来事だったのですけれども、米兵のひき逃げ事件というのが起きてしまいました。これは八王子の16号線ですよ。厚木基地の水平さんが、海軍所属なのでしょね、きつとね——がひき逃げを起こして、小学校3年生の男子3人に重症を負わせた。八王子警察が業務上過失傷害と道路交通違反で緊急逮捕したけれども、彼女は公務中、この兵隊さんは公務中だったということで即日釈放されたということですね。

この間、我が議会ではあまり問題になっていませんけれども、米軍のいるところで必ず問題になってくるさまざまな諸事件、凶悪事件などのときに身柄の拘束の問題その他が起こってきて、安保条約にくっついている日米地位協定、これは我が福生市が出している「福生市と横田基地」というやつにも全文書いてありますし、なかなか細かく書いてありますけれども、この17条のところにあるのですね。それによって身柄の問題というのが出てくるのですけれども、これについてはどのようなになっているのかぜひ伺いたいというふうに思っております。

それはここで、12月22日で大和田の当たりだったから、ちょっとここから遠いので、話も遠かったのですね。でもよく考えてみたらどこだって起る可能性が、今まで起きなかったのがとても幸いだったのですよ。個人対個人の小さな事故というのは、Yナンバーとの間に随分それはあったはずですが、なかなか公務中の、あるいは逮捕というケースはなかったのですが、いろいろ調べてみると横須賀でも佐世保でも起っていますし、公務中のやつもさることながら、凶悪事件も随分起きていますよね。

私たちのまちは幸いにしてここしばらくそういう事件がなくて済んできたというこ

とがあると思いますけれども、これについては私も興味が非常にありますので、ぜひ伺っておきたいというふうに思っています。

それから、横田基地についての3点目ですが、今、議員の皆さんは、私もみんなそうですね。演習があるたびに「これこれの演習があります」というようなファックスが毎回担当からきております。これは大変にわかりやすいお話でありがたいというふうにいつも思っていますけれども、この演習がここしばらく、きょうもやっているはずなのですけれども、どれぐらいの頻度でやったのかということ、あるいは一番問題なのは基地の中で、騒音の中だけですべてがおさまってくればいいのですけれども、音が外に漏れたりいろいろなことがあるわけですから、市民生活の影響についてはどうなっているかをぜひ伺っておきたいと思っております。

それから、演習そのものですが、今は、きょう、あしたぐらいまでは日米共同統合演習というのをやっているはずなのですね。市ヶ谷とここが中心なのですけれども、机上演習というやつですね。コンピューターを見ながらやっている演習のはずなので、あまり音やなんかは出ないと思いますけれども、事によるとこういう演習はさっきの共同調整所がくるところでいつでもできることになりますね。だから市ヶ谷とここでやれるのだから別にこなくたっていいのではないかと、再三言うようですが、演習を今やっているのですが、これにつきましてぜひ伺っていききたいというふうに思っています。

それから、4番目なのですが、これで基地についての最後なのですけれども、額賀という防衛庁長官は大変気の毒な方で、この前のときの防衛庁長官になられたときも何か事件があってお辞めになったのですが、今度もお辞めにはなっていないのですけれども、大変官製談合がばたばた続きまして、最初は小さな話ですよ。つまり、防衛庁本庁の、あれは空冷かなんかの、空調かなんかの談合でしたよね。それがどんどんどんどんわかっていってばれていって、わかっていってばれていって、という今は岩国の大きな工事のところまでできましたね。

これがなかなか、官製談合というのは、僕も役人の子ですから何となくわかるようなところもあるのですが、要するに天下り先を探すために、早い話がたくさん天下りが行った会社を優先的に入札させてしまうというような、言ってみれば腐敗のかぎりですよ。最も腐敗している形の汚職ですよ。ちょっとなんかお金をもらったとかという話ではないわけですよ。しかも国民の税金を使って95%、97%というようなすさまじい入札率のやつをやっていく、それも順番にやっていく。

これが、僕の心配は岩国まできたと、それでは横田ではあったのかと、これは市の問題ではないのですよ。だからあまり一般質問にはふさわしくないと私は思っているということをあらかじめ申し上げたかったから言いますけれども、しかしながら、毎年基地対策特別委員会でも報告がありますけれども、大変な金額の思いやり予算での工事が行われているのですね。すぐそこでそれらの工事が、もしもそういう官製談合があったら大変だなと思っていますけれども、一体ここ数年間で思いやり予算でどのぐらいの工事をやっているのかということぐらいわかった方がいいだろうというふうに、市民の皆さんもわかった方がいいだろうと思っているのですよ。

この前、12月の末でしたか。基地対策特別委員会は横田基地に視察に行ったのですね。田村委員長が頑張ってくれて行かせてもらったのですが、一番見たかった一番新しい大型の、あれは修理格納庫といいましたかね。それは見せてもらえなかったのですよ。まだ国の財産になっていないということもあつたらしくて。それから今度の予算を見たりしていると、今度は管制塔を新しくするのですね。ことし3月に予算がついたのかな。

中をやはり久しぶりにバスでゆっくり回らせてもらおうと、随分建物が新しくなってきれいになっていますよね。基地の司令官のお話なんかと僕の理解と通訳をした人の理解がちょっと違ったのかもしれないけれども、たくさん建物があつてもうこの基地はとても狭くてたまらないのだということを言っていて、そこにまた自衛隊をもってくるのかなという気もするのですけれども、思いやり予算というのは私たちの税金ですから、それをどれぐらいになっているかということをぜひ伺っておきたいというふうに思っています。あまり詳しい答弁を市長さんにしていただいても気の毒なので、この辺は担当の方でも結構です。

それから次に、基地の問題では全然ありませんけれども、東福生駅の整備について伺っておきたいと思います。

このことにつきましては、三、四年ほど前から何度か質問いたしまして、去年の段階で多分実施設計の予算がついたはずで、本年には工事になるのではないかと大きな期待をしております。

そのきっかけになったのは、やはり雨の日に傘を差して駅の上まで行けないという大変に狭隘な自由通路ですし、おまけにせめて傘というか、屋根だけでもあつたらどんなにかよいであろうかというようなところですし、駅の構内の屋根もぜひふやしてほしいと思いますし、この間やはり僕の見ている限り、僕は東福生駅のすぐ裏に住んでいるせいかもしれませんが、非常にあそこの駅を利用するのですけれども、非常に利用者がふえてきているような気がします。

ですから、それがどうなっているかということをぜひ詳しくお話をしていただきたいと思っていますのと、もう一つはあそこは、我が市では珍しい駅前がきれいなロータリーなのですよ。あれはどういうきっかけでああいうロータリーにしたかよくわかりませんが、なかなかいいロータリーがあつて、映画の撮影などにも使われるようなことがあるのですけれども、自転車がすごいのですね。自転車は随分シルバーの方が、多分委託で努力なさっていてきれいに並んでいるのですが、もう歩道はあまりちゃんと歩けない。自転車をかき分けて階段に走るといような状態になっています。

ぜひこの東福生駅、現実に福生市民がそんなにたくさん使っているだろうかと思っている人もいると思うのですよ。僕も時々そう思うのですよね。あれは福生市民よりもいろいろなところのまちの人が使っているのではないかという気もしないでもないのですが、しかし、我が市にありますので、これにつきましてはどのように整備を、対策をなさるつもりであるかということを伺っておきたいと思っています。

以上、基地の質問が長々とありましたけれども、発言席からの質問とさせていただきます。

きます。よろしくお願いします。

○議長（石川和夫君） 質問中ですが、お諮りいたします。

本日の会議時間は午後５時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

４時１５分まで休憩いたします。

午後４時５分 休憩

~~~~~

午後４時１５分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 遠藤議員さんの御質問にお答えをいたします。

横田基地についての１点目の米軍再編の中間報告その後の対応についてでございますが、国は日米外務・防衛当局間の審議官級会議を今までに４回開催しておりますが、その内容については明らかにされておられません。したがって、２月１５日広報以上のことは現在情報を持ち合わせていないと、こういう状態になっております。

市では横田基地の態様の変化につきましては、従来から申し上げております基本的な方針に基づき対応してまいることとしておりまして、国の最終報告が３月に公表される予定とのことから、２月１日号と１５日号で横田基地に関する情報を広報掲載し、意見を募集したところでございます。

また、５市１町の首長間の調整につきましては、５市１町の枠組みの中で統一した対応ができれば考えてもおりましたけれども、そんなことから幹事市に５市１町の会議の開催について申し入れておりますけれども、国からの具体的な情報が示されていないということから実現していない状況でございます。

また、５市１町の状況でございますけれども、新聞報道によると「米軍と自衛隊の共同利用を容認し、民間との共同利用に反対」として正式に表明した自治体が１団体、そのほかは正式な表明はしてありませんが、民間との共同利用に反対し、米軍と自衛隊の共同利用については未定の自治体が１団体、民間との共同利用を容認し、米軍と自衛隊との共同利用については未定とする自治体が１団体、横田基地の態様の変化を容認できないとする自治体が１団体、そのいずれについても方針を表明していない自治体が２団体というふうに見ております。

いずれにいたしましても、いろいろありますけれども、できればこういった問題については広域的な視点から話し合いをしていくというのが筋ではないかというふうなことを思っておりますが、多分この状況では同じになるようなことはないだろうというふうな思いもいたしております。

ただ、市の考え方としては、考え方を固めた段階でそれぞれの市や町にはきちっとやはり連絡をしたいという、そんな思いはいたしております。

また、東京都の対応につきましては、10月の中間報告後、都知事のコメントとして、我が国の防衛力の強化という観点から軍軍共用化はやむを得ないということでございまして、その後に軍民共用及び空域の返還についてのコメント、いわゆる進めたいというコメントが出されているところでございます。

また、市民からの意見につきましては、2月25日現在、76人の方から意見が寄せられております。そのほかには団体など4団体からは再編に反対するよう要請を受けております。なお、市に寄せられました意見の内容につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

次に、共同統合運用調整所の問題についてもう少し詳しく内容はというお話でございました。私としてもこの部分については問い合わせをさらにして、わかる場所があればぜひお話をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の再編といいますか、態様の変化につきましては、国防という視点からも考える必要があると考えておりますが、今後、いずれにいたしましても、市民の皆様から寄せられた意見も参考にしまして、今議会中の基地対、あるいは全協といったものの中で議会の御意見をお伺いしながら福生市としての方針を決めていきたいと、そんなふうに思っております。

次に、横田基地についての2点目、米兵のひき逃げ事件につきましては、平成17年12月22日の午後1時ごろ、八王子市内の国道で米軍厚木基地の女性の上等水兵が引き逃げ事故を起こし、小学3年生の男子3人に重軽傷を負わせたもので、八王子警察署が業務上過失傷害と道路交通法違反の疑いで緊急逮捕いたしました。

逮捕後、米軍から公務中の証明書が発行されたことから、この女性兵士は即日釈放されたところでございます。これは日米地位協定の17条に基づくものでございますが、この日米地位協定につきましては、横田基地周辺の5市1町と連携し、日米地位協定見直しについては、今までも話をしてきているところでございますが、今後も国へ要請してまいりたいと考えております。

それから、横田基地についての3点目、運用即応演習につきましては平成14年5月から実施され、18年1月までに22回実施されております。この演習はさまざまな事故、事件を想定いたしまして、大型拡声器や地上模擬爆発装置を使用する演習でございます。

1月の運用即応演習の詳細と市民生活への影響につきましては、1月の横田基地対策特別委員会で報告しておりますが、1月22日から27日までの6日間24時間体制で実施されたもので、大型拡声器と地上爆発模擬装置を使用した演習でございました。1月の演習の特徴は基地内南地区の引込線区域における貨車の事故を想定した訓練を実施したとのことで、訓練には消防車を出動させたとのことでございます。

なお、この演習では9回のサイレンの吹鳴がございましたが、演習に関する苦情などは寄せられておりません。

また、2月20日から3月3日まで行われている日米共同統合演習につきましては、昭和60年から2年に一度実施され、今回で15回目の合同演習ということでございます。この演習は全国の基地の指揮所をつないだ演習で、自衛隊の取りまとめを市ケ

谷駐屯地で行い、米軍の取りまとめは横田基地となっております。この演習は机上での演習であって、戦闘機などの実戦部隊は一切動いていないとのことでございます。またこの指揮所演習は今後とも市ヶ谷の駐屯地と横田基地を中心に実施するとのことでございます。

次に、横田基地についての４点目、防衛施設庁の官製談合の事件につきましては、防衛施設庁の幹部３人が談合の疑いで逮捕された事件を聞いて、公共事業を行っているものとしてあってはならない事件であり、大変遺憾に思っております。

なお、横田基地にかかわる提供施設整備費、いわゆる思いやり予算でございますが、平成１３年度から１７年１２月までの工事費などの合計は約１５８億４０００万円となっております。詳細につきましては担当部長から答弁させます。

次に、東福生駅の整備についての第１点目、自由通路の改修、駅構内の改修はどうなっているかとのことでございます。東福生駅の自由通路につきましては、議会等からの降雪時に自由通路の階段が滑り危険なため、利用者の通行の安全を確保するために屋根を設置してほしいとの要望を受けまして、平成１５年度に既設の自由通路に屋根等を設置した場合の耐震、風圧、構造の検討及び概算工事費等について調査を実施いたしまして、結果として既設の自由通路に屋根等を設置しても支障がないとの報告書が出されました。

このことから、この報告書をもとに平成１６年度にＪＲ東日本の八王子支社と屋根の設置について調整をしてまいりましたが、事業実現に向けて協議が整いましたことから、平成１７年度からＪＲ東日本の八王子支社に事業を委託して、防衛補助事業として着手をいたしました。

工事の進捗状況でございますが、平成１７年度はＪＲ東日本八王子支社と１２月に設計協定書を締結いたしまして、現在、詳細設計を実施しておりますが、平成１８年３月に完了する予定でございます。平成１８年度は引き続き施工協定書を締結し、屋根かけ工事を実施いたしますが、鉄道敷上での工事のため、工事期間は約６カ月かかるとのことでございますので、完成は平成１８年度末になる見込みでございます。

また、駅舎内の整備につきましては、ＪＲ東日本の八王子支社の事業により自由通路の屋根かけ工事とあわせて平成１８年度に実施をする予定とのことですが、駅舎内の階段と駅ホームにつきましては、階段を下りたところから既設の屋根が設置されているまでの間に屋根を設置し、利用者の利便を図っていくとのことでございます。

２点目の東福生駅周辺の自転車対策でございますが、昨年７月に東福生駅の西口及び東口に放置されている自転車の実態調査を行いました。その結果、西口では約３００台の放置自転車が確認され、そのうち約７０台が長期間放置されている状態でした。また東口におきましても約８０台の放置自転車があり、そのうち約２０台が同様に長期間の放置でございました。

なお、これらの長期間の放置自転車につきましては、１２月に撤去処分をいたしたところでございます。

東福生駅周辺での自転車駐車場用地の確保といたしましては、駅構内の駅舎を除く空き地の利用等をＪＲと引き続き協議をしていきたいと考えております。



また、昨年道路法施行令の一部が改正され、道路管理者による歩道上への自転車駐車場の設置が可能となりましたが、現在国では自転車駐車場の整備に関する技術指針を作成中とのことでありますので、今後歩道の利用方法も含め関係機関といろいろと研究もしていきたいと、そんなふうにいるところでございます。

以上で遠藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、横田基地の態様の変化に対する市民の意見の内容についてでございますが、2月25日現在で76名の方から御意見等をいただいておりますが、主な内容といたしましては、騒音の増大を懸念する御意見、また基地の恒久化につながることを心配する御意見、基地機能の強化についての御意見、災害時の空輸手段として重要だとする御意見、民間機の使用を認め地元優先にすべきとする御意見、安全・安心のまちを確保するために基地と協力が必要との御意見、再編に伴うプラス面とマイナス面を提示し、市民の参考資料にしてはというような御意見、またフォーラムを開催し市民の意見を聞いてほしいという御意見等の御意見がございました。

また、4団体からは軍民共用や総隊司令部の移駐などについての御意見が寄せられております。

このほかには30余名の方の署名で、住民投票を求める要請書を受け取っております。

いずれにいたしましても、今回のこの態様につきましては、賛成、反対等の数の問題で判断するのではなく、こういった御意見の内容等を今後議会へ報告し、相談をさせていただきたいと考えております。

続きまして、平成13年度以降のいわゆる思いやり予算と言われております横田基地で行われた提供施設整備費の主な内容と金額を申し上げます。

年度別で申し上げますと、平成13年度の設計及び工事は46件で、その総額は約40億8000万円でございます。主な工事といたしましては車両工事新設工事で4億7000万円、航空部品倉庫の建設工事で4億1000万円、通信工場の建設工事で3億7000万円などでございます。

平成14年度は45件で総額は32億3000万円でございます。主な工事でございますが、ボイラー新設機械工事で5億7000万円、通信機器整備工事で3億2000万円、可燃物倉庫建築工事に3億2000万円などでございます。

次に、平成15年度は39件で、その総額は35億9000万円でございます。主な工事でございますけれども、格納庫2棟の新築工事で8億9000万円、西地区ボイラー新設機械工事で約4億6000万円、管理地区屋外給気管整備工事に3億5000万円などでございます。

続きまして、平成16年度でございますが、57件でその総額は34億9000万円でございます。主な工事といたしましては特別高圧受電所新設工事で8億2000万円、格納庫2棟分の新設機械工事で6億3000万円などでございます。

そして、平成17年度は12月27日現在で恐縮でございますが、15件の設計や工事を行いまして、その総額は14億5000万円となっております。主な工事とい

たしましては、特別高圧受変電設備の追加工事で6億6000万円、周波数変換装置整備工事に2億6000万円などとなっております。

○21番（遠藤洋一君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

特に一番最後の部長の答弁は初めて聞く数字が多かったものですから、大変に参考になりました。

最初の方からいきたいと思いますけれども、市長の、ここでのうなのだ、賛成なのか反対なのかなどということはあえて聞きませんけれども、しかし、これは言えているのですね。つまり基地の恒久化であるとか、あるいは市民の安全や市民の健康を害するものに対しては断固賛成するわけにいかないというのが基本的なスタンスであろうというふうに思っておりますので、そのスタンスでこれからも進むのであらうというふうに私としては考えたいというふうに思っております。

ただし、今お返事がきた数を聞きましてちょっと、76名という数は相当ふえたのだというふうに思いますね。それから何度も言いますけれども、あれだけ細かい字を一生懸命読まれてお書きなされたとすれば、やはりなかなか大変なものだと思いますけれども、武蔵村山はアンケートを取ったのですね。それは新聞報道にあるのですけれども、そうすると7割ぐらいの人が嫌だというようなことがなっているというふうなのが出ていました。

福生市では2年に一遍市政世論調査をやっているわけで、その中で、ぐるりと言い方をすれば消極的賛成、要するに騒音対策さえしてくれればというような意見がありましたよね。そこのところは統計上の問題だから前と同じようなことを聞かなければ統計上の意味がないわけですが、私はやはり市民に対するアンケートをやるべきではないかと、あるいはそういうようなつもりがあるかどうかということをちょっと伺いたいというふうに思っています。

それから、34名の方が住民投票をしたらどうかと、これはもしもするとなると大あわてで条例なんかつくらなくてはいけないので、間に合うかどうか分からないのですが、僕の読んでいる新聞記事である限りは、これは産経新聞のネット版ですが、「横田基地共同司令部22年から運用、日米政府統合部隊指揮も検討」ともう既に産経新聞は共同司令部というふうに名乗っておりまして、なかなか勇ましいのでありますけれども、しかし逆にいうと、22年ということはその共同調整所の整備には5年にかかるということですよね。だからその間に情勢がどうなるかということだであるわけで、僕は別にここで中間報告がいきなり本決定になって、それで進む間にも、幾つか政府に対する質問の中の答弁のようなことで、一斉にこの変革が始まるのか、進むのかというような、全部の合意が一緒になって、「用意スタート、ドン」で始まるのかという質問が出たりしていて、防衛庁は必ずしもそうではないという答えの仕方をしていますよね。だから単純に話がついたところからやるのではないかというふうにも思っていますけれども、僕はまだ全体が、ごわさんになるかどうか分からないけれども、縮小になる可能性や変化のある可能性というのは十分にあるだろうと思っていますし、それから日米関係がこれから5年間も同じであるかどうかは非常に微妙ですよね。

さっき言ったアメリカの新しい4年ごとの戦略だって、4年ごとですからね。四半期ごとですからね。そのたびにアメリカが軍事的なプレゼンスをするような場所が変わって、今度のやつは当然新聞をお読みになったと思いますけれども、アメリカって11隻しか、11隻しかって失礼な、11隻も航空母艦を持っていて、6隻太平洋に配置するという考えなのですよ。1隻の航空母艦ってあなどってはいけなくて、大体小さい、今多分キティホークが一番小さいと思いますけれども、70機近く戦闘機や攻撃機や偵察機や救援機なんかを乗せているのですね。一番大きいクラスになると、多分何が一番大きいのかな、ニミッツが一番大きいのかな。とにかく一番大きなクラスになると80機以上乗せているわけでしょう。そうすると小さな、小さな国というのは失礼だな。人口の小さい国の空軍ぐらいあるのですよ。一度なんかでお話したことがあると思うけれども、ベルギーとかオランダとか、あの一つの空軍ぐらいが一つの船なのですよ。それで乗っている人も五、六千人で、だから11隻太平洋にいるということは、船に乗っている人だけでも6万人ぐらい太平洋に散っている。それだって物すごく金がかかりますよね。そんなに今のアメリカの防衛費、ことしも突出していますけれども、もつだろうかという気があって、変わる可能性は十分にある。その分だけ日本に負担をしろということだと思ふのですよ。

今、アメリカの国内で行われている基地の縮小なんかで、みごとにクリントン政権のときに双子の赤字を解消しているわけで、それは平和の代償という形でアメリカの好景気を一たん招いている。それが今のブッシュさんの子ども、息子ブッシュになってからまた厳しいことになっているわけですがけれども、軍事費の一般経済に与える影響というのがいかに大きいかということはよくわかると思うのです。

そんな中で汚職というか、官製談合している防衛施設庁というのはとんでもない役所だと思いますけれども、とにかくこれから先、ここで市長はあせって、あわててはい、いいえと返事をするのではなくて、できるだけ調整を5市1町でやっていただきたいと思いますし、それから僕は関東計画のときもそうでしょうし、いろいろな形でもって引き受けるならば、地元に対するきちんとした対応がなくてはならないというふうに思っていますけれども、それも含めてやはりきちんとした住民に対する説明と相談をしていただきたいというふうに思っています。それはもう非常に強く要望すると同時に、またこの質問は続けたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思ふます。

それから次に、さっきのひき逃げですね。これに関しては、地位協定の問題に関しては東京都を含めて、5市1町も含めて議論になっているということですし、問題はあれなのですよ。この17条だけではなくて、例えば我が市の場合に、ほかのまちもそうですけれども、基地が具体的にあって、返還ということがあり得るわけですよ。実際に府中の、私たちが府中の基地を見学した後に、猪瀬直樹さんの話を聞いた府中の芸術の森劇場も基地の跡地ですからね。それからずっと歩いて行って、きれいな景色の中を歩いてバス停まで、ちょっと寒かったからえらい長い道でしたけれども、あれも全部返還地ですよ。それから所沢航空公園も返還地ですよ。もっともっと古いことからいうと、私は幼くてよく知りませんが、東京オリンピックの会場になって

いる代々木の選出村とか、あるいは今のNHKとか、あのあたりも返還地ですね。あそこはワシントンハイツと言ったそうですね。もっと昔は代々木の連兵場と言ったそうで、日本で始めて複葉機が飛んだところはあそこだそうですね。そんな昔のことは知りませんが、しかし、基本的には東京都の方針としては返還なのですよ。

しかし、ここで問題があるのは、地位協定の中に返還時においては現況に復する必要はないということを書いてあることもあるわけですよ。例えば汚染があった。あるいは猛毒が埋められていたというようなことがあったとしてもそのまま返ってくるのですね。素ですね。その復旧する義務は持ってないですよ。地位協定の相手側のアメリカは。

それからいえば、できた当時の問題もあるのですけれども、非常に植民地的な条項であったり、あるいはこの引き渡しの問題に関しては幾つか、ここでお話しはしませんが、アメリカ合衆国における犯罪人の取り扱いの問題からくることはあると思うのです。アメリカ合衆国の初期においては、西部劇時代のことを考えてみれば、リンチが横行したこともありますから、とにかくにも官が身柄を抑えてしまわなければ危なくてしょうがないということもあったわけで、そういう伝統からいけばどこの国、つまり日本で起ろうがどこで起ろうが、まずはアメリカ軍がその身柄を確保するということはあるかもしれない。しかし、今やそんな時代ではないわけで、むしろ逃げ込む、あるいは途中で、裁判中に帰ってしまうようなことの原因になっているわけですから、ここは近代国家同士としてのきちんとした条項の取り結びを、あるいは内容の変更をぜひやってくださいというふうに希望するわけです。ここまでは要望にしておきたいというふうに思っています。

それから次に、訓練の件なのですけれども、いろいろな訓練をやっているのです。僕はちょっとびっくりしたのは、これはアメリカ軍の準機関誌「スターズ・アンド・スプライズ」というやつで1月27日号かな。これは電子版でみんなが見ることができるのですが、一応紙版も取ってみたのですよ。

そうすると、要するにどういう訓練をやっているかというと、これがちょっとなかなか見るチャンスが、これは幾らでもころがっている新聞だと思えますけれども、2人の東洋系の人白い薬を持って基地構内に侵入したのを捕まえている訓練なのですね。いろいろあると思えますけれども、意外や意外、近くでそんなとんでもない訓練も行っているということを私たちは認識をしなくてはいけないのではないかなというふうに思っています。

これは答弁のいる話ではありませんし、単なる告げ口みたいなものなのですけれども、しかしながら、我々は理不尽で横暴な隣人たちが必ずしも平和な人たちだけではないということは何度も肝に命じる必要があるというふうに思っています。そのためにもアメリカ軍と、それから日本の私たちや自治体との間に入ってくれるはずの防衛施設庁がああいうような形になったのは大変残念ですし、一部の新聞によると、我が市には来ていないようですね。米軍再編で防衛施設庁が反対決議の阻止を支持するようなメールを、これが支持メール——メールはあやしいでしょう、この間ね。だからあまりメールだというと、だれが出したということになるので困ってしまうので

すけれども、少なくとも防衛施設庁、本庁の地元調整本部事務局統括班長名で現場にメールが出て、地方議会をウオッチしてくれというようなメールが出ているのですね。きょうもウオッチの方がいるようですけれども、少なくともその中で、やはり僕は防衛施設庁の役割から考えてもきちんとしたやはり関係性をつくっていくことで新しい情報や、あるいは最新の情報や、あるいは市民にとって非常に有効な形でものが出てくるというふうに思っているのですよ。その意味からいうと大変に今度の汚職は残念ですけれども、ぜひその辺はよろしく願いをしたいというふうに思っています。

それから、最後の質問、最後に再質問をもう一つ、二つやっておきたいのですが、さっきちょっと府中の話をしましたね。府中は何の反応もしていないのですか。そこは僕ね、非常に気になってしょうがないのですよ。府中はお金持ちだからあまり、200人や600人いなくなったってちっともかゆくも痛くもないかもしれないけれども、僕は今ここにいますけれども、産まれたのは父親の転勤の関係で北海道の小さなまちで産まれたのですよ。そのまちは人口2万人ぐらいで、連隊が1個あったのですね。第29連隊、それが前回の自衛隊の縮小のときに連隊がなくなってしまったのですよね。2000人、教育隊になったのですね。

そうすると何が起ったかという、2000人が500人の、しかも教育隊だと若い兵隊さんだけになったわけです。家族持ちやなんかはいなくなった。そうするとまず何が起ったかという、小学校がなくなってくるのです。税収が下がってくるのは当たり前、商店街がばらばらになる。まちが崩壊していくのですよ。だから自衛隊があった方がいいと言っているのではないですよ。変化があると言っているのですよ。

府中は大金持ちだからそんな変化はないかもしれないけれども、府中はどういうふうに、何か言っているのかなというのをぜひちょっと伺いたいなと思っているのです。

それから、先ほど僕は5市1町との調整を非常に心配しているのですが、これは市長が情報交換、要請から開催を呼びかけていくということで、よろしくお願いしますというふうにします。

それから、再編問題の協議というか、市の中の組織をつくってやっていくとおっしゃってましたよね。それはどういうふうな形になるのか、あるいはその再編問題を協議する市の組織の中にどの程度の情報収集能力があるのかというのは大変大事だと思うのですよ。つまり防衛施設庁なり、横田事務所で聞いてくる話だけではなくて、独自に今のネットの世界や、あるいはメディアの世界に入っていって調べてくるとか、それから例えば識者を呼んで学習会を考えてみるとか、12月4日に東京国際大学の前田哲男先生をお呼びして市民グループで開催したとき、幾人かの市の管理者の方も来てくださって、非常によくわかったと思うのですね。あした3月2日にまた、これは主催者が違いますけれども、前田哲男さん、市民会館の小ホールでお話をやって、ここでまたあれから記事を、あれから時間が経ったので、新しい情報も先生の方に入っていると思うのですが、小ホールで6時からかな。それは平和センターとかという人たちがやるのです。僕も行くつもりですけれども、そういうような形でもって新しい情報をどんどん取っていただきたいし、それから今まで2回広報に出ましたよね。人というか、まちの人によってはもうちょっとわかりやすい冊子にならないのかとか、

もっとわかるようなものになってくれないのかなという意見もあるし、さっき言った住民投票をせいと言わないまでも、そういった情報を収集してほしいと思いますけれども、その辺がどうなっているかちょっと伺っておきたいというふうに思っています。

それから、東福生の件ですけれども、東福生の駅、僕は随分何回もやっているのですけれども、先ほどから自転車駐車場の整備に関する技術指針ができたというようなお話があって非常に期待をしているわけですが、ここ10年間というのは地域体育館だ、児童館だ、図書館だ、保健センターが移転したと非常に環境としてはいい環境の地域になっているのですね。

これは前、5年ぐらい前に言ったのだけれども、やはりあの地域を、どの地域も大事ですけれども、駅中心としたようなグランドデザインのようなものは考えられているのかなとも思ったりしているのですが、武蔵野台1丁目近辺、その裏は福生市福生2000番台になるわけですが、あの辺の人口とかいうのはどういうふうに変化しているのかな、あるいは乗降客はどういうふうに変化をしているのかな、今後10年の方向性で何か出ているものがないだろうかというような気がしているのですよ。あそこの辺も福生の中ではいいところになってくるような気がしますので、その辺は担当はどういうふう考えているかをぜひ伺っておきたいと思っています。

以上、再質問です。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 再質問に答弁をさせていただきます。

現在、航空総隊司令部が設置をされております府中市の対応といたしますか、反応でございますけれども、中間報告の後に東京防衛施設局より航空総隊が移駐することになりそうだとの説明があったとのことでございます。

このことに関する府中市の反応、対応でございますけれども、現時点で考えられることは、地元商店への影響が多少考えられること、また市民税への影響につきましては、現在人数等の関係で全く不明なことと、全部が移駐するわけではないことから静観とのことで、特に対応はしないとのことでございます。また交付金関連につきましても、施設自体は残りますことから、特に大きな影響はないと予測しているようでございます。

続きまして、今回のこの横田基地の再編問題を協議する市内部の対応でございますけれども、市長を初めとする理事者、それに関係する部課長で構成をいたします政策研究会で協議をいたしております。中間報告後の対応といたしましては、4回の開催となっております。

内容といたしましては、1回目が今後の対応について、2回目が国に対する質問事項の確認について、3回目が2月1日号の広報記事を掲載しておりますけれども、この広報記事の確認について、それに4回目が国からの情報内容、これの整理と、2月15日号の広報記事の確認について、主にこのような内容で協議等を行っております。

今後につきましても、いろいろな対応が考えられますので、臨機応変な対応を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、遠藤議員さんの再質問に対しましてお答えさせていただきます。

東福生駅の周辺の今後の整備、いわゆるグライドデザインということですが、グランドデザインまではいきませんけれども、市の考え方としては、基本的には総合計画修正後期基本計画及び実施計画に基づいて整備を実施していきたいとしているということでございまして、そこで実施計画に基づきまして、市長答弁にもありましたように、東福生駅の自由通路及び駅舎内に屋根の設置を18年度に予定をしていると。

さらに、周辺の自転車対策につきましては、道路法の施行令の一部が改正されまして、道路管理者による歩道への自転車駐車場の設置が可能となり、現在国においてその自転車駐車場の整備に関する技術指針が作成中でございますので、それが完成をして実施されることになれば、公安委員会等の関係機関と協議して、福生市としての方向性を出せるものと考えているところでございます。

なお、今後の周辺整備を実施するに当たっては、東福生駅の周辺の変化をどうとらえておくかということが必要になるだろうと思うのですが、遠藤議員さんのおっしゃられましたように、公共施設の設置については地域体育館を初め児童館、図書館、保健センター、あるいは彫刻の設置等がされておるところでございまして。

それから、武蔵野台1丁目地区についての人口は、平成7年1月1日現在から平成17年1月1日までのこの10年間で、武蔵野台1丁目地区以外の各地区と比較いたしますと一番の増加でございまして、人口がこの10年間で808人増加で29.4%増、世帯数は433世帯で40.8%増ということになっておるところでございまして。

なお、東福生駅の乗降客でございまして、どれだけ増加したかについてはちょっとわかりかねるのですが、無人駅ということで、八王子支社に問い合わせましたところ統計がないというようなことでございまして、ちょっと古いのですが、東京都統計年間で平成13年度に1日の乗降客が1672人で年間61万280人、こういう数字が出ておるところでございまして、先ほどの人口増加もありふえているのではないかなというふうに推察できるものと考えます。

なお、今後10年間の事業として方向性が出されているものにつきましては、2月13日付で全議員さんに御配付いたしました、多摩地域における都市計画道路の整備方針第三次事業化計画案におきまして早期実施事業として位置付けられている事業でございまして、一つには都市計画道路3-4-7号線、富士見通り、これは市施行でございまして。2番目といたしましては都市計画道路3-3-30号線、産業道路の突き当たりになっているわけですが、突き当たりから原ヶ谷戸第二交差点少し先までの間の、これが優先、早期実施事業ということで、これは都施行となっておるところでございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

○21番（遠藤洋一君） どうもありがとうございました。それでは要望だけさせていただきます。

ぜひ市民の意見をこれからも、絞め切りはきょうだったと思いますけれども、事態の変化によってはさらに遅れてくる人もいるかもしれないので、それは門前払いなどはないようにというふうなことは思いますけれども、一応僕は70数名というのはちょっと想像したよりも多かったかなというような気はしています。

ぜひ市民の皆さんの意見と、当然行政との考え方みたいなことを突き合わせた上でこれからの対応をよろしくお願いいたしたいと思ひますし、そんなにあわてなくてもいいですよ。5市1町ばらばらなのだから、あわててああだった、こうだったとか手を上げなくてもいいのではないかと私は思ひています。

それから、当然のようにほかの話、例えば朝日の2月25日版ですか、空域ですよ。「一部返還なら80億円節約」みたいな記事が出始めたということは、何か動きがあるのでしょうか。そういうことも含めてじっと、横暴で理不尽な隣人と、これから来るかもしれない借家人のことをじっと見つめていきたいというふうに思ひています。

それから、東福生駅周辺の件についてはよくわかりました。

これからも努力していただくことを要望して終わります。どうもありがとうございます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月1日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時55分 延会

⑦

福総文発第 179 号

平成 18 年 2 月 21 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

平成 18 年第 1 回福生市議会定例会の招集について

平成 18 年 2 月 21 日付け、福生市告示第 22 号（別紙参照）をもって、平成 18 年第 1 回福生市議会定例会を招集したので通知します。



福生市告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年第 1 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 18 年 2 月 21 日

福生市長 野 澤 久 人 図

1 期 日 平成 18 年 2 月 28 日

2 場 所 福生市議会議場

②

福総文発第 180 号

平成 18 年 2 月 21 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

議案の送付について

平成 18 年第 1 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 1 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 2 号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 3 号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 4 号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の
一部を改正する条例
- 5 議案第 5 号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の
一部を改正する条例
- 6 議案第 6 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例
- 7 議案第 7 号 福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 8 号 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正す
る条例
- 9 議案第 9 号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 10 号 福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 11 号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 12 議案第 12 号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 13 議案第 13 号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 14 議案第 14 号 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例
- 15 議案第 15 号 福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
- 16 議案第 16 号 福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
- 17 議案第 17 号 福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 18 議案第 18 号 福生市国民保護協議会条例
- 19 議案第 19 号 福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例
- 20 議案第 20 号 平成 17 年度福生市一般会計補正予算（第 7 号）
- 21 議案第 21 号 平成 17 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 22 議案第 22 号 平成 17 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 23 議案第 23 号 平成 17 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 24 議案第 24 号 平成 17 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 25 議案第 25 号 平成 17 年度福生市受託水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 26 議案第 26 号 平成 18 年度福生市一般会計予算
- 27 議案第 27 号 平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 28 議案第 28 号 平成 18 年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 29 議案第 29 号 平成 18 年度福生市介護保険特別会計予算
- 30 議案第 30 号 平成 18 年度福生市下水道事業会計予算
- 31 議案第 31 号 平成 18 年度福生市受託水道事業会計予算
- 32 議案第 32 号 不動産の譲与について

33 議案第 33 号 損害賠償の額を定めることについて

34 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度福生市
一般会計補正予算(第 6 号))

議案第 1 号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

新たに国民保護協議会委員、障害程度区分認定審査会委員、地域包括支援センター運営協議会委員、消費生活相談員及び母子自立支援員の報酬の額を定めること並びに産業医等の嘱託医の報酬の額を改定すること並びに地域新エネルギー詳細ビジョン策定委員会委員を廃止したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 13 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

表彰審査委員会委員	日額	8,500 円	議員は 2 分の 1
-----------	----	---------	------------

を

」

「

表彰審査委員会委員	日額	8,500 円	議員は 2 分の 1
防災会議委員	日額	8,500 円	
国民保護協議会委員	日額	8,500 円	

に、

」

「

個人情報保護審議会委員	日額	8,500 円	
産業医	月額	63,500 円	
特別職報酬等審議会委員	日額	8,500 円	
防災会議委員	日額	8,500 円	

を

」

「

個人情報保護審議会委員	日額	8,500 円	
特別職報酬等審議会委員	日額	8,500 円	

に、

国民健康保険運営協議会委員	日額	8,500 円	
---------------	----	---------	--

」

「

中小企業振興資金融資審査会委員	日額	8,500 円	
予防接種医	日額	33,100 円	
予防接種健康被害調査委員会	会長	日額	10,500 円
	委員	日額	9,500 円
国民健康保険運営協議会委員	日額	8,500 円	
国民年金相談員	日額	10,000 円	
環境審議会委員	日額	8,500 円	
地域新エネルギー詳細ビジョン策定委員会委員	日額	8,500 円	

を

」

「

中小企業振興資金融資審査会委員	日額	8,500 円	
環境審議会委員	日額	8,500 円	

に、

」

「

社会福祉協力委員	月額	9,500 円	
福祉事務所嘱託医	月額	120,800 円	
就労促進指導員	日額	10,000 円	

を

介護認定審査会 委員	医師	日額	24,000 円	
	医師以外 の委員	日額	18,000 円	
介護保険相談員		日額	10,000 円	
市立保育園嘱託医		月額	23,000 円	1 園につき
市立保育園嘱託歯科医		月額	14,600 円	1 園につき
児童指導員		月額	170,000 円	

」

「

社会福祉協力委員		月額	9,500 円	
障害程度区分認 定審査会委員	医師	日額	24,000 円	
	医師以外 の委員	日額	18,000 円	
介護認定審査会 委員	医師	日額	24,000 円	
	医師以外 の委員	日額	18,000 円	
地域包括支援センター運営 協議会委員		日額	8,500 円	
予防接種健康被 害調査委員会	会長	日額	10,500 円	
	委員	日額	9,500 円	

に、

」

「

教育相談員	相談員	月額	202,000 円	
	心理相談 員	日額	15,000 円	

学校医	月額 63,500 円	1 校につき。ただし、2 校以上の学校を兼務する場合は、2 校目からの学校 1 校につき、42,100 円とする。
学校歯科医	月額 42,100 円	1 校につき
学校薬剤師	月額 20,800 円	1 校につき

を

教育相談員	相談員	月額 202,000 円	
	心理相談員	日額 15,000 円	

に、

選挙管理委員会補充員	日額 9,500 円	
------------	------------	--

を

選挙管理委員会補充員	日額 9,500 円	
産業医	月額 63,400 円	
福祉事務所嘱託医	月額 120,400 円	
市立保育園嘱託医	月額 22,900 円	1 園につき
市立保育園嘱託歯科医	月額 14,500 円	1 園につき
予防接種医	日額 33,000 円	

に

学校医	月額 63,400 円	1 校につき。ただし、2 校以上の学校を兼務する場合は、2 校目からの学校 1 校につき、42,000 円とする。
学校歯科医	月額 42,000 円	1 校につき
学校薬剤師	月額 20,700 円	1 校につき
国民年金相談員	日額 10,000 円	
消費生活相談員	日額 10,000 円	
就労促進指導員	日額 10,000 円	
介護保険相談員	日額 10,000 円	
児童指導員	月額 170,000 円	
母子自立支援員	日額 10,000 円	

」

改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

議案第2号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成18年2月28日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

市長、助役及び収入役の給料月額を改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市長等の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「867,000 円」を「858,000 円」に、「745,000 円」を「737,000 円」に、「699,000 円」を「692,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

議案第3号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成18年2月28日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

市長、助役及び収入役の期末手当の支給率を改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市長等の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 40」を「100 分の 45」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市長等の給与に関する条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、平成 18 年 3 月 31 日までの間、同項中「100 分の 45」とあるのは「100 分の 31」とする。

議案第4号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成18年2月28日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

教育長の給料月額を改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部

を改正する条例

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和 35 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「699,000 円」を「692,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

教育長の期末手当の支給率を改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部
を改正する条例

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和 35 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 40」を「100 分の 45」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例第 3 条第 2 項の規定の適用については、平成 18 年 3 月 31 日までの間、同項中「100 分の 45」とあるのは「100 分の 31」とする。

議案第 6 号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 113 号)の施行による地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の改正に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第 4 条第 1 項中「正規の勤務時間」を「福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 37 年条例第 13 号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「行政職給料表（1）」を「行政職給料表（一）」に改め、同項第 2 号中「行政職給料表（2）」を「行政職給料表（二）」に改める。

第 5 条の 2 中「福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 37 年条例第 13 号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

福生市介護給付費準備基金条例（平成 12 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

第 6 条中「保険給付」の次に「及び地域支援事業」を加える。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

子育て支援の充実を図るため、乳幼児医療費助成制度における所得制限を
2 歳未満児について撤廃したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、2歳に達した日の属する月の末日までの乳幼児を養育している者には適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 9 号

福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

新たに児童遊園を設置することのほか、用語の整理をしたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

福生市児童遊園条例（昭和 48 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定、第 6 条及び第 7 条中「もの」を「者」に改める。

第 8 条の見出しを「（立入検査）」に改め、同条第 1 項中「立入り検査」を「立入検査」に改め、同条第 2 項中「立入ろう」を「立ち入ろう」に改める。

第 11 条中「もの」を「者」に改める。

別表中

「

熊牛わらつけ児童遊園	福生市大字熊川 1109 番地
------------	-----------------

を

」

「

熊牛わらつけ児童遊園	福生市大字熊川 1109 番地
永田玉川上水児童遊園	福生市大字福生 1159 番地 9

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

新たに学童クラブを設置したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例

福生市学童クラブ条例（平成 10 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

たんぽぽクラブ	福生市大字熊川 559 番地 1
---------	------------------

を

」

「

たんぽぽクラブ	福生市大字熊川 559 番地 1
臨時第 2 たんぽぽクラブ	福生市大字熊川 623 番地

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の施行に伴い、精神医療給付金に関する規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険条例（昭和 54 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「結核・精神医療給付金」を「結核医療給付金」に改め、「者を除く」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項」を削り、「次項」を「第 3 項」に、「（申請のあった月）」を「（結核医療給付金の申請のあった月）」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを次のように改める。

2 精神医療給付金は、被保険者が障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。）第 58 条の規定による負担において医療（障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「支援法施行令」という。）第 1 条第 3 号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第 35 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する者である場合に支給する。

3 結核医療給付金又は精神医療給付金（以下「結核・精神医療給付金」という。）の支給を受けようとする被保険者は、市規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による支給を受ける資格を証する書面の交付を受けなければならない。

4 結核・精神医療給付金の支給額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 結核医療給付金の支給額は、第 1 項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。

（2） 精神医療給付金の支給額は、第 2 項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、支援法施行令第 35 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に規定する額を限度とする。

第 8 条第 5 項中「第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

議案第 12 号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

新たに都市公園を設置することのほか、用語の整理をしたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市都市公園条例の一部を改正する条例

福生市都市公園条例(昭和 46 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「若しくは」を「又は」に改める。

第 9 条の見出しを「(立入検査)」に改め、同条第 1 項中「立入り検査」を「立入検査」に改め、同条第 2 項中「立入ろう」を「立ち入ろう」に改める。

別表中

「

した 下の川緑地せせらぎ遊歩道公園	福生市大字熊川 2355 番地 11
----------------------	--------------------

を

」

「

した 下の川緑地せせらぎ遊歩道公園	福生市大字熊川 2355 番地 11
原ヶ谷戸どんぐり公園	福生市大字福生 196 番地 7

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

福生市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 357 号）による
公営住宅法施行令（昭和 26 年建設省令第 19 号）の一部改正に伴い、公営住宅の入居資格の見直しが図られたことのほか、市営住宅の取壊しによる戸数の変更をしたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市営住宅条例の一部を改正する条例

福生市営住宅条例（平成 9 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 6 号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第 6 条第 2 項第 1 号中「50 歳」を「60 歳」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

（2） 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる程度のもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのもの

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのもの

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当するもの

第 6 条第 2 項第 3 号中「第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の」を「第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の

申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第6条第4項第1号中「50歳」を「60歳」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 入居者又は配偶者若しくは同居親族が、障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる程度のものであること。

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのもの

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのもの

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当するもの

第6条第4項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の」を「第2条第1項に規定する戦傷病者でその」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第1第一市営住宅の項戸数の欄中「13戸」を「12戸」に改め、同表第五市営住宅の項戸数の欄中「6戸」を「5戸」に、「2戸」を「1戸」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に50歳以上である者の市営住宅の入居資格については、改正後の福生市営住宅条例第6条第2項第1号及び同条第4項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 14 号

福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

国道 16 号線の拡幅工事に伴い、拝島駅南口臨時自転車駐車を移設したい
ので、本条例を改正する必要がある。

福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例

福生市自転車等の放置防止等に関する条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

拝島駅南口臨時自転車駐車場	福生市大字熊川 1395 番地 2	を
---------------	-------------------	---

」

「

拝島駅南口臨時自転車駐車場	福生市大字熊川 446 番地 1	に
---------------	------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

議案第 15 号

福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

拝島駅南口臨時自転車駐車場を移設することに伴い、定期使用の使用料の改定をしたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

福生市自転車等駐車場条例（平成 9 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

拝島駅南口臨時自転車駐車場	定期使用	一般	自転車	2,000 円
		学生	自転車	1,000 円
			原動機付自転車	3,000 円
	一時使用		自転車	100 円
			原動機付自転車	150 円

を

」

「

拝島駅南口臨時自転車駐車場	定期使用	一般	自転車	1,600 円
		学生	自転車	800 円
			原動機付自転車	3,000 円
	一時使用		自転車	100 円
			原動機付自転車	150 円

に

」

改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

議案第 16 号

福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく障害程度区分
認定審査会の委員の定数等を定めたいので、本条例を制定する必要がある。

福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

(審査会の委員の定数)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条の規定に基づき設置する福生市障害程度区分認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、8人以内とする。

(規則への委任)

第2条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 審査会は、この条例の施行日前においても、審査判定業務その他の必要な行為を行うことができる。

議案第 17 号

福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）の施行に伴い、福生市国民保護対策本部及び福生市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めたいので、本条例を制定する必要がある。

福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、福生市国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び福生市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(職務)

第3条 本部長は、保護本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部員その他の職員は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

(会議)

第4条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、市規則で定める。

(福生市緊急対処事態対策本部)

第7条 第2条から前条までの規定は、福生市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

福生市国民保護協議会条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）の施行に伴い、福生市国民保護協議会に関し必要な事項を定めたいので、本条例を制定する必要がある。

福生市国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、福生市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の総数は、30人以内とする。

2 協議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

所期の目的を達成したことに伴い、本条例を廃止する必要がある。

福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例

福生市介護費用等の助成に関する条例(平成5年条例第17号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

議案第 20 号

平成 17 年度福生市一般会計補正予算（第 7 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市一般会計補正予算（第7号）

平成17年度福生市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 53,170 千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,897,604 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成18年 2月28日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		7,767,931	22,000	7,789,931
	1 市 民 税	3,416,800	22,000	3,438,800
2 地 方 譲 与 税		348,888	717	349,605
	2 自動車重量譲与税	98,932	587	99,519
	3 地方道路譲与税	33,956	130	34,086
3 利子割交付金		40,950	17,103	58,053
	1 利子割交付金	40,950	17,103	58,053
4 配当割交付金		18,272	7,429	25,701
	1 配当割交付金	18,272	7,429	25,701
5 株式等譲渡所得割交付金		13,768	29,156	42,924
	1 株式等譲渡所得割交付金	13,768	29,156	42,924
6 地方消費税交付金		634,111	△9,355	624,756
	1 地方消費税交付金	634,111	△9,355	624,756
7 自動車取得税交付金		136,014	13,724	149,738
	1 自動車取得税交付金	136,014	13,724	149,738
10 地 方 交 付 税		2,439,355	13,963	2,453,318
	1 地 方 交 付 税	2,439,355	13,963	2,453,318
13 使用料及び手数料		492,350	△16,121	476,229
	1 使 用 料	241,020	△16,121	224,899
14 国 庫 支 出 金		3,217,953	39,054	3,257,007
	1 国 庫 負 担 金	2,123,304	7,806	2,131,110
	2 国 庫 補 助 金	1,069,869	31,248	1,101,117
15 都 支 出 金		2,052,305	△53,055	1,999,250
	1 都 負 担 金	648,265	△14,686	633,579

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 都 補 助 金	1,240,642	△34,402	1,206,240
	3 委 託 金	163,398	△3,967	159,431
16 財 産 収 入		11,179	17,256	28,435
	1 財産運用収入	11,178	1,412	12,590
	2 財産売払収入	1	15,844	15,845
17 寄 附 金		2,601	180	2,781
	1 寄 附 金	2,601	180	2,781
18 繰 入 金		352,138	△40,000	312,138
	2 基 金 繰 入 金	337,953	△40,000	297,953
20 諸 収 入		115,335	17,619	132,954
	5 雑 入	84,361	17,619	101,980
21 市 債		809,000	△6,500	802,500
	1 市 債	809,000	△6,500	802,500
歳 入 合 計		20,844,434	53,170	20,897,604

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		2,330,578	13,328	2,343,906
	1 総 務 管 理 費	1,610,738	18,954	1,629,692
	4 選 挙 費	59,866	△2,389	57,477
	5 統 計 調 査 費	54,243	△3,237	51,006
3 民 生 費		7,827,860	134,431	7,962,291
	1 社 会 福 祉 費	2,808,785	117,968	2,926,753
	2 児 童 福 祉 費	3,090,291	17,225	3,107,516
	3 生 活 保 護 費	1,928,452	△762	1,927,690
4 衛 生 費		2,626,090	△52,227	2,573,863
	1 保 健 衛 生 費	1,014,941	△47,444	967,497
	2 清 掃 費	1,611,149	△4,783	1,606,366
7 商 工 費		104,907	△1,422	103,485
	1 商 工 費	104,907	△1,422	103,485
8 土 木 費		2,197,765	△13,972	2,183,793
	1 土 木 管 理 費	56,557	△6,162	50,395
	2 道 路 橋 り ょ う 費	522,243	△2,441	519,802
	3 都 市 計 画 費	1,513,748	△2,821	1,510,927
	4 住 宅 費	105,217	△2,548	102,669
9 消 防 費		924,037	△5,524	918,513
	1 消 防 費	924,037	△5,524	918,513
10 教 育 費		3,214,838	△41,278	3,173,560
	1 教 育 総 務 費	323,048	△10,389	312,659
	2 小 学 校 費	554,096	△5,834	548,262
	3 中 学 校 費	573,110	△5,297	567,813

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 学 校 給 食 費	325,732	△710	325,022
	5 社 会 教 育 費	1,150,521	△13,148	1,137,373
	6 保 健 体 育 費	288,331	△5,900	282,431
11 公 債 費		1,212,687	6,322	1,219,009
	1 公 債 費	1,212,687	6,322	1,219,009
13 予 備 費		58,870	13,512	72,382
	1 予 備 費	58,870	13,512	72,382
歳 出 合 計		20,844,434	53,170	20,897,604

第2表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
耐震性貯水槽新設事業	千円 18,700	証 書 借 入 又は 証 券 発 行	5.0 % 以 内	借入れのときより据置を含 み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合 により償還年限を短縮し、 若しくは低利に借換えする ことができる。
住民税等減税補てん	117,000		ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る政府資金 及び公営企 業金融公庫 資金につい て、利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該見 直し後の利 率	
計	809,000			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 15,800	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ
113,400			
802,500			

議案第 21 号

平成 17 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成17年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227,169千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,085,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年 2月28日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1,661,127	47,876	1,709,003
	1 国民健康保険税	1,661,127	47,876	1,709,003
2 国 庫 支 出 金		1,429,724	2,627	1,432,351
	1 国 庫 負 担 金	1,250,847	23,463	1,274,310
	2 国 庫 補 助 金	178,877	△20,836	158,041
3 療養給付費等交付金		858,385	60,790	919,175
	1 療養給付費等交付金	858,385	60,790	919,175
4 都 支 出 金		157,824	39,857	197,681
	2 都 補 助 金	130,121	39,857	169,978
5 共同事業交付金		117,816	△40,123	77,693
	1 共同事業交付金	117,816	△40,123	77,693
6 繰 入 金		629,938	116,142	746,080
	1 他会計繰入金	629,938	116,142	746,080
歳 入 合 計		4,858,711	227,169	5,085,880

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		3,098,254	223,333	3,321,587
	1 療 養 諸 費	2,780,270	223,333	3,003,603
3 老人保健拠出金		1,151,542	836	1,152,378
	1 老人保健拠出金	1,151,542	836	1,152,378
4 介護給付費納付金		380,926	△1,463	379,463
	1 介護給付費納付金	380,926	△1,463	379,463
8 諸 支 出 金		19,693	507	20,200
	1 償還金及び還付金	19,692	507	20,199
9 予 備 費		10,577	3,956	14,533
	1 予 備 費	10,577	3,956	14,533
歳 出 合 計		4,858,711	227,169	5,085,880

議案第 22 号

平成 17 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

平成17年度福生市の老人保健医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,381千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,326,307千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年 2月28日 提出

福生市長 野澤久人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		1,984,199	10,764	1,994,963
	1 支払基金交付金	1,984,199	10,764	1,994,963
2 国 庫 支 出 金		869,433	14,411	883,844
	1 国 庫 負 担 金	869,433	14,411	883,844
3 都 支 出 金		214,914	3,603	218,517
	1 都 負 担 金	214,914	3,603	218,517
4 繰 入 金		215,010	3,603	218,613
	1 他会計繰入金	215,010	3,603	218,613
歳 入 合 計		3,293,926	32,381	3,326,307

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 医 療 諸 費		3,273,449	32,381	3,305,830
	1 医 療 諸 費	3,273,449	32,381	3,305,830
歳 出 合 計		3,293,926	32,381	3,326,307

議案第 23 号

平成 17 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成17年度福生市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,236千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,459,301千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成18年 2月28日 提出

福生市長 野澤久人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金		547,575	3,896	551,471
	1 国 庫 負 担 金	447,271	27,647	474,918
	2 国 庫 補 助 金	100,304	△23,751	76,553
3 支払基金交付金		715,634	44,235	759,869
	1 支払基金交付金	715,634	44,235	759,869
4 都 支 出 金		279,545	17,279	296,824
	1 都 負 担 金	279,544	17,279	296,823
6 繰 入 金		330,597	18,826	349,423
	1 一般会計繰入金	330,597	17,279	347,876
	2 基 金 繰 入 金	0	1,547	1,547
8 市 債		28,000	54,000	82,000
	1 財政安定化基金貸付金	28,000	54,000	82,000
歳 入 合 計		2,321,065	138,236	2,459,301

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 介 護 給 付 費		2,236,360	138,236	2,374,596
	1 介護サービス等諸費	2,174,194	138,236	2,312,430
歳 出 合 計		2,321,065	138,236	2,459,301

第2表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
介 護 保 険 事 業	千円 28,000	証 書 借 入	0%	平成18年度から平成20年度の3年間で均等割で償還する。
計	28,000			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 82,000	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ
82,000			

議案第 24 号

平成 17 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市下水道事業会計補正予算（第2号）

平成17年度福生市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,075千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,103,458千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成18年 2月28日 提出

福生市長 野澤久人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		81,628	△20,500	61,128
	2 国 庫 補 助 金	61,000	△20,500	40,500
4 都 支 出 金		1,525	△513	1,012
	1 都 補 助 金	1,525	△513	1,012
8 諸 収 入		21,105	△662	20,443
	3 雑 入	21,103	△662	20,441
9 市 債		249,400	△3,400	246,000
	1 市 債	249,400	△3,400	246,000
歳 入 合 計		2,128,533	△25,075	2,103,458

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		590,435	△3,087	587,348
	1 総 務 管 理 費	590,435	△3,087	587,348
2 事 業 費		346,591	△21,924	324,667
	1 下水道整備費	346,591	△21,924	324,667
4 予 備 費		25,266	△64	25,202
	1 予 備 費	25,266	△64	25,202
歳 出 合 計		2,128,533	△25,075	2,103,458

第2表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	千円 169,700	証 書 借 入 又は 証 券 発 行	5.0 % 以 内 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る政府資金 及び公営企 業金融公庫 資金につい て、利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該見 直し後の利 率	借入れのときより据置を含 み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合 により償還年限を短縮し、 若しくは低利に借換えする ことができる。
流 域 下 水 道 事 業	79,700			
計	249,400			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 167,300	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ
78,700			
246,000			

議案第 25 号

平成 17 年度福生市受託水道事業会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市受託水道事業会計補正予算（第2号）

平成17年度福生市の受託水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,423千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394,346千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年 2月28日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 受託水道事業収入		396,769	△2,423	394,346
	1 都受託事業収入	396,769	△2,423	394,346
歳 入 合 計		396,769	△2,423	394,346

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 受託水道事業費		396,769	△2,423	394,346
	1 水 道 管 理 費	329,530	△2,406	327,124
	2 建 設 改 良 費	67,239	△17	67,222
歳 出 合 計		396,769	△2,423	394,346

議案第 26 号

平成 18 年度福生市一般会計予算

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市一般会計予算

平成18年度福生市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,796,000 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における

同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成18年 2月 28日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		7,837,720
	1 市 民 税	3,604,643
	2 固定資産税	3,144,346
	3 軽自動車税	50,353
	4 市たばこ税	416,308
	5 都市計画税	622,070
2 地方譲与税		569,666
	1 所得譲与税	437,244
	2 自動車重量譲与税	97,926
	3 地方道路譲与税	34,496
3 利子割交付金		49,211
	1 利子割交付金	49,211
4 配当割交付金		25,684
	1 配当割交付金	25,684
5 株式等譲渡所得割交付金		24,333
	1 株式等譲渡所得割交付金	24,333
6 地方消費税交付金		660,994
	1 地方消費税交付金	660,994
7 自動車取得税交付金		148,330
	1 自動車取得税交付金	148,330
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等		1,374,796
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	1,374,796
9 地方特例交付金		259,419
	1 地方特例交付金	259,419
10 地方交付税		2,325,000
	1 地方交付税	2,325,000
11 交通安全対策特別交付金		16,500
	1 交通安全対策特別交付金	16,500
12 分担金及び負担金		233,497
	1 負 担 金	233,497

(単位：千円)

款	項	金 額
13 使用料及び手数料		479,705
	1 使用料	224,186
	2 手数料	255,519
14 国庫支出金		3,014,825
	1 国庫負担金	1,880,147
	2 国庫補助金	1,109,157
	3 委託金	25,521
15 都支出金		2,140,851
	1 都負担金	728,437
	2 都補助金	1,284,523
	3 委託金	127,891
16 財産収入		11,402
	1 財産運用収入	11,401
	2 財産売却収入	1
17 寄附金		1
	1 寄附金	1
18 繰入金		1,289,736
	1 特別会計繰入金	3
	2 基金繰入金	1,289,733
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		139,130
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000
	2 市預金利子	4
	3 貸付金元利収入	7,000
	4 受託事業収入	11,904
	5 雑入	114,222
21 市債		1,095,200
	1 市債	1,095,200
歳 入 合 計		21,796,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		299,705
	1 議 会 費	299,705
2 総 務 費		3,890,773
	1 総務管理費	3,176,401
	2 徴 税 費	375,793
	3 戸籍住民基本台帳費	224,589
	4 選 挙 費	52,132
	5 統計調査費	25,540
	6 監査委員費	36,318
3 民 生 費		7,768,595
	1 社会福祉費	2,803,517
	2 児童福祉費	3,221,129
	3 生活保護費	1,743,617
	4 災害救助費	332
4 衛 生 費		2,605,204
	1 保健衛生費	938,788
	2 清 掃 費	1,666,416
5 労 働 費		104
	1 失業対策費	4
	2 労働諸費	100
6 農林水産業費		58,428
	1 農 業 費	58,428
7 商 工 費		94,761
	1 商 工 費	94,761
8 土 木 費		2,110,772
	1 土木管理費	50,627
	2 道路橋りょう費	956,630
	3 都市計画費	1,008,340
	4 住 宅 費	95,175
9 消 防 費		891,092
	1 消 防 費	891,092

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教育費		2,771,059
	1 教育総務費	313,251
	2 小学校費	615,082
	3 中学校費	337,252
	4 学校給食費	318,878
	5 社会教育費	707,434
	6 保健体育費	479,162
11 公債費		1,252,323
	1 公債費	1,252,323
12 諸支出金		891
	1 基金費	891
13 予備費		52,293
	1 予備費	52,293
歳 出	合 計	21,796,000

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
新 庁 舎 建 設 事 業	千円 343,200	証 書 借 入 又は 証 券 発 行	5.0 %	借入れのときより据置を含 み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合 により償還年限を短縮し、 若しくは低利に借換えする ことができる。
拝島駅自由通路整備事業	210,000		以 内	
住民税等減税補てん	92,000		ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び公営 企業金融公 庫資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率	
臨 時 財 政 対 策	450,000			
計	1,095,200			

議案第 27 号

平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市国民健康保険特別会計予算

平成18年度福生市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,882,804 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項の間の流用

平成18年 2月 28日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位: 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,620,484
	1 国民健康保険税	1,620,484
2 国庫支出金		1,342,961
	1 国庫負担金	1,188,766
	2 国庫補助金	154,195
3 療養給付費等交付金		887,031
	1 療養給付費等交付金	887,031
4 都支出金		268,342
	1 都負担金	23,723
	2 都補助金	244,619
5 共同事業交付金		98,545
	1 共同事業交付金	98,545
6 繰入金		621,608
	1 他会計繰入金	621,608
7 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
8 諸収入		3,833
	1 延滞金、加算金及び過料	2,030
	2 預金利子	1
	3 雑入	1,802
歳 入 合 計		4,882,804

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		18,922
	1 総務管理費	18,922
2 保険給付費		3,396,661
	1 療養諸費	3,086,736
	2 高額療養費	244,554
	3 移送費	600
	4 出産育児諸費	54,000
	5 葬祭費	8,310
	6 結核・精神医療給付金	2,461
3 老人保健拠出金		964,383
	1 老人保健拠出金	964,383
4 介護給付費納付金		387,767
	1 介護給付費納付金	387,767
5 共同事業拠出金		95,056
	1 共同事業拠出金	95,056
6 保健事業費		5,252
	1 保健事業費	5,252
7 公債費		227
	1 公債費	227
8 諸支出金		4,304
	1 償還金及び還付金	4,303
	2 他会計繰出金	1
9 予備費		10,232
	1 予備費	10,232
歳 出	合 計	4,882,804

議案第 28 号

平成 18 年度福生市老人保健医療特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市老人保健医療特別会計予算

平成18年度福生市の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,198,669 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年 2月 28日 提出

福生市長 野 澤 久 人

1 歳 入

[illegible]

議案第 29 号

平成 18 年度福生市介護保険特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市介護保険特別会計予算

平成18年度福生市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,584,335 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第230条第1項の規定により起こすことができる

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項の間の流用

平成18年 2月 28日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位: 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		534, 131
	1 介護保険料	534, 131
2 国庫支出金		605, 110
	1 国庫負担金	490, 025
	2 国庫補助金	115, 085
3 支払基金交付金		763, 545
	1 支払基金交付金	763, 545
4 都支出金		315, 173
	1 都負担金	306, 265
	2 財政安定化基金交付金	1
	3 都補助金	8, 907
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		352, 478
	1 一般会計繰入金	352, 478
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 市債		11, 500
	1 財政安定化基金貸付金	11, 500
9 諸収入		2, 396
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 預金利子	4
	3 雑入	2, 382
歳 入 合 計		2, 584, 335

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		35,199
	1 総務管理費	7,947
	2 賦課徴収費	2,573
	3 認定審査会費	24,679
2 介護給付費		2,450,126
	1 介護サービス等諸費	2,312,265
	2 高額介護サービス費	22,860
	3 特定入所者介護サービス等費	115,001
3 地域支援事業費		51,316
	1 介護予防事業費	15,305
	2 包括的支援事業・任意事業費	36,011
4 財政安定化基金拠出金		775
	1 財政安定化基金拠出金	775
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公 債 費		44,614
	1 公 債 費	114
	2 財政安定化基金償還金	44,500
7 諸支出金		304
	1 償還金及び還付金	303
	2 他会計繰出金	1
8 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	2,584,335

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
介 護 保 険 事 業	千円 11,500	証 書 借 入	0%	平成21年度から平成23 年度の3年間で均等割で償 還する。
計	11,500			

議案第 30 号

平成 18 年度福生市下水道事業会計予算

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市下水道事業会計予算

平成18年度福生市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,929,262 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第230条第1項の規定により起こすことができる

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

平成18年 2月 28日 提出

福生市長 野 澤 久 人

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		402
	1 負 担 金	402
2 使用料及び手数料		1,014,955
	1 使 用 料	1,014,955
3 国庫支出金		14,539
	1 国庫負担金	13,864
	2 国庫補助金	675
4 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
5 繰 入 金		670,000
	1 他会計繰入金	670,000
6 繰 越 金		40,000
	1 繰 越 金	40,000
7 諸 収 入		23,665
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑 入	23,663
8 市 債		165,700
	1 市 債	165,700
歳 入 合 計		1,929,262

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 87,500	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときより据置を含み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	78,200			
計	165,700			

議案第 31 号

平成 18 年度福生市受託水道事業会計予算

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市受託水道事業会計予算

平成18年度福生市の受託水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 419,862 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年 2月 28日 提出

福生市長 野 澤 久 人

1 歳 入

[illegible]

議案第 32 号

不動産の譲与について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

不動産の譲与について

次のとおり建物を譲与する。

1 譲与する建物

(1) 所在地 福生市大字熊川字北 597 番 1

(2) 名称 熊川保育園園舎

(3) 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て

(4) 延べ床面積 603.56 平方メートル

2 譲与の相手方

福生市大字福生 2143 番地 11

社会福祉法人不動福祉会 理事長 田村市郎

3 譲与の目的

より効率的で柔軟な保育サービスを推進するため、平成 8 年度から保育運営を委託している社会福祉法人不動福祉会へ譲与する。

(提案理由)

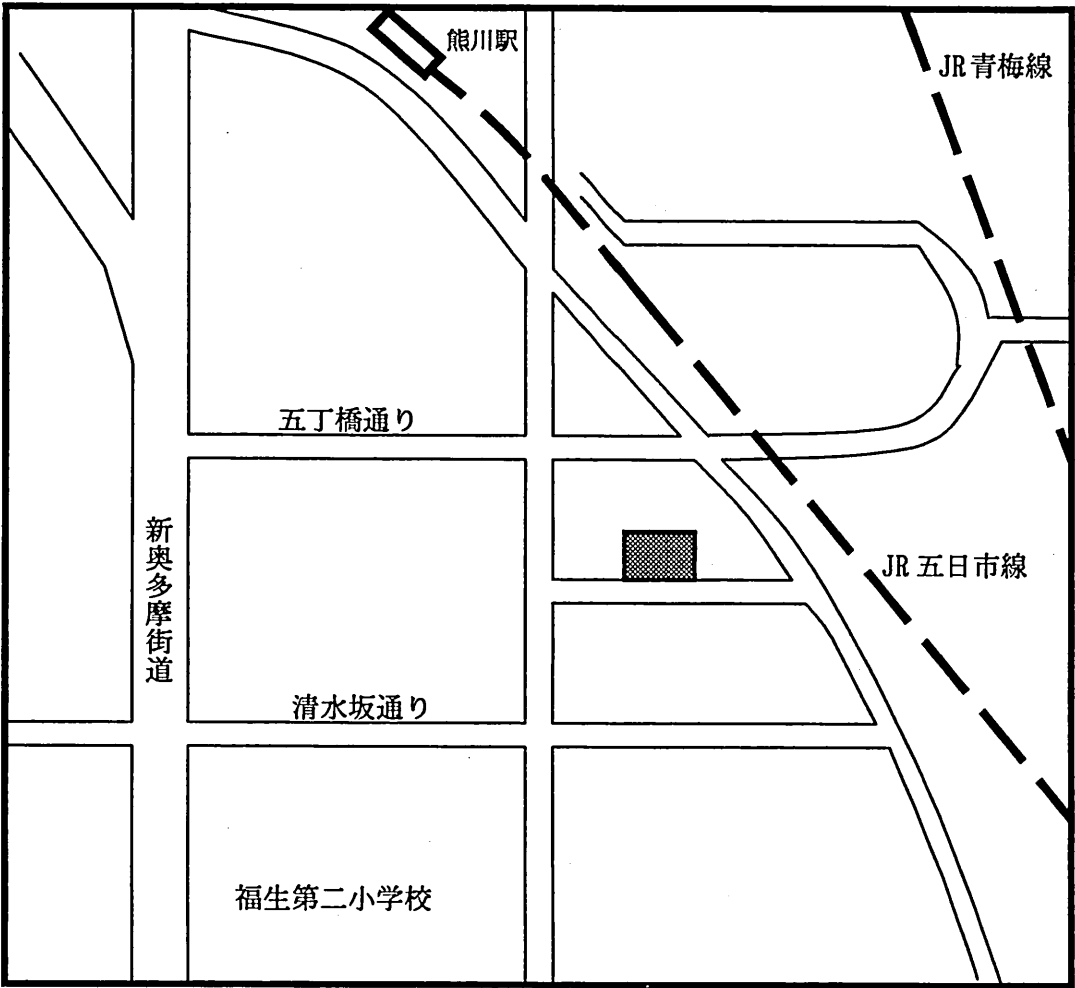
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、本案を提出する必要がある。

案内図

福生市大字熊川字北597番1

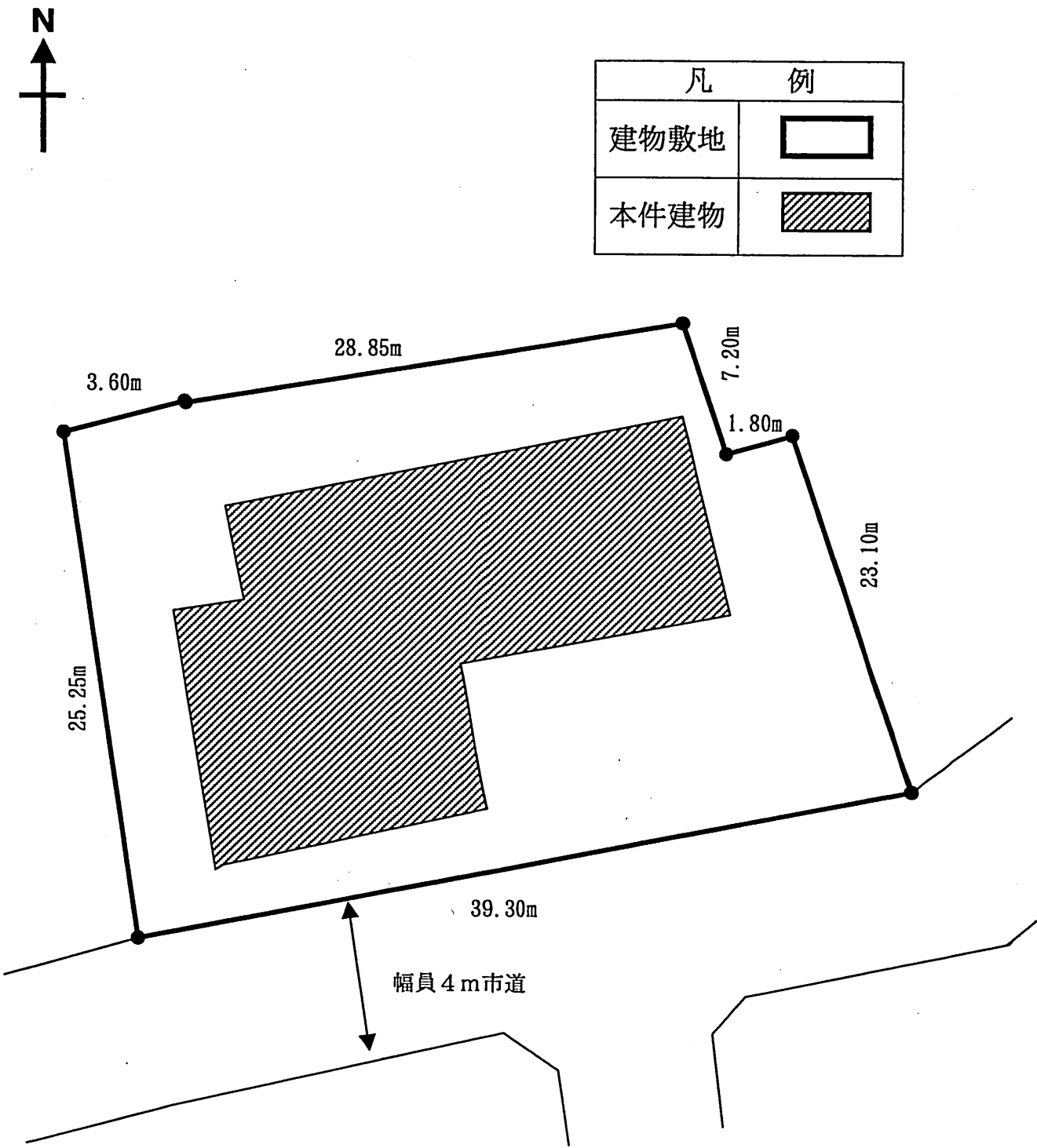


凡	例
譲与予定 建物所在地	



建物位置図

福生市大字熊川字北597番1



議案第 33 号

損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 28 日

福生市長 野 澤 久 人

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市の施設による事故の損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求める。

- 1 相手方 新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー
日本マクドナルド株式会社
- 2 事故の概要 平成 17 年 8 月 27 日午後 11 時 40 分頃、福生市東町 3 番 1
先の福生駅東口交差点内の汚水本管が完全閉塞したこと
により、福生市東町 3 番 5 の日本マクドナルド株式会社福
生店の汚水排水ができなくなり、汚水が地下事務室、休憩
室等に約 20 センチメートル浸水し、損害を与えたもので
ある。
- 3 損害賠償額 13,525,940 円

(提案理由)

市の施設による事故の損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、本案を提出する必要がある。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成18年2月28日

福生市長 野 澤 久 人

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度福生市一般会計補正予算（第6号）を別紙写しのとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、その承認を求める。

⑦

専決第 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、平成 17 年度福生市一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 18 年 2 月 17 日

福生市長 野 澤 久 人 図

陳情第 18-1 号

患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情書

(陳情の趣旨)

今、政府・厚生労働省は2002年10月の高齢者の患者負担増、2003年4月の健康保険本人3割負担に続いて、2006年の医療「改革」で患者負担をさらに引き上げようとしています。

2006年度から2008年度にかけて、団塊の世代が定年退職を迎え高齢化がピークとなる2025年に向けて、すべての高齢者から保険料を徴収し、かつ患者負担を引き上げる「高齢者医療制度」を創設し、高齢者の負担増と給付削減を行おうとしています。加えて長期入院の食費・居住費を介護保険の改悪にあわせて3万円程度の患者負担にすることや、一般入院の食事療養費を削減すること、風邪薬やビタミン剤、漢方薬などを保険給付の対象から外すこと、風邪や腹痛など低額な医療は全額患者負担にすることなど、さまざまな患者負担増が検討されています。

さらに、患者負担増にとまらず、国民健康保険、政府管掌健康保険、健康保険組合などの医療保険制度を、都道府県単位を軸に再編し、国の運営責任と財政負担の軽減とともに、医療保険ごとに医療費抑制を競わせ、成果が上がらないところには補助金の削減などペナルティを課すことを計画しています。

高額な患者負担を求め、強引な再編計画による抑制は、患者の医療を受ける権利を脅かし、病気の早期発見・早期治療を妨げ、重症化による医療費の増加を招くものです。

「保険で安心してかかる医療を」というのは、国民共通の願いです。

つきましては、貴議会に対して以下を陳情いたします。

(陳情の項目)

国に対して以下の「意見書」を採択すること。

- 1 健保3割負担を2割に戻すなど患者負担を軽減すること
- 2 入院時の食費・居住費などの患者負担を増やさないこと
- 3 高齢者の患者負担と保険料の引き上げを行わないこと
- 4 必要な医療は公的医療保険で保障し、保険のきかない医療行為をふやさないこと
- 5 医師、看護師の増員や医療の質と安全性が確保できるように、診療報酬を改善すること

平成18年2月6日

陳情者

羽村市小作台 5-21-6

西多摩社会保障推進協議会

会長 岩 崎 宏 治 ㊞

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

陳情第 18－ 2 号

障害者自立支援法に関する陳情書

(陳情の趣旨)

日ごろ、貴職におかれましては、地域住民の生活を守るために御奮闘されていることに敬意を表します。

「障害者自立支援法」に基づく福祉・医療サービスが、本年4月より実施されようとしています。同法は、身体障害者・知的障害・精神障害の3障害に対する福祉サービスの提供の一元化など、これまで多くの障害者・家族、関係者が要望してきた制度改革の方向を示したという点で評価できます。しかしその一方で、「応益負担」の導入や施設利用者に対する食費・医療費等の全額自己負担など、介護保険と同様の方向で負担制度を大きく変更しようとしていることは問題と言わざるを得ません。たとえ低所得者に対する軽減措置が実施されても、障害が重い人ほど負担が重くなり、負担できない障害者はサービス利用を断念するといった問題が心配され、結果的に親・家族の負担をふやし、障害者の自立への道を大きく阻むことになりかねません。

障害者が社会の一員として普通に生活するためには、本人の努力だけではどうにもならず、福祉・医療サービスの利用がどうしても必要です。これを、「益」とすることは、福祉の理念そのものを根底から否定するものと言わざるを得ません。

私たちは、「障害者自立支援法」が施行されることに関し、問題点の改善のために下記の事項を陳情いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

(陳情の項目)

- 1 国に対して「応益負担」の中止を求める意見書を上げてください。
- 2 自立支援法の実施主体である貴自治体に義務づけられている「障害者福祉計画」作成と、障害認定審査会の設置にあたっては、障害者の実情がよりよく反映されるよう、当事者ないし家族などが委員に加えられる構成にしてください。

平成18年2月6日

陳情者

羽村市小作台5-21-6

西多摩社会保障推進協議会

会長 岩 崎 宏 治 ㊞

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

陳情第 18-3 号

サービス利用や負担など介護保険の改善を求める陳情書

(陳情の趣旨)

介護保険は、昨年10月から介護施設の居住費と食費、デイサービスなどの食費が介護保険から外れ、全額自己負担になりました。その結果、施設の退出を余儀なくされたり、入所をためらうなどのケースが発生しています。さらに、今年4月からは、介護保険料の引き上げ、家事援助サービスの縮小、新予防給付の導入が実施されます。医療費の窓口負担の引き上げ、税金控除の見直しなど庶民大增税が予定されています。多くの高齢者は、「これ以上の負担は耐えられない」と悲鳴を上げています。いま、負担軽減のための一層の努力が自治体に求められています。特に、収入の少ない高齢者への対応は急務です。

私たちは、自治体の責任で高齢者が安心して介護が受けられるように介護保険制度を改善することを強く求めます。

(陳情の事項)

- 1 低所得者の介護保険料は値上げしないこと
- 2 税制改正など新たに住民税が課税される人が、介護保険料の区分が上がり、負担がふえることのないようにすること
- 3 介護保険料・利用料の減免制度を改善すること
- 4 軽介護者（要支援1、要支援2）のヘルパー派遣など従来の介護サービス利用を十分保障すること
- 5 地域包括支援センター運営協議会の設置にあたって、理念と役割りを定め、利用者や一般住民の代表が公募で参加できるように条例化してください
- 6 ヘルパーなど介護労働者の労働条件を改善すること
- 7 特別養護老人ホームの増設や居宅サービスの基礎整備を自治体の責任で「第3期介護支援事業計画」に盛り込むこと

平成18年2月6日

陳情者

羽村市小作台 5-21-6

西多摩社会保障推進協議会

会長 岩 崎 宏 治 ㊞

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

陳情第 18-4 号

患者負担増の計画の中止を求める陳情書

1 陳情事項

高齢者医療を中心とした患者負担等の見直しを中止することを求める意見書を政府及び厚生労働省に提出していただきたいこと。

2 陳情理由

政府は2月10日、医療制度改革関連法案を閣議決定し、国会に提出しました。その内容は、本年10月から70歳以上の現役並み所得者（夫婦で年収620万円以上、約120万人）の患者負担を現行の2割から3割に引き上げる。2008年4月からは70歳から74歳の「現役並み」より所得の低い一般所得者の患者負担を1割から2割へ倍増する。また、新たな高齢者医療制度を創設し、75歳以上を加入対象者として、月額約6200円の保険料を年金から天引きする。がん患者や人工透析患者も含めて、負担限度額を引き上げるなど、国民に負担を押し付けるもので、とりわけ、高齢者負担増に重点が置かれたものになっています。

医療費自己負担は、国民が負担できる範囲を既に大きく超えているというのが多くの国民の実感です。さらに、日本の医療費は対GDP（実質国内総生産）比でみても国際的に低い水準にあり、わが国の経済力に比して決して過大な物ではありません。

地域住民の命と健康を守る保険医として、度重なる患者負担の大幅な引き上げによって患者の受診が抑制され、病気の発見が遅れ早期治療を行えないなど住民の命と健康の維持に多大な悪影響をもたらすのではないかと危惧しております。そのため、患者負担増を撤回し負担軽減を図ることが必要と考えます。

したがって当面の措置として、高齢者医療の自己負担の見直しを中止することを求める意見書を政府及び厚生労働省に提出していただきたく、緊急に陳情いたします。

平成18年2月6日

陳情者

福生市福生1298

東京保険医協会 西多摩支部

支部長 内 山 大 ㊟

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

②

福総文発第 157 号

平成 18 年 1 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 18 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
助 役	高 橋 保 雄
収 入 役	並 木 茂
企 画 財 政 部 長	野 崎 隆 晴
総 務 部 長	吉 沢 英 治
総 務 部 参 事	田 中 益 雄
市 民 部 長	石 川 弘
生 活 環 境 部 長	田 辺 恒 久
福 祉 部 長	木住野 佑 治
都 市 建 設 部 長	清 水 喜久夫
企画財政部企画調整課長	野 島 保 代
企画財政部財政課長	大 越 英 世
企画財政部秘書広報課長	福 島 秀 男
企 画 財 政 部 主 幹	渡 辺 良 郎

企画財政部情報システム課長	戸 室 幸 治
総務部総務課長	村 野 光 治
総務部文書職員課長	坂 本 勝 久
市民部市民課長	島 田 兼 男
市民部課税課長	岡 野 康 弘
市民部収納課長	薄 田 道 夫
市民部保険年金課長	伊 藤 章 一
生活環境部地域振興課長	森 田 秀 司
生活環境部環境課長	土 井 真
生活環境部協働推進課長	宮 田 満
福祉部社会福祉課長	羽 生 潤 子
福祉部介護福祉課長	古 谷 久 雄
福祉部保育課長	西 湖 均
福祉部子育て支援課長	町 田 正 春
福祉部健康管理課長	板 垣 俊 和
都市建設部都市計画課長	小 峯 勝
都市建設部地域整備課長	森 田 昇 一
都市建設部土木課長	滝 島 肇
都市建設部水道事務所長	市 川 公 一
会計課長	小 林 重 雄
市民会館長	坂 本 幸 雄

②

福教庶発第 121 号

平成 18 年 1 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市教育委員会委員長 清 水 希 益 園

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 18 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
教 育 長	宮 城 眞 一
教 育 次 長	吉 野 栄 喜
参 事	嶋 崎 政 男
庶 務 課 長	古 谷 光 好
指導室 長	嶋 崎 政 男
主 務 取 扱 幹	中 澤 正 人
学 校 給 食 課 長	中 村 守 一
社 会 教 育 課 長	田 中 実
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	野 方 孝
公 民 館 長	坂 本 幸 雄
図 書 館 長	菅 井 憲 一

⑤

福農委発第 34 号

平成 18 年 1 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市農業委員会会長 野 崎 博 圃

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 18 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
生 活 環 境 部 長	田 辺 恒 久
生活環境部地域振興課長	森 田 秀 司

⑤

福選発第106号

平成18年1月4日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市選挙管理委員会

委員長 樋口拓行 囀

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第121条の規定により、次の者を平成18年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職名	氏名
事務局長	山崎典雄

写

福 監 発 第 55 号

平成 18 年 1 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市代表監査委員 沖 倉 強 固

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 18 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
事 務 局 長	荒 井 公 雄

②

福 固 審 発 第 8 号

平成 18 年 1 月 4 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市固定資産評価審査委員会

委員長 森 田 展 州 圃

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 18 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
総 務 部 長	吉 沢 英 治
総務部文書職員課長	坂 本 勝 久

福 議 発 第 199 号
平成18年2月21日

様

福生市議会議長
石 川 和 夫

議案説明員の出席要求について

平成18年第1回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日 平成18年2月28日(火)
- 2 場 所 福生市議会議場

⑤

福総文発第 186 号

平成 18 年 2 月 15 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

写

専決第1号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和57年3月10日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成18年2月15日

福生市長 野澤久人 印

損害賠償額の決定について

福生市は、市有車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

1 損害賠償の額 金162,806円

2 損害賠償の相手方

所有者 日野市日野台3-1-1
日野自動車株式会社

使用者 羽村市緑ヶ丘3-1-1
川 村 貢 一

3 事故の概要

平成17年12月27日午前9時45分頃、福生市大字福生1072番地福生消防署駐車場内において、市有車を後進にて発車した際、右側に駐車していた相手方車両の右側前部に接触して損害を与えた。

なお、相手方車両には、搭乗者がなく人的損害はなかった。

⑤

福 監 発 第 6 0 号

平成18年1月13日

福生市長 野 澤 久 人 様

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強

同 今 林 昌 茂

平成17年11月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 12月21日(水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成17年11月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 11月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、11月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 17 年 11 月 分

平成 17 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・％)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 20,690,986	1,178,509,135	10,889,692,880	52.6	運 1,240,000,000
		1,085,756,016	12,256,568,448	59.2	△1,366,875,568
国 保 会 計	4,858,711	418,005,180	2,788,514,736	57.4	運 260,000,000
		415,909,575	2,973,954,598	61.2	△185,439,862
老人保健医療会計	3,293,926	286,897,842	1,951,631,444	59.2	10,923,836
		276,745,577	1,940,707,608	58.9	
下水道事業会計	2,128,533	63,993,052	1,068,587,947	50.2	63,596,098
		38,083,470	1,004,991,849	47.2	
介護保険会計	2,312,140	190,461,715	1,464,411,159	63.3	41,862,310
		203,363,124	1,422,548,849	61.5	
受託水道事業会計	396,769	14,738,000	220,588,104	55.6	26,305,917
		17,380,379	194,282,187	49.0	
合 計	33,681,065	2,152,604,924	18,383,426,270	54.6	運 1,500,000,000
		2,037,238,141	19,793,053,539	58.8	△1,409,627,269

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	63,187,866	266,156,358	261,072,931	68,271,293
都 税	79,908,527	132,842,681	79,908,527	132,842,681
合 計	143,096,393	398,999,039	340,981,458	201,113,974

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
職員退職準備基金	143,631,267	0	0	143,631,267
庁舎建設基金	2,401,168,727	0	0	2,401,168,727
都市施設整備基金	運△220,000,000 1,424,484,230	戻 220,000,000 返 22,078,517	0	1,446,562,747
育 英 基 金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,053,519	0	0	352,053,519
財 政 調 整 基 金	運△1,654,000,000 1,662,629,707	戻 464,000,000 0	運 310,000,000 0	運△1,500,000,000 1,662,629,707
学校施設等整備基金	2,068,501,451	0	0	2,068,501,451
ふるさと人づくり まちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	3,491	積 1,544,417	0	1,547,908
中小企業振興資 金一時補填基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 資金貸付基金	5,760,000	返 4,489,378	貸 4,489,378	5,760,000
合 計	運△1,874,000,000 8,489,364,415	戻 684,000,000 28,112,312	運 310,000,000 4,489,378	運△1,500,000,000 8,512,987,349

・ 運は運用金 ・ 返は返済金 ・ 貸は貸付金 ・ 戻は戻入金 ・ 積は積立金

⑤

福 監 発 第 6 3 号
平成 1 8 年 2 月 7 日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 今 林 昌 茂

平成 1 7 年 1 2 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 1 月 2 7 日 (金)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 1 7 年 1 2 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 1 2 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、1 2 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 17 年 12 月分

平成 17 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 20,825,558	2,825,310,418	13,715,003,298	65.9	運 560,000,000
		1,773,280,592	14,029,849,040	67.4	△314,845,742
国 保 会 計	4,858,711	382,979,804	3,171,494,540	65.3	運 240,000,000
		399,503,690	3,373,458,288	69.4	△201,963,748
老人保健医療会計	3,293,926	276,407,068	2,228,038,512	67.6	20,645,908
		266,684,996	2,207,392,604	67.0	
下水道事業会計	2,128,533	143,808,697	1,212,396,644	57.0	192,941,229
		14,463,566	1,019,455,415	47.9	
介護保険会計	2,321,065	197,626,700	1,662,037,859	71.6	43,034,390
		196,454,620	1,619,003,469	69.8	
受託水道事業会計	396,769	45,548,000	266,136,104	67.1	18,444,109
		53,409,808	247,691,995	62.4	
合 計	33,824,562	3,871,680,687	22,255,106,957	65.8	運 800,000,000
		2,703,797,272	22,496,850,811	66.5	△241,743,854

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	68,271,293	394,126,193	392,153,306	70,244,180
都 税	132,842,681	70,569,994	132,842,681	70,569,994
合 計	201,113,974	464,696,187	524,995,987	140,814,174

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
職員退職準備基金	143,631,267	0	0	143,631,267
庁舎建設基金	2,401,168,727	0	0	2,401,168,727
都市施設整備基金	1,446,562,747	0	0	1,446,562,747
育 英 基 金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,053,519	0	0	352,053,519
財 政 調 整 基 金	運△1,500,000,000 1,662,629,707	戻 930,000,000 0	運 230,000,000 0	運△800,000,000 1,662,629,707
学校施設等整備基金	2,068,501,451	0	0	2,068,501,451
ふるさと人づくり まちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	1,547,908	0	0	1,547,908
中小企業振興資 金一時補填基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 資金貸付基金	5,760,000	返 3,567,787	貸 3,807,787	5,520,000
合 計	運△1,500,000,000 8,512,987,349	戻 930,000,000 3,567,787	運 230,000,000 3,807,787	運△800,000,000 8,512,747,349

・ 運は運用金 ・ 返は返済金 ・ 貸は貸付金 ・ 戻は戻入金



福監発第 66 号

平成 18 年 2 月 23 日

福 生 市 長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長 石 川 和 夫 様
福生市教育委員会
 委員長 清 水 希 益 様

福生市監査委員 沖 倉 強
 同 今 林 昌 茂

平成 17 年度第 2 回定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条 12 項の規定により通知願います。

平成17年度

第2回

定期監査報告書

企画財政部秘書広報課

都市建設部水道事務所

教育委員会学校給食課

給食センター

福生市監査委員

平成 17 年度第 2 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の対象

企画財政部秘書広報課・都市建設部水道事務所・教育委員会学校給食課・給食センター

第 3 監査の範囲

平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第 4 実施期間

平成 17 年 10 月 18 日から平成 17 年 11 月 9 日まで

第 5 実施方法

監査の実施については、監査の対象とした所管課の財務に関すること及びその他これに関する事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、関係諸帳簿及び関係書類等の審査・照合、並びに関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続きにより実施し、次の点に主眼を置き監査を実施した。

- 1 職員の事務の遂行が適正に行われているか。出張命令簿、超過勤務等命令簿、出勤表（タイムカード）、自動車運転日誌等の整理保存等は適正に行われているか。
- 2 予算の執行（予算経理、歳入調定、契約事務、支出の費目区分等）が効率的に行われているか。
- 3 資金前渡（前入金受領、支払、精算の時期等）事務の執行が適正に行われているか。
- 4 委託事業の遂行（委託内容、契約手続、委託料の支出等）は適正に行われているか。
- 5 事業の目的を達成し、効果を上げているか。

第 6 監査の結果

事務の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせ以下に記述する。

1 予算の執行状況について

平成 17 年 4 月から平成 17 年 9 月までの秘書広報課・水道事務所・学校給食課・給食センターにおける歳入歳出予算の執行状況は、別表 1 のとおりである。

歳入歳出予算の執行について、歳入調定票、収入通知書、支出命令書、支出負担行為決定書、物品等購入伺票、請書、予算流用要求書等を確認した結果、適正に処理されているものと認められた。

【各課共通】

2 職員の勤務の管理状況について

職員の勤務の管理状況について、出勤整理簿及び出勤表（タイムカード）の取扱は適正に処理されているか、超過勤務手当、旅費及び特殊勤務手当の支給事務は適正に行われているか等、超過勤務命令簿及び出張命令簿等と照合するなどにより確認した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

- ◆ 休暇願について各職員の月々の合計及び前月末の残数等が記載されていなかった。

【秘書広報課】

- ◆ 出勤表（タイムカード）4・5月分について全職員分の休暇の集計がされていなかった。

【学校給食課・給食センター】

3 被服等貸与品の管理状況について

被服等貸与品の管理状況について確認をした結果、貸与品は台帳に適正に記載され、貸与品の管理についてもおおむね適正に処理されている。なお、貸与品の廃棄については個人に任されているので取扱いについて十分注意をするよう指導されたい。

【各課共通】

4 高速道路使用券（ハイウェイカード等）について

帳簿類等により使用目的・使用額・残額・残数が記載されるなど適正に処理されているか確認した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

- ◆ 回数券の残数が多く見受けられ、これは購入した枚数が月々の使用枚数に比較して多すぎるためと思われる。また、購入時期については年度末に一括購入されていた。なお、ハイウェイカード・回数券共に順次廃止されることになっており、これに伴う手続きに注意をされたい。

【秘書広報課】

5 郵券等の管理について

帳簿類等による管理及び保管方法について適正に処理されているか確認した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

- ◆ 使用枚数に比較して購入枚数が多すぎるように見受けられた。また、購入時期についても再考されたい。
- ◆ 郵券について保管・管理方法がレターケース内であり適正とは思えないので、金庫等へ保管するよう留意されたい。

【水道事務所】

6 公金等の取扱い状況について

公金等について金品・販売代金等の受領から入金までの取扱いについて確認した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

- ◆ テレホンカードについて保管・管理方法がロッカー内であり適正とは思えないので、金庫等へ保管するよう留意されたい。また、近年携帯電話の普及や公衆電話の減少によりテレホンカードの利用が低下しているため、このまま在庫として抱えるよりも、これを金額に換算すると多額になることから、今後有効活用を検討されたい。

【秘書広報課】

7 車輛の管理状況について

自動車運転日誌等について確認した結果、次の事項を除き、おおむね適正に管理されていた。

- ◆ 運転日誌の様式について、すべて指定様式以外のものが使用されていたので、指定様式にするか、現在使用の日誌の内容を一部変更し帳票登録する等の措置をされたい。

【水道事務所】

【学校給食課・給食センター】

- ◆ 運転日誌の決済について、日々の決済がすべて漏れている車輛及び月末にまとめて1回の決済がされている車輛など、管理方法に統一性が見られないので、全車輛統一の管理をされたい。また、始業点検については、交通安全確認の日に一斉点検が実施されていたが、日々の点検については行われているようには見受けられなかった（市長車を除く）。運転者及び管理者等は、事故防止・安全運転の徹底を図る上でも、日々の点検等に留意し、車の安全な運行と管理に努められたい。

【秘書広報課】

【水道事務所】

8 備品の管理について

備品台帳は具備され、記載内容と現物は一致しているか、また記載されていないものはないか等、備品の管理状況について確認したその結果、次の事項を除き、おおむね適正に管理されていた。

- ◆ 今年度備品として購入した品物の中に、消耗品と思われる品物（箸・トレイ等）が見受けられたので、備品としての取扱いについて関係課と協議をして対応されたい。

【学校給食課・給食センター】

9 委託事業について

委託事業契約の起案書、見積書、請書、契約書、契約締結伺、完了検査証等の関係書類について審査・照合した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

- ◆ 声の広報作成委託事業の成果品であるテープを確認すべく調査したが、テープが無く担当職員から事情聴取したところ、テープは委託業者から当事者に直接配布されているため、担当課には保管されていないとの事、このことは、成果品の内容確認がされないまま送られており、更には委託事業の完了確認がされていないことになる。今後、担当課の役割として内容確認を実施されたい。

【秘書広報課】

10 給食用食材の調達について

給食用食材の調達について食材の調達方法・納入業者の選定方法等について確認を行った。

- ◆ 肉・野菜・乾物等については見本を参考に、毎月入札を行い、最低価格業者を購入業者と決定するなど適正に行われていると見受けられる。また、調理については調理器材・調理員等の衛生管理の徹底及びさらなる向上を図られたい。また、今後も児童の嗜好・栄養管理等の調査研究・改善等に努力をされたい。

【学校給食課・給食センター】

別表 1

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 秘書広報課所管分

歳 入

平成17年9月30日現在 (単位: 円. %)

款 項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
					対予算	対調定	
1 4	国庫支出金	271,100,000	0	0	0.0	0.0	
2	国庫補助金	270,000,000	0	0	0.0	0.0	
	7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	270,000,000	0	0	0.0	0.0	特定防衛施設周辺整備調整交付金
3	委 託 金	1,100,000	0	0	0.0	0.0	
1	総務費委託金	1,100,000	0	0	0.0	0.0	
1 7	寄 附 金	300,000	300,000	300,000	100.0	100.0	
1	寄 附 金	300,000	300,000	300,000	100.0	100.0	
2	総務費寄附金	300,000	300,000	300,000	100.0	100.0	広報活動費寄附金
2 0	諸 収 入	102,000	107,100	107,100	105.0	100.0	
5	雑 入	102,000	107,100	107,100	105.0	100.0	
1	雑 入	102,000	107,100	107,100	105.0	100.0	市内マップ広告料外
	合 計	271,502,000	407,100	407,100	0.1	100.0	

歳 出

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執 行 率	説 明
2	総 務 費	45,542,000	15,432,543	30,109,457	33.8	
1	総務管理費	45,542,000	15,432,543	30,109,457	33.8	
1	一般管理費	7,811,000	3,421,789	4,389,211	43.8	秘書広報課分
4	広 報 費	37,616,000	11,895,754	25,720,246	31.6	秘書広報課分
8	企画調整費	115,000	115,000	0	100.0	秘書広報課分
5	労 働 費	100,000	100,000	0	100.0	
2	労働諸費	100,000	100,000	0	100.0	秘書広報課分
1	労働諸費	100,000	100,000	0	100.0	秘書広報課分
	合 計	45,642,000	15,532,543	30,109,457	34.0	

一般会計 学校給食課・給食センター所管分

歳 出

平成17年9月30日現在 (単位: 円. %)

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執 行 率	説 明
1 0	教 育 費	127,496,000	49,601,388	77,894,612	38.9	
3	中 学 校 費	35,316,000	8,498,437	26,817,563	24.0	学校給食課分
5	昼食対策費	35,316,000	8,498,437	26,817,563	24.0	学校給食課分
4	学校給食費	92,180,000	41,102,951	51,077,049	44.5	学校給食課分
1	学校給食費	92,180,000	41,102,951	51,077,049	44.5	学校給食課分
	合 計	127,496,000	49,601,388	77,894,612	38.9	

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 水道事務所所管分

歳 入

平成17年9月30日現在 (単位: 円. %)

款	項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
						対予算	対調定	
20	諸	収 入	4,985,000	0	0	0.0	0.0	
	5	雑 入	4,985,000	0	0	0.0	0.0	
		1 雑 入	4,985,000	0	0	0.0	0.0	受託水道事業管理 経費負担金
		合 計	4,985,000	0	0	0.0	0.0	

受託水道事業会計 水道事務所所管分

歳 入

平成17年9月30日現在 (単位: 円. %)

款	項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
						対予算	対調定	
1	受託水道事業	収入	396,769,000	182,378,107	182,378,107	45.9	100.0	
	1	都受託事業収入	396,769,000	182,378,107	182,378,107	45.9	100.0	
		1 管理収入	329,530,000	155,203,357	155,203,357	47.0	100.0	管理収入
		2 建設工事収入	67,239,000	27,174,750	27,174,750	40.4	100.0	建設工事収入
		合 計	396,769,000	182,378,107	182,378,107	45.9	100.0	

歳 出

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執 行 率	説 明
1	受託水道事業費		396,769,000	152,038,104	244,730,896	38.3	
	1	水道管理費	329,530,000	131,620,324	197,909,676	39.9	
		1 浄 水 費	2,265,000	0	2,265,000	0.0	
		2 配 水 費	132,298,000	49,554,999	82,743,001	37.4	
		3 給 水 費	73,337,000	26,190,880	47,146,120	35.7	
		4 業 務 費	121,630,000	55,874,445	65,755,555	45.9	
	2	建設改良費	67,239,000	20,417,780	46,821,220	30.3	
		1 水道建設費	67,239,000	20,417,780	46,821,220	30.3	
		合 計	396,769,000	152,038,104	244,730,896	38.3	



福監発第 67 号

平成 18 年 2 月 23 日

福 生 市 長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長 石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
 同 今 林 昌 茂

平成 17 年度第 3 回定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条 12 項の規定により通知願います。

平成17年度

第3回

定期監査報告書

総務部文書職員課

福祉部健康管理課

福生市監査委員

平成 17 年度第 3 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の対象

総務部文書職員課・福祉部健康管理課

第 3 監査の範囲

平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 11 月 30 日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第 4 実施期間

平成 17 年 12 月 19 日から平成 18 年 1 月 20 日まで

第 5 実施方法

監査の実施については、監査の対象とした所管課の財務に関すること及びその他これに関する事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、関係諸帳簿及び関係書類等の審査・照合、並びに関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続きにより実施し、次の点に主眼を置き監査を実施した。

- 1 職員の事務の遂行が適正に行われているか。出張命令簿、超過勤務等命令簿、出勤表（タイムカード）、自動車運転日誌等の整理保存等は適正に行われているか。
- 2 予算の執行（予算経理、歳入調定、契約事務、支出の費目区分等）が効率的に行われているか。
- 3 資金前渡（前渡金受領、支払、精算の時期等）事務の執行が適正に行われているか。
- 4 委託事業の遂行（委託内容、契約手続、委託料の支出等）は適正に行われているか。
- 5 事業の目的を達成し、効果を上げているか。

第 6 監査の結果

事務の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせ以下に記述する。

1 予算の執行状況について

平成 17 年 4 月から平成 17 年 11 月までの文書職員課・健康管理課における歳入歳出予算の執行状況は、別表 1 のとおりである。

歳入歳出予算の執行について、歳入調定票、収入通知書、支出命令書、支出負担行為決定書、物品等購入伺票、請書等を確認した結果、適正に処理されているものと認められた。

【各課共通】

2 職員の勤務の管理状況について

職員の勤務の管理状況について、出勤整理簿及び出勤表（タイムカード）の取扱は適正に処理されているか、超過勤務手当、旅費及び特殊勤務手当の支給事務は適正に行われているか等、超過勤務命令簿及び出張命令簿等と照合するなどにより確認した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

- ◆ 超過勤務が特定の人に集中しているのが見受けられた。特別な事情を除き、今後係内で業務の割振り等の調整をされたい。
- ◆ 各課分の出勤表（タイムカード）及び休暇願について、定期監査資料として要求時に、定期監査期間の最終月分（11月分）の出勤表（タイムカード）及び休暇願が未整理のままであった。定期監査は例年同月・同時期に実施しているので、資料要求に対応できるよう整理されたい。

【文書職員課】

- ◆ 超過勤務命令簿の勤務時間算定の誤り及び休日の超過勤務による振替分以外についての加算分が計上されてない超過勤務日が見受けられた。適正な処理を行うよう十分留意されたい。
- ◆ 各出先職場においては、出勤表（タイムカード）により職員の出退勤の管理がされているが、保健センター（健康管理課）においては出勤簿が使用されていた、関係各課と協議のうえ他職場との均衡を図れるよう善処されたい。

【健康管理課】

3 被服等貸与品の管理状況について

被服等貸与品の管理状況について確認をした結果、貸与品は台帳に適正に記載され、貸与品の管理についてもおおむね適正に処理されている。なお、貸与品の廃棄については個人に任されているので取扱いについて十分注意をするよう指導されたい。

【各課共通】

4 郵券等の管理について

帳簿類等による管理及び保管方法について適正に処理されているか確認した結果、使用枚数・用途等が管理簿により把握されており、また、その保管方法についても日中・夜間共に金庫に保管されており適正に管理されているものと認められた。

【健康管理課】

5 公金等の取扱い状況について

公金等の取扱いについて受領から入金までの取扱い及び保管方法について確認した結果取扱い及び保管方法共に適正に処理されているものと認められた。

【健康管理課】

6 車輛の管理状況について

自動車運転日誌等について確認した結果、次の事項を除き、おおむね適正に管理されていた。

- ◆ 管理車輛3台分の運転日誌の4月から11月までの管理者等の日々の決済がされていなかった。また、始業点検については、始業点検表が具備されておらず、実施されているようにも見受けられなかった。運転者及び管理者等は、事故防止・安全運転の徹底を図る上でも、日々の点検等に留意し、車の安全な運行と管理に努められたい。

【健康管理課】

7 備品の管理について

備品台帳は具備され、記載内容と現物は一致しているか、また記載されていないものはないか等、備品の管理状況について確認したその結果、次の事項を除き、おおむね適正に管理されていた。

- ◆ 備品台帳上には記載があるが実際上には無いものが見受けられた。再度確認のうえ抹消等の手続きをされたい。

【文書職員課】

8 負担金の状況について

負担金の支出等については適正に執行されていた。

【各課共通】

9 委託事業について

委託事業契約の起案書、見積書、請書、契約書、契約締結伺、完了検査証等の関係書類について審査・照合した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

- ◆ 職員胃検診委託について、業務期間完了後2ヶ月が経過しているが、支出がなされていなかった。事情はあると思われるが完了後の支払いは遅滞のないようにされたい。

【文書職員課】

10 公印の管理について

福生市公印規則により適正に管理されているか確認した結果、次の事項を除き、適正に管理されているものと認められた。

- ◆ 福生市公印規則・別表1・表の番号30・各課長印の保管方法について、福生市公印規則第10条に、公印は堅固な容器に納め執務時間外、休日及び週休日には、容器に封印又は錠を施しておかなければならない規則になっているが、今年度定期監査を実施した関係各課において、公印規則どおりに保管されていないように見受けられた。このことから、公印規則に順守した保管方法について関係各課に再度周知されたい。

【文書職員課】

11 書庫の管理状況等について

書庫の利用及び管理状況について調査をしたところ、書庫の利用については鍵の貸出簿により利用者が把握されており、また、管理については昼夜共に書庫は施錠され部外者が自由に入退室ができない状態に保たれており、おおむね適正に管理されていた。

【文書職員課】

12 ワクチンの保管状況等について

各種ワクチンの保管状況等について調査したところ、ワクチン（ＢＣＧ・小児麻痺）の保管状況については鍵のかかる冷凍保管庫に保管されていた。また、保管庫のある準備室も常に施錠され部外者の出入りは制限されている。その鍵の管理については常に金庫に保管され、品質及び在庫数等についても記録されており適正に管理されていた。

【健康管理課】

13 ＰＣサーバの管理状況等について

ＰＣサーバの管理状況等について調査したところ、次の事項を除き適正に管理されていると見受けられた。

- ◆ 保管方法については施錠のある専用のサーバ保管箱に収納されており、おおむね適正に保管されていると見受けられたが、設置場所については他業務との共用の部屋にあり、常時職員の目が行き届く場所ではないことから、部屋には施錠等を行い管理には十分留意されたい。

【健康管理課】

別表 1

予 算 の 執 行 状 況

一般会計

文書職員課所管分

歳 入

平成17年11月30日現在 (単位: 円. %)

款 項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
					対予算	対調定	
1 8	繰入金	27,230,000	0	0	0.0	0.0	
2	基金繰入金	27,230,000	0	0	0.0	0.0	
	5 退職手当特別負担 金準備基金繰入金	27,230,000	0	0	0.0	0.0	
2 0	諸 収 入	4,382,000	3,325,879	3,160,378	72.1	95.0	
5	雑 入	4,382,000	3,325,879	3,160,378	72.1	95.0	
	1 雑 入	4,382,000	3,325,879	3,160,378	72.1	95.0	生命保険等 事務手数料
	合 計	31,612,000	3,325,879	3,160,378	9.9	95.0	

歳 出

平成17年11月30日現在 (単位: 円. %)

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
1	議会費	74,559,000	46,179,998	28,379,002	61.9	
1	議会費	74,559,000	46,179,998	28,379,002	61.9	
1	議会費	74,559,000	46,179,998	28,379,002	61.9	
2	総 務 費	1,478,863,000	898,649,973	580,213,027	60.7	
1	総務管理費	997,484,000	600,896,657	396,587,343	60.2	
	1 一般管理費	891,988,000	553,207,948	338,780,052	62.0	
	2 人事管理費	83,750,000	41,636,195	42,113,805	49.7	
	3 文書管理費	21,746,000	6,052,514	15,693,486	27.8	
2	徴 税 費	261,307,000	160,656,540	100,650,460	61.4	
	1 税務総務費	261,307,000	160,656,540	100,650,460	61.4	
3	戸籍住民基本台帳費	131,388,000	81,823,156	49,564,844	62.2	
	1 戸籍住民基本台帳費	131,388,000	81,823,156	49,564,844	62.2	
4	選 挙 費	31,504,000	19,679,223	11,824,777	62.4	
	1 選挙管理委員会費	31,504,000	19,679,223	11,824,777	62.4	
5	統計調査費	23,152,000	14,881,488	8,270,512	64.2	
	1 統計調査総務費	23,152,000	14,881,488	8,270,512	64.2	
6	監査委員費	34,028,000	20,712,909	13,315,091	60.8	
	1 監査委員費	34,028,000	20,712,909	13,315,091	60.8	
3	民 生 費	751,689,000	456,380,088	295,308,912	60.7	
1	社会福祉費	364,086,000	218,367,298	145,718,702	59.9	
	1 社会福祉総務費	161,476,000	94,864,431	66,611,569	58.7	
	2 心身障害者福祉費	66,502,000	41,915,526	24,586,474	63.0	
	3 老人福祉費	28,914,000	17,481,359	11,432,641	60.4	
	5 国民年金事務費	29,655,000	17,872,676	11,782,324	60.2	
	7 介護保険費	77,539,000	46,233,306	31,305,694	59.6	
2	児童福祉費	304,990,000	187,417,192	117,572,808	61.4	
	1 児童福祉総務費	111,546,000	68,945,230	42,600,770	61.8	
	4 市立保育園費	167,606,000	102,590,595	65,015,405	61.2	
	5 児童館費	25,838,000	15,881,367	9,956,633	61.4	
3	生活保護費	82,613,000	50,595,598	32,017,402	61.2	
	1 生活保護総務費	82,613,000	50,595,598	32,017,402	61.2	
4	衛 生 費	217,820,000	119,102,112	98,717,888	54.6	
1	保健衛生費	135,365,000	71,546,990	63,818,010	52.8	
	1 保健衛生総務費	95,441,000	48,688,999	46,752,001	51.0	
	6 環境保全費	39,924,000	22,857,991	17,066,009	57.2	
2	清掃費	82,455,000	47,555,122	34,899,878	57.6	
	1 清掃総務費	82,455,000	47,555,122	34,899,878	57.6	
6	農林水産業費	37,167,000	22,804,145	14,362,855	61.3	
1	農 業 費	37,167,000	22,804,145	14,362,855	61.3	
	2 農業総務費	37,167,000	22,804,145	14,362,855	61.3	

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
7	商 工 費	30,279,000	17,713,789	12,565,211	58.5	
1	商 工 費	30,279,000	17,713,789	12,565,211	58.5	
	1 商工総務費	30,279,000	17,713,789	12,565,211	58.5	
8	土 木 費	354,658,000	210,410,471	144,247,529	59.3	
1	土木管理費	44,911,000	23,618,676	21,292,324	52.5	
	1 土木総務費	44,911,000	23,618,676	21,292,324	52.5	
2	道路橋りょう費	99,220,000	58,739,034	40,480,966	59.2	
	1 道路橋りょう総務費	80,762,000	47,471,334	33,290,666	58.7	
	6 緊急道路整備費	18,458,000	11,267,700	7,190,300	61.0	
3	都市計画費	178,386,000	110,087,580	68,298,420	61.7	
	1 都市計画総務費	144,027,000	89,529,075	54,497,925	62.1	
	4 公園管理費	34,359,000	20,558,505	13,800,495	59.8	
4	住 宅 費	32,141,000	17,965,181	14,175,819	55.8	
	1 住宅管理費	32,141,000	17,965,181	14,175,819	55.8	
10	教 育 費	1,068,957,000	630,911,602	438,045,398	59.0	
1	教育総務費	211,322,000	121,690,632	89,631,368	57.5	
	1 教育委員会費	211,322,000	121,690,632	89,631,368	57.5	
2	小学校費	124,684,000	72,163,853	52,520,147	57.8	
	1 学校管理費	124,684,000	72,163,853	52,520,147	57.8	
3	中学校費	40,484,000	25,720,122	14,763,878	63.5	
	1 学校管理費	40,484,000	25,720,122	14,763,878	63.5	
4	学校給食費	234,616,000	143,804,172	90,811,828	61.2	
	1 学校給食費	234,616,000	143,804,172	90,811,828	61.2	
5	社会教育費	363,233,000	213,614,629	149,618,371	58.8	
	1 社会教育総務費	68,826,000	42,495,764	26,330,236	61.7	
	4 市民会館費	48,916,000	30,171,755	18,744,245	61.6	
	5 公民館費	86,433,000	50,958,242	35,474,758	58.9	
	6 図書館費	159,058,000	89,988,868	69,069,132	56.5	
6	保健体育費	94,618,000	53,918,194	40,699,806	56.9	
	1 保健体育総務費	31,842,000	19,347,396	12,494,604	60.7	
	4 体育館費	62,776,000	34,570,798	28,205,202	55.0	
	合 計	4,013,992,000	2,402,152,178	1,611,839,822	59.8	

特別会計
下水道事業会計 文書職員課所管分

歳 出

平成17年11月30日現在 (単位: 円. %)

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
1	総 務 費	69,082,000	43,025,490	26,056,510	62.2	
1	総務管理費	69,082,000	43,025,490	26,056,510	62.2	
	1 一般管理費	69,082,000	43,025,490	26,056,510	62.2	
	合 計	69,082,000	43,025,490	26,056,510	62.2	

特別会計
受託水道会計 文書職員課所管分

歳 出

平成17年11月30日現在 (単位: 円. %)

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
1	受託水道事業費	161,989,000	98,700,474	63,288,526	60.9	
1	水道管理費	155,597,000	94,931,763	60,665,237	61.0	
	2 配水費	31,803,000	18,635,211	13,167,789	58.5	
	3 給水費	16,038,000	9,847,818	6,190,182	61.4	
	4 業務費	107,756,000	66,448,734	41,307,266	61.6	
2	建設事業費	6,392,000	3,768,711	2,623,289	58.9	
	1 水道建設費	6,392,000	3,768,711	2,623,289	58.9	
	合 計	161,989,000	98,700,474	63,288,526	60.9	

一般会計

健康管理課所管分

歳入

平成17年11月30日現在 (単位: 円. %)

款項	目	予算現額	調定額	収入済額	収入比率		説明
					対予算	対調定	
13	使用料及び手数料	1,540,000	1,430,150	1,430,150	92.8	100.0	
2	手数料	1,540,000	1,430,150	1,430,150	92.8	100.0	
	2 衛生手数料	1,540,000	1,430,150	1,430,150	92.8	100.0	登録・交付 手数料
14	国庫支出金	28,900,000	0	0	0.0	0.0	
1	国庫負担金	28,900,000	0	0	0.0	0.0	
	2 衛生費国庫負担金	28,900,000	0	0	0.0	0.0	保健事業費
15	都支出金	58,586,000	2,400,437	2,077,000	3.5	86.5	
1	都負担金	29,666,000	86,437	0	0.0	0.0	
	2 衛生費都負担金	29,666,000	86,437	0	0.0	0.0	保健事業費
2	都補助金	28,721,000	2,314,000	2,077,000	7.2	89.7	
	3 衛生費都補助金	28,721,000	2,314,000	2,077,000	7.2	89.7	休日歯科診 療事業
3	委託金	199,000	0	0	0.0	0.0	
	3 衛生費委託金	199,000	0	0	0.0	0.0	
20	諸収入	0	16,640	16,640	0.0	100.0	
5	雑収入	0	16,640	16,640	0.0	100.0	
	1 雑収入	0	16,640	16,640	0.0	100.0	その他の雑収 入・講師謝礼
合 計		89,026,000	3,847,227	3,523,790	3.9	91.5	

歳出

平成17年11月30日現在 (単位: 円. %)

款項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説明
4	衛生費	850,823,000	532,242,553	318,580,447	62.5	
1	保健衛生費	850,823,000	532,242,553	318,580,447	62.5	
	1 保健衛生総務費	521,203,000	335,346,760	185,856,240	64.3	
	2 成人保健費	229,726,000	153,677,657	76,048,343	66.8	
	3 母子保健費	32,336,000	15,056,182	17,279,818	46.5	
	4 予防費	56,115,000	23,058,322	33,056,678	41.0	
	8 保健センター 管理費	11,443,000	5,103,632	6,339,368	44.6	
合 計		850,823,000	532,242,553	318,580,447	62.5	

○福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
別表第1(第1条関係)

区 分		報 酬 額		摘 要	備 考
教育委員会	委員長	月額	90,000円		
	委員	月額	75,000円		
選挙管理委員会	委員長	月額	58,000円		
	委員	月額	45,000円		
監査委員	識見	月額	85,000円		
	議員	月額	46,000円		
農業委員会	会長	月額	48,000円		
	委員	月額	36,000円		
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	10,500円		
	委員	日額	8,500円		
行政改革推進委員会委員		日額	8,500円		
表彰審査委員会委員		日額	8,500円	議員は2分の1	
防災会議委員		日額	8,500円		並び替え
国民保護協議会委員		日額	8,500円		新たに設置
情報公開審査会委員		日額	8,500円		
個人情報保護審議会委員		日額	8,500円		
特別職報酬等審議会委員		日額	8,500円		並び替え
国民健康保険運営協議会委員		日額	8,500円		並び替え
交通安全対策協議会委員		日額	8,500円		
行政協力員		月額	30,000円		
中小企業振興資金融資審査会委員		日額	8,500円		
環境審議会委員		日額	8,500円		並び替え
地域新エネルギー詳細ビジョン策定委員会委員		日額	8,500円		廃止
廃棄物減量等推進審議会委員		日額	8,500円		
民生委員推せん会委員		日額	8,500円	議員は2分の1	
地域福祉推進委員会委員		日額	8,500円		
社会福祉協力委員		月額	9,500円		
障害程度区分認定審査会委員	医師	日額	24,000円		新たに設置
	医師以外の委員	日額	18,000円		
介護認定審査会委員	医師	日額	24,000円		
	医師以外の委員	日額	18,000円		
地域包括支援センター運営協議会委員		日額	8,500円		新たに設置
予防接種健康被害調査委員会	会長	日額	10,500円		並び替え
	委員	日額	9,500円		
都市計画審議会委員		日額	8,500円	議員は2分の1	
土地区画整理審議会	会長	日額	10,500円		
	委員	日額	8,500円		
土地区画整理評価員		日額	8,500円		
育英資金運営審議会委員		日額	8,500円		
教育相談員	相談員	月額	202,000円		
	心理相談員	日額	15,000円		
社会教育委員		月額	9,000円		
体育指導委員		月額	9,000円		
文化財保護審議会委員		月額	9,000円		
青少年問題協議会委員		日額	8,500円		

区 分	報 酬 額	摘 要	備 考
公民館運営審議会委員	日額 8,500円		
図書館協議会委員	日額 8,500円		
学校給食センター運営審議会委員	日額 8,500円		
選挙長	14,000円	1回につき	
投票管理者	日額 18,000円		
開票管理者	14,000円	1回につき	
投票立会人	15,000円	1回につき。ただし、立会時間が投票時間の2分の1以内の場合は、7,500円とする。	
開票立会人	12,000円	1回につき	
選挙立会人	12,000円	1回につき	
選挙管理委員会補充員	日額 9,500円		
産業医	月額 63,400円		改定及び並び替え (63,500円)
福祉事務所嘱託医	月額 120,400円		改定及び並び替え (120,800円)
市立保育園嘱託医	月額 22,900円	1園につき	改定及び並び替え (23,000円)
市立保育園嘱託歯科医	月額 14,500円	1園につき	改定及び並び替え (14,600円)
予防接種医	日額 33,000円		改定及び並び替え (33,100円)
学校医	月額 63,400円	1校につき。ただし、2校以上の学校を兼務する場合は、2校目からの学校1校につき、42,000円とする。	改定及び並び替え (63,500円) (摘要欄42,100円)
学校歯科医	月額 42,000円	1校につき	改定及び並び替え (42,100円)
学校薬剤師	月額 20,700円	1校につき	改定及び並び替え (20,800円)
国民年金相談員	日額 10,000円		並び替え
消費生活相談員	日額 10,000円		新たに設置
就労促進指導員	日額 10,000円		並び替え
介護保険相談員	日額 10,000円		並び替え
児童指導員	月額 170,000円		並び替え
母子自立支援員	日額 10,000円		新たに設置
市民課窓口事務嘱託員	時間額 930円		
税務事務嘱託員	時間額 930円		
市税等収納嘱託員	基本額月額80,000円。ただし、基本額に次に掲げる金額の合計額を加算する。 (1) 納付書受理1件につき300円 (2) 市税等納付誓約書受理1件につき300円 (3) 新規口座振替依頼書受理1件につき1,000円	1 収納業務の状況に応じ、市長が特に必要と認めるときは、基本額及び加算する額を減額することができる。 2 報酬の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入する。	
国民健康保険事務嘱託員	時間額 930円		
国民年金事務嘱託員	時間額 930円		
市民サポートセンター嘱託員	時間額 930円		
老人保健医療事務嘱託員	時間額 930円		
清掃用務嘱託員	月額 158,800円	月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。	

区 分		報 酬 額	摘 要	備 考
障害福祉事務嘱託員		時間額 930円		
要介護認定調査嘱託員		日額 6,000円		
市立保育園保育士嘱託員		月額 170,000円	月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。	
児童福祉事務嘱託員		時間額 930円		
子ども家庭支援センター嘱託員		月額 170,000円	月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。	
土木作業嘱託員		月額 158,800円	月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。	
学校事務嘱託員		時間額 930円		
学校用務嘱託員		月額 158,800円	月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。	
体育館嘱託員		月額 170,000円	月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。	
市民会館用務嘱託員兼公民館用務嘱託員		月額 158,800円	月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。	
公民館嘱託員		月額 170,000円	月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。	
図書館嘱託員		時間額 1,080円		
再雇用職員	庁舎用務嘱託員	時間額 1,550円		
	学校給食調理嘱託員			
その他非常勤特別職		日額 8,500円以内		
		月額 35,500円以内		

※ 網掛け部分は、改正です。

※ 備考欄の()内は、改定前の報酬額です。

区市町村国民保護計画について

1 目 的

外国からの武力攻撃や大規模なテロ等から住民の生命、財産を保護するため、住民の避難や救援などの国民保護措置を的確・迅速に実施する。

2 根 拠

国民保護法第35条

市町村長は、都道府県計画に基づき国民保護計画を作成する。

3 規定事項

- (1) 国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 区市町村が行う国民保護措置
 - ・ 警報の伝達
 - ・ 避難の指示の伝達・誘導
 - ・ 避難住民の救援
- (3) 訓練及び物資・資材の備蓄
 - ・ 物資は、災害対策用を活用
- (4) 国民保護の実施体制
- (5) 関係機関との連携等

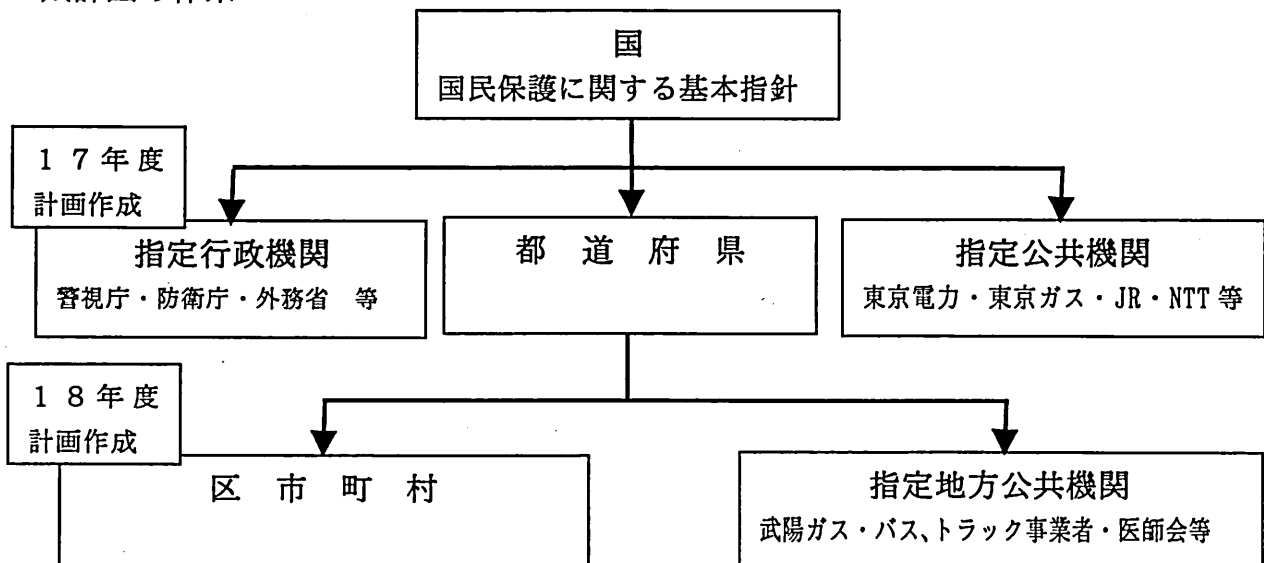
4 作成時期

平成18年度

5 協議報告事項

- (1) 計画作成にあたり区市町村国民保護協議会に付議する。
- (2) 計画案を都知事に協議する。
- (3) 計画作成後、議会に報告する。

※計画の体系



平成18年第1回定例会会期日程(案)

(会期29日間)

月	日	曜	種 別	内 容
2	28	火	本 会 議	} 一般質問
3	1	水	本 会 議	
	2	木	本 会 議	
	3	金	本 会 議	議案審議
	4	土	休 会	
	5	日	〃	
	6	月	〃	庁舎建設特別委員会 A10
	7	火	〃	予算特別委員会(予定) A9
	8	水	〃	予算特別委員会(予定) A9
	9	木	〃	予算特別委員会(予定) A9
	10	金	〃	
	11	土	〃	
	12	日	〃	
	13	月	〃	
	14	火	〃	建設環境委員会 A10
	15	水	〃	市民厚生委員会 A10
	16	木	〃	総務文教委員会 A10
	17	金	〃	横田基地対策特別委員会 A10
	18	土	〃	
	19	日	〃	
	20	月	〃	
	21	火	〃	春分の日
	22	水	〃	議会運営委員会 A10
	23	木	〃	
	24	金	〃	
	25	土	〃	
	26	日	〃	
	27	月	〃	
	28	火	本 会 議	審査報告

一般質問

平成18年第1回福生市議会定例会

通 告 者	質 問 内 容	時 間
1 増 田 俊 一	1 緑地保全について (1) 農業の現状と今後の取り組みについて	4 5 分
2 大 野 聰	1 介護保険制度について (1) 介護保険法改正の概要について (2) 市の取り組みについて (3) 「健康福生21」との関連性について 2 保育行政について (1) 幼保一元化にかかる総合施設の具体的な方策について (2) 保育コスト等について 3 安全・安心なまちづくりについて (1) 防犯対策の現状について (2) 安全・安心まちづくり市民ひろばの活動状況について (3) 安全・安心まちづくり条例の検討状況について 4 子どもの居場所づくり(地域こども教室推進事業)について (1) 市としての検討状況について (2) 今後の取り組み方針について (3) 他市町の実施状況について	1 時間 2 0 分
3 沼 崎 満 子	1 子育て支援について (1) 子育て支援事業に対する今後の新たな取り組みについて (2) 市の保育状況と公立保育園の民営化の進捗状況について 2 市民に対する救命対策について (1) 公共施設へのAED(自動体外式除細動器)設置の進捗状況について 3 教育行政について (1) 「発達障害児の特別支援教育」の充実について	4 5 分
4 前 田 正 蔵	1 行財政改革について (1) バランスシート等から見た今後の取り組みについて (2) 行財政改革の数値目標並びにその期限設定の考えについて (3) 人件費の数値目標管理における今後の人事管理について (4) 行政改革推進委員会・行政改革推進本部の検討内容について	1 時間

通 告 者	質 問 内 容	時 間
5 遠 藤 洋 一	1 横田基地について (1) 米軍再編の中間報告その後の対応について (2) 米兵ひき逃げ事件について (3) 1月の横田基地運用即応演習について (4) 防衛施設庁の「官製談合」事件について 2 東福生駅の整備について (1) 自由通路の改修、駅構内の改修はどうなっているのか (2) 周辺自転車対策は	1 時間 20 分
6 青 海 俊 伯	1 介護保険事業計画（第3期）について (1) 小規模多機能型居宅介護について (2) 介護予防施策について (3) 移送サービスについて 2 学童クラブについて (1) 子育て支援事業の一環としての学童クラブのあり方について 3 子供を犯罪から守る取り組みについて (1) 自分で守る取り組みについて (2) 学校で守る取り組みについて 4 民間住宅耐震診断助成制度について (1) 18年度以降のスケジュールについて	1 時間 30 分
7 中 森 富 久	1 まちづくりの仕組みについて (1) まちづくり条例（自治基本条例、参画条例）について (2) 職員の勉強会に市民の参画機会について (3) 輝き市民サポートセンターとふっさボランティア・市民活動センターとの相互連携について 2 入札について (1) 政策入札について (2) 品質評価型入札制度（地域貢献評価項目）について (3) 電子入札について 3 国勢調査について (1) 調査における福生市での課題について (2) 国への報告と要望について (3) 調査員の確保について 4 学童クラブについて (1) 今後の学童クラブのあり方について (2) 臨時第2たんぼぼの進行状況について 5 福生市の住環境について (1) 住宅マスタープランの考え方について (2) 住宅マスタープランの課題について 6 教育行政について (1) 司書教諭の充実について (2) 学校図書館とこども読書推進計画について	1 時間 30 分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
8 今 林 昌 茂	1 道路行政について (1) 国道16号線渋滞の現状と課題について (2) 圏央道の進捗状況と温室効果ガス (CO ₂) の状況変化について (3) 国道16号線の武蔵野橋から新奥多摩街道の進捗状況について 2 横田基地について (1) 米軍再編による米兵の数の増減について (2) 横田基地関係で米兵のトラブルの現況について (3) 外出禁止令はいつまで続くのかについて 3 市有地等の管理について (1) 行政財産等の未利用地の管理状況について	1 時間
9 原 島 貞 夫	1 環境行政について (1) 地域エネルギービジョンについて 2 都市基盤整備について (1) 牛浜駅のバリアフリー化について	3 0 分
10 森 田 昌 巳	1 安心・安全のまちづくりについて (1) 高齢者の焼死事故の防止対策について (2) 高齢者、障害者等要支援者の避難対策について (3) 緊急通報システムの運用状況について (4) 火災報知器の設置について 2 ハトの公害について (1) 市内のハトトラブルの状況について (2) ハトの生息数と苦情処理の状況について (3) えさやり防止キャンペーンの展開について	4 5 分
11 阿 南 育 子	1 横田基地について (1) 横田基地の在日米軍再編問題、その後の状況について (2) 日常生活に関する協定について 2 福祉行政について (1) 学童保育待機児童対策について (2) 児童館等施設の点検について 3 学校の安全について (1) 防犯カメラ設置の考え方について (2) 地域安全マップづくり、その後について 4 子どもの人権条例制定について (1) 子どもの人権への考え方について (2) 条例制定について	1 時間 1 5 分
12 串 田 金 八	1 八高線に移設してのまちづくりについて (1) 八高線を横田基地内へ移設してのまちづくりの考えについて	3 0 分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
13 大 野 悦 子	1 輝き市民サポートセンターについて (1) その後の経過について (2) 利用団体やその内容について (3) この間の変化について	30分
14 小 野 沢 久	1 米軍横田基地について (1) 航空自衛隊航空総司令の移駐と共同統合調整所についての見解について (2) 強化拡大によるテロ等の危険度の見解について (3) 基地ゲートにある監視カメラの役割について 2 市有財産の有効的活用について (1) 公用地や公共施設の活用について (2) 土地開発公社が先行取得した用地の買戻しについて 3 生活基盤整備について (1) 東福生駅及び周辺対策について (2) 段差の少ない優しい道路づくりについて 4 下の川緑地の管理について (1) はけ地の樹木の管理について (2) せせらぎについて	1時間 15分
15 田 村 正 秋	1 福生市ホームページについて (1) 市民参加と活用について 2 雇用対策について (1) ニート・フリーターの現状と対策について 3 高額医療について (1) 現状での高額医療の状況について	1時間
16 田 村 昌 巳	1 国民保護法について (1) 市の今後の取り組みについて 2 社会教育施設について (1) 福生中央体育館の維持管理等について	30分
17 高 橋 章 夫	1 ホームレス対応策について (1) ホームレス住民登録判決に対する市の考え方について 2 防犯対策について (1) 現在実施している防犯対策について (2) 現在の発生状況と発生地域について 3 オストメイト対応トイレの設置について (1) 公共施設のオストメイト対応トイレ設置の考え方について 4 通学路対策について (1) 武蔵野橋拡幅に伴う通学路対策について	1時間

通 告 者	質 問 内 容	時 間
	(2) 旧奥多摩街道と市道258、259号線の交差点について (3) 奥多摩街道と睦橋通りの通学路としての安全性について	
18 加 藤 育 男	1 横田基地について (1) 横田基地の在日米軍再編について (2) 自衛隊航空総隊の移駐について 2 町会活動について (1) 町会活動に対しての市の見解は (2) 町会助成金の減額はあるのか 3 児童・生徒の安全について (1) 児童・生徒の安全確保に向けて、市としての取り組みは (2) 地域安全マップづくりの意義について	1 時間
19 松 山 清	1 横田基地について (1) 米軍再編問題に対する市長の対応は 2 子育て支援策について (1) 出産祝金の支給について (2) 乳幼児医療費助成制度から子ども医療費助成制度に拡充を (3) 保育園待機児ゼロは確保されるのか	1 時間

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成18年3月3日第1回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
総務文教委員会	議案第1号	福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第2号	福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）
	議案第4号	福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）
	議案第6号	福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	議案第13号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例
	議案第17号	福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
	議案第18号	福生市国民保護協議会条例
	議案第20号	平成17年度福生市一般会計補正予算（第7号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）
	議案第32号	不動産の譲与について
建設環境委員会	議案第12号	福生市都市公園条例の一部を改正する条例
	議案第14号	福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第15号	福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
	議案第20号	平成17年度福生市一般会計補正予算（第7号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）
	議案第24号	平成17年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第25号	平成17年度福生市受託水道事業会計補正予算（第2号）

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付 託 件 名
建設環境委員会	議案第30号	平成18年度福生市下水道事業会計予算
	議案第31号	平成18年度福生市受託水道事業会計予算
	議案第33号	損害賠償の額を定めることについて
市民厚生委員会	議案第 7 号	福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
	議案第 8 号	福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 9 号	福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
	議案第10号	福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例
	議案第11号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第16号	福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
	議案第19号	福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例
	議案第20号	平成17年度福生市一般会計補正予算（第7号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）
	議案第21号	平成17年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第22号	平成17年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第23号	平成17年度福生市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第27号	平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算
	議案第28号	平成18年度福生市老人保健医療特別会計予算
	議案第29号	平成18年度福生市介護保険特別会計予算

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付 託 件 名
	陳情第18－1号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情書
	陳情第18－2号	障害者自立支援法に関する陳情書
	陳情第18－3号	サービス利用や負担など介護保険の改善を求める陳情書
	陳情第18－4号	患者負担増の計画の中止を求める陳情書
特 別 委 員 会	議案第26号	平成18年度福生市一般会計予算

